

盜賊のインド史（二・完）——近代国家の周縁——

竹中千春

はじめに——合法と違法の間

第一章 独立インドと盜賊

第一節 盜賊の女王——プーラン・デーヴィー

第二節 盜賊の土地——チャンバル溪谷

第三節 盜賊現象の分析

第四節 プーランの生涯（以上前号）

第二章 植民地占領と盜賊

第一節 内陸に広がる辺境地帯

第二節 イギリスの占領統治

第三節 タグとダコイトの掃討作戦

第四節 「山の民」の反乱

第三章 植民地国家と盜賊

第一節 誰がインド大反乱を戦ったか

第二節 犯罪部族法の制定

第三節 「イギリスの平和」

第四節 ガンデー主義と農民一揆

むすびにかえて——参加民主主義への道(以上本号)

第二章 植民地占領と盜賊

第一節 内陸に広がる辺境地帯

本稿の前半で紹介したプーランが、北インドのチャンバル溪谷(Chambal Valley)とその周辺地域に現れた初めての「ダコイト(Dacoit 盜賊)」ではない。すでに述べたように、長い歴史の中で、この一帯には「ダコイト」や他の名称で呼ばれる「盜賊」や「強盜」が出没し続け、完全に一掃されたことはなかった。「伝統」と言えるほど盜賊現象はこの地域に定着し、むしろ彼らの存在を前提として、さまざまな政治権力がこの地域での統治を樹立してきた。中央アジアのイスラーム勢力の樹立したムガル帝国の時代にも、その後イギリスが支配を拡大した一八世紀後半から一九世紀初めにも、そのような状況が存在していた。したがって、イギリスの軍人や官僚が、「盜賊」や「強盜」という「問題」に直面したのは、偶然ではなかった。

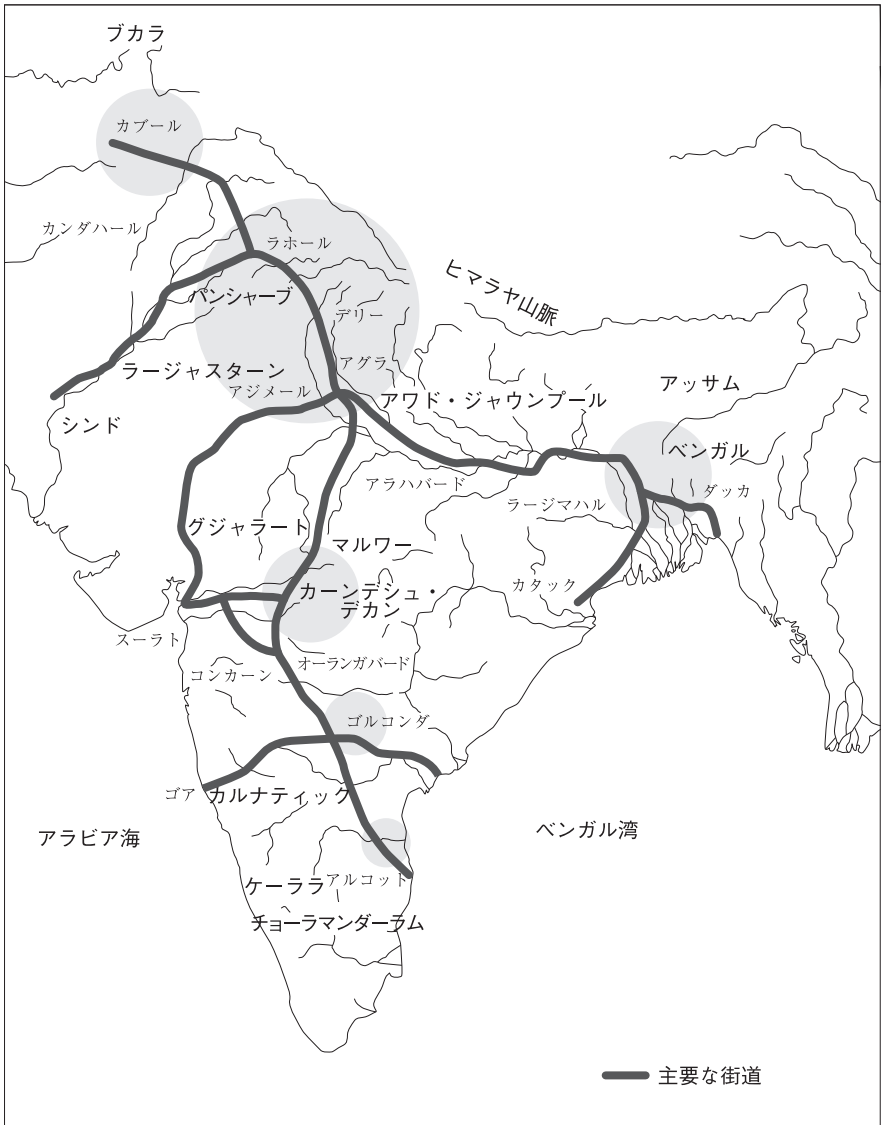
一九世紀初めに記された文献では、次のように書かれている。「インドには、あらゆる種類の木々が生育し、たくさんの森や広大に広がる荒野がある。だからこそ、こうした荒地地(wastes)が、王族にも彼らに支配される人々にも、その支配に反旗を翻させるような誘因を提供してきたのだろう。この国にある農民の人口や家畜の数

は、他を圧倒するほどの豊かさだが、にもかかわらず、人口激減や荒廃は突然、想像できないほど急激に起こってきたからである⁽¹⁾。チャンバル地域は、まさにこの引用文の中で表現されている「荒地地」として、自然の森と荒野に数多くの動物を生育させ、同時に、時の権力に抗う人々の抵抗の基盤となってきた。

さて、国家的な政治権力が「境界線 (boundaries)」で明確に区切られた土地を保有し、その境界線において土地の住民に一元的な統治を行うという思想とその実践は、西欧近代の国家形成とともに発展した。裏返せば、西欧以外の地域あるいは近代以外の時代における政治権力の支配は、そのようなものとしては実現されなかったか、あるいは部分的に類似したものが実現されたにすぎない。権力の限界を示す境界領域は、状況に応じて変化する曖昧なもので、より広がりのある「地帯 (zone)」として存在していた⁽²⁾。それはまた、ムガル帝国だけでなく、アジアやヨーロッパのさまざまな地域の帝国や王国において、「辺境防衛 (the guardian of the frontier)」が軍事的に重要な役割を占めていたこととつながっている。

また、他の帝国や王国との間に置かれた幅広い境界領域の「辺境は、同時に変化の地帯を意味し、たとえば自然環境として、あるいは行政的な地域として、二つの異なる地域の間が存在していた。いずれにせよ、これらを分離させるのではなくて、むしろ結びつけ統合する役割を、辺境は自然に果たしていた⁽³⁾。要するに、「辺境」は、他者から自らの国を守るための「門 (gate)」であると同時に、他者を「迎え入れる入り口 (inviting entrance)」としての機能を果たしていた⁽⁴⁾。「辺境」の向こうからやってくる隊商や船団を介し、より遠方との交易を行って、中央権力は豊かな財源と優秀な武器を確保しようとしたからである。

ムガル時代⁽⁵⁾の軍事情勢を地政学的に分析したゴーマンズは、地図2のように、この時代の幹線道路とそれらが結んだ行政・商業的な中心地を描いている。こうした道路の結ばれ方は、ガンジス川などの主要な川の流れとも重なっており、自然状況の変化によって少しずつ修正されながら、基本的には長い歴史の中で不変的に維持されてき



地図2 ムーガル時代の街道と権力の中心地
出典：Gommans, Jos, *Mughal Warfare* (London and New York : Routledge, 2002), p.18.

たものである。「ベンガルとカプールを結び、途中でグジャラートの方向に抜ける北方の道路、デカン高原を越える南方への道路、そしてこれは東側に折れてベンガル湾の港に抜けるものと、西側に折れてアラビア海に抜けるものとに分岐する」、アルファベットのZの字に似たZ型の道路網が敷かれてきたという。⁽⁵⁾ デカン高原の周辺は乾燥気候のために東西のルート以上に食糧や水の調達がむずかしかったため、海岸部での交易がそれを補完することになった。

そもそも帝国の形成とは中心と各方面の辺境地帯を結ぶ「コミュニケーション・ルート」の構築とほぼ同義であり、それは「道路建設」にほかならなかった。古代ローマ帝国がそうであったように、一五世紀から一六世紀のムガル帝国の初期には「乾燥した内陸部の行軍地帯 (marchland) のように、帝国の道路は行政や商業上のいくつかの中心地を結びつけるとともに、後背地の農業地帯を中心に結びつける機能を果たした。いいかえれば、農業生産物を現金での税収に変えるネクススを作り上げたのである」。⁽⁶⁾ 道路網と水路で結ばれたムガル帝国の皇帝は、この帝国が「世界帝国」であるとし、首都デリーを中心とした権力は道路を通じて東西南北に広がり、世界中の土地はすべてムガールの州であると豪語していたが、実際の支配圏は亜大陸の中にほぼ収まっていた。外延的な帝国の限界は、北西のアフガニスタン地域、北東のベンガル・アッサム地域、デカン高原以南の地域であり、アウラングゼーブ帝の治世の時に南インドに大きく進出し、最大の版土を達成した。

このように、歴史的にインド地域で巨大な国家を築いた勢力が外来の勢力であったことは、興味深い事実である。イギリスが植民地化する以前の「インドの中世」は、中央アジアや西アジアからイスラーム化した民族が侵入して、ガンジス川流域に権力を築いた時代である。イスラーム勢力といっても民族や部族の出自、言語や文化もさまざまに異なったトルコ人、ペルシャ人、アフガン人、ティモール人などであった。けれども、彼らに共通していたのは、侵略・征服して富を略奪する武装勢力であり、もともとは遊牧・狩猟民族の「移動する人々 (nomad)」

であったことである。とくにアフガン人は、髭を生やした強靱な戦士の一団で、イスラームの正義を振りかざしていても、宿営地で戦利品を分配し、奪い取った酒を酌み交わして騒ぐ無頼な文化で有名だった。強力な兵士たちの連帯は、血縁や宗教よりも、「酒 (booze)」によって支えられたという。したがって、こうした武装勢力を味方に付けながら、常にその反乱に目を光らせてこの地帯一帯を傘下におさめたムガル帝国の初代皇帝バール大帝は、一方では皇帝としての優雅な振る舞いと高貴な威信を身につけるように努力しながら、他方では戦士集団に愛し支持され畏れられるために、ティモール人でありながらアフガン人のように長い髭を生やし、宿営地では武将たちと磊落に酒宴を開いたと言われている⁽⁷⁾。

伝統的に、外来の遊牧・狩猟民族にとっては、支配とは侵略を意味し、一箇所に止まって農耕する定住民の社会を基盤とした王国を築くことよりも、騎馬隊として移動して拠点を確保し、さらにより良い土地へと乗り換えていくことが重要だった。そうした勢力が、インド亜大陸の北西から侵入して、デカン高原以南やベンガル地域、ときには東のアッサム地域にまで到達した。こうした武装勢力の特徴は、長期的な統治権力を国家的に築き上げたムガル帝国のあり方にも反映されていた。たとえば、「皇帝が一所に止まっていると帝国は滅びてしまう」という格言があり、城や壁を大変な労力をかけて建設しながら、皇帝自身はごく短期間しか滞在せず、しかも頻繁に首都を移動した。それだけでなく、皇帝の一行は大規模な旅団を組んで一日数キロの速さで進み、宮廷と軍事基地を動かしながら、一年中、領内を巡回したのである。猛暑の季節には、より涼しい気候の北方のカシミールやアフガニスタンのカブール方面へと進み、その後はモンスーンを避けながら東の地域へと移動し、そこから亜大陸の中心地域に戻ってくると、デリーやアグラなどの都に止まっておらず、さらに、中央から南のインドへ向かったのである⁽⁸⁾。

皇帝の大部隊は、数十万人の臣下・兵士・商人などを引き連れ、彼らの使う象・馬・牛、その他の家畜を何十万頭も伴い、「動く宮廷」として金品の豊富な財源を運び、財務管理などの事務を可能にするために役人と書類を移

動させた。皇帝の一行が目的地に行く前には、道路の建設や整備のための土木作業が行われ、それを使って首都全体が空前の規模で移動したようなものであった。膨大な数の人々と動物がテントを張って宿営するには、広大な安全な土地、消費される大量の食糧や水、家畜のための飼料や牧草地を確保することが不可欠であった。各地の領主は、皇帝が通るときに税を納めて贈り物をし、食糧や水や飼料を提供するとともに、宿营地や放牧地を明け渡して歓待しなければならなかった。また、そうした消費を必要とする大集団が行き来するということは、巨大な市場(bazaar、バザール)が定期的に開催され、移動していくことをも意味した。こうして、政治的な支配と被支配の関係が、動くキャラバンによって現実の形をとると考えられたのである。

ここまで、インド亜大陸における帝国の形成とその辺境について考えてきたが、本稿に関連して注目したいのは、通常考える外延的な、つまり帝国の外との境目に位置した「辺境」よりも、そのような外に面した辺境地帯と軍事戦略や交易関係によって深く結びつきながら、亜大陸の内陸部に広がっていた「内陸の辺境 (interior frontier)」である。前稿で取り上げたチャンバル溪谷は、こうした「内陸の辺境」として知られた地域であった。

ムガル帝国アクバル帝の使った巻物の地図には、方向と距離、目印となる山や川、主要道路と脇道などが示されている。もっとも、地図と言っても、一九世紀以降今日まで使われているような、科学的な測量を経て、地形や土地の広さを正確に縮小し、行政的に区切られた地図ではない。このように近代的な地図が、鳥瞰の視点で東西南北を固定して距離の単位に基づいて表現されるとすれば、ムガル時代のもは道路を進む軍隊の視線で捉えられた地形を写しており、移動する人々が記憶しておくべき目印が記されている。したがって、包括的な地理の把握ではなく、必要でないところ、そして「見えないところ」は描かれない。盗賊の出没するような森や荒地は、そのような「見えないところ」にあたるだろう。

ゴーマンズは、遊牧民族が築いた権力としてのムガル帝国は、大きく分ければ二つの種類の所領を支配したと

論じる。一つは、徴税することができる直轄的な農村地域であり、その中心は北西から東へ抜けるガンジス川とジャムナ川の流域の穀倉地帯であった。もう一つは、在地の領主が皇帝に恭順し、自らの支配とそれを支える軍事力の保持を許されるかわりに、皇帝の一行が通過するときにはその安全な通行を保障し、金品を奉納する地域である。前者が道路や川の通った平野地域であるのに対して、後者は山や砂漠という自然の防壁があり、そのために中央集権的な統治が届きにくい地域であった。すでに指摘した言葉を使えば「荒地地」であり、小規模な武装勢力や「盗賊」が頻繁に出没するような土地であり、「内陸の辺境」であった。具体的には、ガンジス川とジャムナ川の流域地域のチャンバル渓谷からブンデルランド一帯を含んで南に続く地域で、現在のラージャスターン、マディヤ・プラデーシュ、マハラシュトラ、グジャラートの各州にまたがっていた。

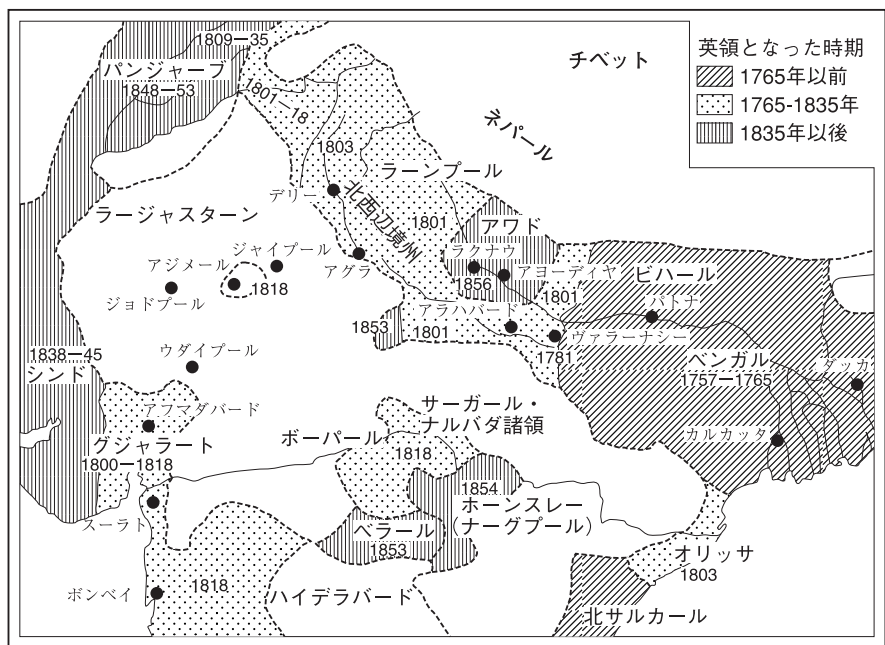
このような歴史を考えれば、カイバル峠を通過してアフガニスタン方面から亜大陸に入り、ガンジス川・ジャムナ川へと続く北インド一帯は、正規の軍隊にせよ非正規のものにせよ、武装した戦士の一群が行き来し、宿営し、戦鬪を繰り返してきた軍事的な地域であったと言ってもよい。亜大陸の外の地域から侵入した「移動する人々」としての武装勢力が活躍し、地元からも軍事的な勢力が競合しつつ登場した。イスラームのミルザ (Mirza) やヒンドゥーのラージプート (Rajput) と呼ばれた將軍たちは、実力で王族となり、防衛と軍隊の宿营地として砦・城・門を建設した。そうした人々の中から、ムガルル皇帝から「マンサーブ」という「禄位」を与えられる者も選ばれた。逆に、戦争に敗れた王族や兵士は、森や乾燥地帯に逃げ場所を求め、敗者復活の機会や新しく仕える主人を捜しながら武装勢力として活動し、略奪や盗賊行為を行った。そうした集団に、武装したイスラームの修行者やヒンドゥーの僧侶も加わり、農村や周辺の辺境地域には、土地の領主に軍事力として雇われる武装した農民や先住民が常に暮らし、農閑期には盗賊・強盗活動を行う人々も存在していた。長い間に培われた、このような土壌の上に、現代にまで至るチャンバル地域の武装した農民、そして盗賊のルーツがあった。

第二節 イギリスの占領統治

さて、栄華を誇ったムガル帝国の権力も、一八世紀半ば以後、軍事的な優位を喪失し、急速に衰退することになった。各地の太守や王族がヨーロッパから輸入した武器で自らの軍事力を強化して、帝国からの自律性を獲得して皇帝の支配に挑戦し、戦国時代的な状況となった。そうした状況を利用して、イギリスやフランスは輸送した武器を売って儲けるとともに、港市と陸上の交易ルートを保護するために同盟関係にある王国を支援して、次第に亜大陸の権力争いに加わるようになった。

イギリス東インド会社は、一七世紀後半にはカルカッタ（現在のコルカタ）とボンベイ（現在のムンバイ）に拠点を置き、早くからゴアを中心にムガル帝国の交易を行っていたポルトガルを凌ぐようになった。フランスは、ポンドイシェリを拠点に南インドのマイソール王国と手を結び、ベンガル湾に影響力を伸ばそうとした。しかし、一七五七年にプラッシーの戦いでイギリスに敗北した。勝利したイギリス東インド会社は、ムガル皇帝から新しいニザーム (Nizam)、すなわち「太守」としての地税徴税権を与えられた。これを機に、イギリス勢力はガンジス川河口のベンガル地方を支配圏におさめて、「海の帝国」から「陸の帝国」へと転換していくことになった。

こうして、イギリスは、一八世紀後半より、法や行政組織を整えて農村への土地支配と徴税制度の整備を進めようと試み、次第にガンジス川を上流にさかのぼって、一九世紀半ばには北インド一帯に領土的支配を広げることになった。それに対応して、東インド会社の支配は、ベンガル管区・ボンベイ管区・マドラス管区という三つの要塞で守られた港市を中核とした直轄地域を柱として編成され、とくに、急速に拡大する北インドの一帯はベンガル管区の下に置かれることになった。カルカッタを起点に同心円的に内陸部へと進出していく過程で、ガンジス川の上流とその先に広がる辺境の防衛地帯として「北西辺境州 (the North-West Frontier Provinces)」が設定されたが、占



地図 3 北インドにおけるイギリスの占領と統治 1750-1860年

出典：Bayly, C. A., *Indian Society and the Making of the British Empire* (Cambridge: Cambridge University Press, 1988), p.52.

領地域が広がることにさらに西の位置に同じ名前の区域が移動していった。地図3の通りである。⁹⁾

一八四九年にイギリスは、二度目のスイク戦争でスイク王国を滅ぼしてパンジャープ州として併合した。一九世紀半ばには、カシミールを含め、アフガニスタンまで届く地域が、イギリスの軍門に下った。首都デリーには、イギリスから年金をもらってムガル皇帝バハドゥール・シャーが城を保持しているものの、すでにその支配権は名目的なものにまで貶められていた。ガンジス川とジャムナ川に挟まれたドワブ地方を挟んで、亜大陸の真ん中にはアワード王国とアグラ王国が最後まで形骸的に残っていたが、これらも一八五〇年代にはイギリスに軍事的な敗北をきたし、ほぼ征服されていた。¹⁰⁾

しかし、急速な版図の拡大は、裏を返せ

ば、立て続く戦争、諸王国の滅亡、市場経済の浸透、外国の政治的支配の導入などによって、地域社会が大きな変動を被ったことを指している。イギリス国内では一八世紀後半以後、東インド会社の株主としての貴族が議論を展開する議会において、会社の戦費の無駄使いに対して繰り返し批判が続けられ、会社の経営を合理化すべきだという改革の声があがっていたが、いったん内陸に足を踏み入れた外国軍は、撤退するのでもなければ、占領地域を拡大し、維持するほかなかった。それを裏返せば、インドの諸王国が次々と倒されて、王族の軍隊はつぶされて、多くの戦士が失業状態になって放り出されるような状況が続いたということを意味する。東インド会社軍は、治安を確保するために武装した人々の一部を兵士として採用したが、多くの武装勢力は野に放たれ取締りの対象となる他な⁽¹¹⁾かった。

後に見るように、一九世紀前半の北インドは、こうした軍事的な無秩序状況だけでなく、イギリスが持ち込んだ市場経済の影響によって、従来の社会経済秩序が大きく変更させられ、人々の暮らしは著しく動揺させられた。産業革命によって工業化したイギリスから、大量の安い綿布が流入したことはよく知られているが、その結果、何百万もの織物職人が暮らしの糧をなくして餓死したと言われている。また、統治と徴税のために、イギリスが民法的な土地所有権を導入し、そのために土地は伝統的な社会の中で価値づけられてきたものではなく、単に税金や地代を払うために広さと生産力を計られる「地面」に変えられた。土地は「資源」として測量され、価格が付けられて、売り買い可能なものになったのである。

ジャジマニー (*jainani*) 制度に体现されるように、カーストの階層秩序とともに村の中のさまざまな仕事の分業体制が存在し、土地から取れる収穫物については、それぞれのカーストの役割分担に応じて、伝統的な取り分が与えられていた。ザミーンダール (*zamindar*) やタルクダール (*talukdar*) は、民法上の「大地主」ではなく、農民たちを使い支配しながら保護もする領主であったし、寺や寺院も、共同体と結びついて収穫物や農民の労働力

を喜捨される地位を保持していた。東インド会社はこのような古い領主的な存在を「地主」に変えて、彼らを納税者として認定したのだが、この義務を果たせなくなった地主は、土地を安く買って投資しようとする、金貸しや商人など余所者の新しいザミンダールに取って代わられることになった。農民はもともと楽な暮らしをしていたわけではないが、新しい変動によって従来とは異なる形で貧困や飢えに晒されることになったのである。

このような変動の余波として、一八三〇年代までの時代に、イギリス人が「犯罪」とみなす、「盗賊」「強盗」事件が目立って横行するようになったことは、不思議ではなかった。

一九世紀前半のイギリスは、インドの農村地帯の盗賊や放浪者のような犯罪に強い関心を抱いた。ピンダーリー(Pindari)、バンジャラー(Banjara)、サンニヤーシン(Sannyasin)、ファキール(Fakir)など、さまざまに移動する人々の集団で、しかも宗教的な衣を被っている人々が、イギリス人にはとくに神懸かって見えたからである。こうした人々が、丘陵を放浪し、物乞い・強盗・強請などを行った⁽¹²⁾。

イスラームのファキールやヒンドゥーのサドゥー(sadhu)のような得体の知れない修道僧が放浪していることについて、新しい統治者が警戒感を抱いたとしても不思議ではなかった。このように動き回る人たちは、「中心的な都市と都市の間をつなぐ交通や交易のルート」を誰が「コントロールするかをめぐって」、現実に「イギリス人と競合していた」からである。いいかえれば、彼らは、イギリス人の下での治安と経済活動の自由の保障が完成されていないことを示す存在だった。もちろん、移動するだけではなく武装して攻撃する能力のある集団は、軍事的にも脅威であり、「イギリスの直轄統治ではない地域の、独立的な王国の支配者たちに養われているのではないか」という疑心暗鬼の対象となった⁽¹³⁾。

では、どのような人々が横行したのだろうか。特徴的な人々を、簡単に紹介しておこう。

まず、ピンダーリーと呼ばれる人々である。彼らは、後に取り上げる強盗団としての「タグ (*hag, thug*)」がギリスの本格的な掃討作戦の対象とされるよりも少し前の時期、すなわち一九世紀初頭に、徹底的な軍事的制圧の対象となった。もともとは、マラータ王国に軍隊として雇われていた人々の集団である。中央アジアから来たムスリムの武將に率いられ、外来の遊牧民族出身者や地元の戦闘的な民族であるラージプートの人々によって構成された数千人規模の騎馬隊で、一八世紀後半にはマラータ王国に仕えていた。けれども、イギリスとの相次ぐ戦争で疲弊し、次第に財政難に陥った王はこの傭兵隊に十分な給料を支払えず、かわりに経済的な手段として彼らに一種の略奪権を認めざるをえなかった。マラータ王国が一九世紀初めに東インド会社軍に敗北して滅亡した後、この騎馬隊は、「内なる辺境」といふべき、亜大陸中央に位置する乾燥地帯であるマールワを拠点に大規模な武装活動を展開するようになった。さらに、イギリスが制圧していないマラータ同盟のホールカル家やシンディア家、あるいはアフガニスタン系の武將アミール・ハーンと提携し、カリーン・ハーンが率いる数万人規模の軍団となった。このような武装勢力について、総督ヘースティングスは、「これは敵ではない、抹殺すべき盗賊である」と主張したが、やはり単なる「盗賊」や「強盗」ではなく、「敵軍」ともいふべき存在だった。しかし、東インド会社軍の強硬な軍事作戦が効を修め、一八一八年にはほぼ鎮圧させられた。⁽¹⁴⁾

第二は、北インド一帯でサンニヤーシンあるいはサンシヤー (*Sansih*) とも呼ばれた人々である。彼らは、武装して農村を襲い、農民から収穫物を巻き上げる荒くれ者たちで、「リーダー (*Janadar* ジャマダール)」の下に集まって暮らした。彼らは農民の社会と深く結びつき、とくに土地を保有する有力な農民カーストとして知られるジャート (*Jats*) の人々の子分的な立場を得ていた。あるサンシヤーは、主人であるジャートによって、村の農家一世帯ごとに一年あたり一・二五ルピーのお金と一日分の食事をもらうことができるとされ、たとえば、その割合で

一〇〇世帯分について徴収してもよいと認められていた。いいかれば、領主による保護と一二五ルピーと一〇〇日分の食事という取り分を保障されていたのである。それではサンシヤーの人々はどんな人だったかというところ、「ジャート族の詩人」とも呼ばれる、歌や踊りなど豊かな芸を身につけた人々だった。だから、結婚式や子ども誕生などの祝いごとに必ず招かれて、祝われる一族の歌を歌い、そのお礼にご祝儀をもらい、彼らの雌牛・雄牛・水牛に草を食ませ水をもらうのが一般的な慣習だった。招く領主や地主が気前のよい場合には、牛を一頭もらったりしたという。ただし、何かの事情で村人がそのような「礼節」を欠かすと、サンシヤーはその家にさまざまな呪いをかけ、悪運をもたらすと信じられていた。⁽¹⁵⁾

したがって、同じ武装勢力と言っても、サンシヤーは、ピンダーリーのような職業軍人ではなく、後から述べるような「山の民」としてのバンジャーラーと同じように、森に暮らす遊牧的な人々だったと言える。放浪する民のようであっても、彼らには定住した農民の社会との緊密な関係が必要であった。彼らにとっても家畜にとって、食糧や水、休息をとる居場所は不可欠だったからである。けれども、市場経済の波に洗われて、町に住む見知らぬ金持ちが土地を買ってしまったら、こうしたサンシヤーと農村社会の古くからの親密な相互関係は簡単に壊されてしまう。それ以前にもサンシヤーはけっして品行方正ではなく、夜中に牛・羊・馬などの家畜を盗み、道路で旅人を襲い、牛泥棒を働くような人々として恐れられていたのだが、一八三〇年代頃には、生き延びるためにますますそのような「犯罪」に手を染めざるを得ない状況に追いやられ、「ダコイト」として出没したのである。

すでに前稿で指摘したように、一九世紀においても「ダコイト」は特定の部族やカーストの人々からだけ構成されてきたわけではなかった。結婚や食事の禁忌について語っている場合でも、「ダコイト」の集団においては、さまざまな出自の人々が集まっていたほうが普通だったらしい。「数ルピー払えば、デールとモウグの一族は入れてやらないが、そのほかの誰もが我々の「盗賊としての」カーストに入ることができる。ただし、実際に三―四回ダ

コイトをやらなければ、仲間から槍を持たせてもらえるほど信頼されないし、襲おうとする家屋の中にも入れてもらえない」という記述が残されている。遠征を行うジャマダールに従って宿営地を作り、乾期には盗賊として活動し、雨期になるとジャングルの家族のキャンプのもとに戻って暮らした。また、一九世紀にも、プーラン・デーヴイーのような女性の盗賊がしばしば出現したと記録されている。⁽¹⁶⁾

次に、バンジャーラーと呼ばれた人々である。バンジャーラーの女性が美しい音楽を奏でて「歌う (*bajano*)」芸人として知られていたので、この名前で呼ばれるようになったとされている。定住した農民の社会に入りきらなけれども、その外縁で移動しながら暮らしを営み、農繁期には農耕に必要な労働力を提供する人々となり、森の幸として捕獲した動物や鳥、収穫した果物や木の実、森の枝や草を使って作ったマットや縄やバスケットなどの手工芸品を、村人に物々交換や金銭との交換で売りに来る人々だった。ラクダや牛やヤギなどの家畜を飼いながら、チーズやバターのような酪農品や捌いた食肉を売り、さらに皮と革製品を扱う「遊牧の民」でもあった。塩や穀物などの各地の産品を、街道を離れたどんなに辺鄙なところにもロバなどで運搬して行商する旅人でもあった。動物についての知識が豊富で、森の薬草で家畜の病気を治したり、その産産を手伝ったりしたが、もちろん人間に対しても薬草を売り、産婆 (*midwife*) を務め、占いや祈祷も行った。音楽を奏で、歌を歌い、楽しい踊りのできる芸人集団だったから、村々の祭りには不可欠の存在として歓迎された。一三世紀以後ヨーロッパに出現したジプシーの起源とも言われる人々である。⁽¹⁷⁾

ムガル帝国時代には皇帝が一年中何十万ものの規模の一行を引き連れて巡回したと述べたが、これだけの規模の人々や家畜が十分な食糧や必需品を入手して生活するためには、宿営した土地がガンジス川・ジャムナ川に挟まれたドワブ地方のような豊かなところで、現地での調達だけではとても不十分だった。このような皇帝の一隊に食糧を供給する重要な役割を果たしたのが、バンジャーラーだったと言われている。⁽¹⁸⁾たとえば、アクバル皇帝が短

期間に建設して周囲を驚かせた、ジャイプールから少し離れたところにあるファタイプール・シークリは、大規模な要塞であるとともに華やかな宮殿だったが、漆黒の夜空に包まれたであろう巨大な広間を囲んで、臣下や客人をもてなす料理を作る調理場が備えられ、皇帝が見下ろすところからはバンジャーラーのような人々の踊りや歌が見えるように建築されていた。そして、「バンジャーラーが活動できるところには皇帝の軍隊が移動できるが、彼らが来ないところから先には進めない」と言われていた。ムガル皇帝がカイバル峠を越えて中央アジアに進軍していくことが困難な理由はそこにあつたという。

「停滞するアジア社会」の典型としてのインドというイメージは、ヘーゲルが『歴史哲学』で論じたように、一九世紀ヨーロッパにおけるアジア論の前提をなしていた。そして、その後の行政的な情報の蓄積や社会学・人類学・経済学などの新しい研究によって、これを覆す反論も数多く提起されてきたにもかかわらず、二〇世紀後半まで「前近代的」なインドの農村は自給自足的で閉塞的なものだったという通説は、広く支持されてきた。しかし、ここまで述べてきたように、イギリスが進出する以前にも、兵士・僧侶・行商など、さまざまな種類の人々が頻繁に移動して暮らしを営む社会が存在していたのであり、統治権力のあり方にも、それが反映されていた。

インド史研究の大家チャールズ・ベイリーは、インド社会を構成した二種類の人々として、農耕社会に「定住する (sedentary) する人々」と、常に「放浪する (wandering) 人々」、すなわち「移動する人々」を対比し、両者の関係とそのダイナミズムによって社会が動かされていたと論じている。¹⁹⁾ 重要なのは、「移動する人々」の社会的な役割や地位は「定住する人々」よりも低いとは限らなかつた点であろう。ムガル皇帝のように最高位の権力者も「移動する人々」のカテゴリーに入れることができたし、ヒンドゥーのブラーフマンやイスラームのウラマーという宗教的に尊敬されるべき人々も、巡礼や修行のために「移動する人々」であつた。

また、ヒンドゥー社会の外縁に位置づけられていた山や森に住む部族には、カースト的には身分が高いとは言え

なくても、狩りや狩猟によって独立的に暮らし、ヒンドゥー社会から敬意を払われる人々がいた。サンシヤーについて述べたように、盗賊として暮らす人々でも、化外の民の性格を持ちつつ、土地の有力者にとっては重要な客人であり、祝宴にも招かれる立場を与えられていた。なぜなら、武装した「移動する人々」は、領主や大地主が自らを外敵から守るために手なづけておきたい相手であり、遠隔地や周辺地域の治安情報を集めてくれるスパイであり、抵抗する農民を懲らしめる用心棒でもあった。だから逆に、これまで仕えていた主人が仕事をくれず、適正な対価を支払わないなら、嫌がらせをする力を十分に持つ人々だったのである。そして食い詰めれば、牛泥棒や追い剥ぎをし、他の領主に寝返って仕えるだけの武装・技術・情報を持つ人々だった。

このように、「移動する人々」が農村社会の「定住する人々」と共存するようない方は、一九世紀に入ると大きく変化させられた。イギリスは、軍隊に必要な鉄道・街路・運河を建設して新しい情報・人・モノの流れを作り、軍隊や警察を配置してイギリス型の「法の支配」を敷き、土地を徴税可能な農地として計測し、徴税の責任を負う人を決めて農村社会の秩序を刷新した。その裏返しに、ラクダやロバに荷物を背負わせて交易するとか、各地に乱立する領主に仕えて兵士や飛脚をするような「移動する人々」の仕事は、時代遅れの不要なものに変わった。さらに、影のような情報・人・モノの流れ方は、外来の権力には危険なものとして警戒された。その結果、「移動する人々」は疎外され迫害されて、ますます盗賊のような「犯罪」を犯すようになり、イギリスは彼らを一網打尽に「盗賊集団」として掃討する決意を固めたのである。

一九世紀初めのピンダリーの掃討作戦においては、総督が、「ピンダリーは盗賊にすぎない」と声明しなければならぬほど、まだ「犯罪者」よりも戦闘上の「敵」に近かったのだが、イギリスの覇権が拡大するほど、言うことをきかない現地の武装集団は、「法の支配」を脅かすただの「犯罪者」として、「ダコイト」と見なされることになった。現実にも、東インド会社軍に対抗して戦えるような現地の軍隊はほとんどいなくなり、イギリス人を

避けて、土地の人々を襲って金品をせしめるような武装集団が急増したのである。そこで次に、そうしたもので独特な注目を集めた強盗団について見てみよう。

第三節 タグとダコイトの掃討作戦

一九世紀前半に現地のイギリス軍人や役人に注目されたのが、「タグ」とか「タギー (*thugi, thugae*)」と呼ばれた強盗団である。現地からの要請によって、東インド会社のみならず、本国議会での新たな立法措置を必要としたほど、イギリスにとって深刻な「問題」だと認識された。一八三〇年代以降、徹底的な掃討作戦が実施され、一八四〇年代にはタグの全滅が宣言された。一九世紀後半には、タグについての小説がベストセラーになり、タグは、神秘的で危険なインド社会を表象しつつ、他方では、彼らを制圧して「イギリスの下の平和」をもたらした帝国の強さと正しさを体現する存在とされた。まさに、「オリエンタリズム」的な植民地に対する認識の典型が、タグをめぐる言説だったといえるだろう。⁽²⁰⁾

では、そのように騒がれたタグとはどのような人々だったのだろうか。イギリス側の資料では、次のような集団だと論じられていた。お金を持って街道を旅する銀行家や商人などを特に狙う強盗団で、一見しただけでは強盗とはわからない。狙った相手の一行に対して「街道は危険だから一緒に行きましょう」と声をかけて仲良くなる。物騒な世の中だからこそ「親切な旅仲間ができて良かったなあ」と相手を油断させて、数日間はそのまま旅を続けるが、当初から目印としていた場所にくると、被害者たちをスカーフで瞬時に絞殺し、持ち金をすべて奪い、掘っておいた穴に死体を埋めて逃げたという。そのため、「絞殺強盗団」として知られた。カーストや宗教の出自は多様だが、土地の女神を信仰し、カーリー女神やドゥルガー女神を讃えて、強盗を行う前にも後にも儀式を行って祈り、強盗も女神のための仕事だと信じているとされた。そして、他の人々にはわからない、自分たちだけに通じる

言語を用いることも明らかにされた。

けれども、タグをも含む強盗行為については、イギリスの権力がまだベンガル地方だけに限られていた一八世紀にも問題とされ、対策が練られていた。インドにおける「法の支配」を確立し、徴税制度と裁判制度を二つの柱としてイギリスの支配を再編しようとしたウォーレン・ヘースティングス (Warren Hastings) 総督は、インドのダコイトは普通の犯罪者ではないので、司法過程における証拠の立証についても刑罰についても、特別な措置をとるべきだと主張した。一七七二年の裁判行政一般規則 (General Regulations for the Administration of Justice) 第三五条において、「ダコイトとして処刑された者の家族は、国家の奴隷とされ、彼らの村は罰金を科せられる」という特別な刑が指示された。「生まれたときからその集団に属しているような、強盗を専門に行う集団」であり、「公に悪評の高い (public notoriety)」犯罪だからである、と。⁽²¹⁾

こうした集団的な強盗行為についての扱いがさらに特別視されたのは、東インド会社の戦争によって新しい占領地の拡大と保護国の範囲が急速に進んだ、一九世紀初めのベンティンク (Bentinck) 総督の下であった。イギリスの「至上権 (paramountcy)」が強く意識され、その統治においては「人間についての普遍的な (universal) 基準が実現されなければならない」という考え方が政策に反映された。イギリス本国で福音主義と功利主義の思想が台頭し、そうした考え方を学んだ新しいエリート官僚が、腐敗して赤字を垂れ流し、野蛮な統治を野放しにしている旧態依然の、いかえれば絶対王制の重商主義的な遺物としての東インド会社の経営を本格的に改革しようとしたからであった。特に、「文明の使命 (Mission of Civilisation)」という概念は、新しい統治を実現するための諸政策を正当化する言葉となった。

たとえば、タグと並んでこの時期の統治者が注視したのは、「サティー (sati)」という現象である。これは、亡くなった夫の葬式で、夫の身体を焼く火の中に妻が自分の身を投じて殉死するという、ヒンドゥー的な慣習であ

る。このサテイーが、一九世紀初頭にはイギリスの軍事的な進出に比例するように激増し、ベンガル管区では一年に数千件を越える事態となり、多くの女性が命を失うような様相を呈していた。キリスト教徒であるヨーロッパの勢力が入り込んできたことに対して、独自の宗教的な文化を改めて誇示するという形で植民地社会の反発だと考えられたが、ベンティンクはこうした野蛮な行為をイギリスの「至上権」は容認すべきでないと考え、一八二九年にはサテイー廃止法を發布し、刑事的な殺人事件として徹底的に取り締まる方策を展開した。その結果、イギリス統治に協力し、司法制度について法的な助言を行う役割を果たしていたヒンドゥーの僧侶階級、すなわちブラーフマン層から激しい反発を招くことになった。⁽²²⁾

しかも、亜大陸における「至上権」を担う政府としては、徴税機構と裁判制度を整備し、徴税官でありかつ裁判官であるイギリス人を一人ずつ配置する「英領インド (British India)」の直轄地だけでなく、イギリスへの恭順を認めた上で残された現地の王国においても、同じように「普遍的な基準」、つまり一般的な「法の支配 (Rule of Law)」が実現されなければならない、とベンティンクは考えた。「自然法によって、あるいは文明の必要によって、土着の国家 (Native States) とイギリスの関係は影響を受けざるをえない」という方針である。⁽²³⁾ 新しく併合した直轄地である非正規区 (non-regulation districts) と、会社の政務官が派遣されている、いわば保護国化された藩王国 (Princely States) において、どのような司法と治安の政策を取るべきかが、熱心に検討された。たとえば、藩王国における残酷な死刑が規制されたのは、その一例である。

すでに見てきたように、一九世紀前半にイギリスの支配はガンジス川・ジャムナ川流域の平野地域まで急速に拡大し、新しい占領地域において安定的な治安を樹立するためには、伝統的に武装した勢力が活動の拠点としてきた「内なる辺境」地域を、一刻も早く平定する必要がある。そして、ピンダーリー、サンシーヤー、ダコイト、バンジャーラーなどさまざまな名前と呼ばれる人々が、こうした治安対策の対象になったことはすでに述べたが、な

かでも、一般のダコイトとは違う特異なものとして、タグが警戒されたのである。

一八二九年、タグの一集団に死刑判決が下されたとき、インド政府の首席秘書官は次のように書いている。

これらのタグは、さまざまな土着の王族 (Native Chiefs) の所領に住み着いているが、統治している主体がさまざまに異なる地区の住民であるため、自分の領地で犯罪が起こったと認め、彼らを処罰しようとする主権者あるいは君主が存在しない。だから、誰をも敵に回す非人間的な怪物たちが、毎年移動するブンデルカンドからグジャラートまでの地域で、自らの手で殺人を犯さなかつた国はない。彼らは、社会の法などでごまかされずに、海賊のように捕え、判決を下して極刑に処す必要がある。²⁴⁾

要するに、併合したばかりでまだ本格的な直轄地としての統治を行えない地域や、イギリスに対する戦争さえしかけるかもしれない、「信用できない」現地の王族が、タグのような犯罪者を含めた武装勢力を飼い慣らし、彼ら操ってイギリスの利益と安全を脅かしているという認識が、イギリスの辺境政策を条件づけたのである。すでに指摘したように、ピンダーリーと呼ばれた軍隊としての武装勢力は、大規模な掃討作戦によって一八二〇年代にはほぼ存在しなくなっていたから、イギリス軍を襲うほどの力は持っていないが、「殺人」や「強盗」とされる犯罪行動をとる輩が出没し続けていた。

しかし、注意すべきなのは、強力な軍隊で守られるイギリス人はほとんど襲撃されなかつたということである。ベンガル地方からガンジス川・ジャムナ川流域を越えてブンデルカンドやマルワー地方を通じてボンベイへ抜けようとするルートは、イギリス人に仕えている人々——東インド会社軍に雇われたインド人兵士や東インド会社の事業に関わる仕事をする銀行家や商人——が通行し、他の金目のものを持つ旅人とともに、タグの餌食になることが

多かった。しかも、この「内なる辺境」を通るルートはアヘンの流通ルートでもあり、東インド会社の独占的な貿易を脅かして、地元の王国や武装勢力がアヘンを取引して利潤を上げていたのである。これについても、イギリス側から見れば、タグやダコイトといった人々と「信用できない」王族が関わっていて、会社としては見過ごせない利益侵害であった。

こうした状況を踏まえて、一八三二年にベンティンクは、次のような軍事政策を発表している。

第一に、ヒマラヤからコモリン岬まで、インド全土においてイギリスの至上権が認められること。

第二に、この範囲の中で、イギリス権力に少しでも反抗できる土着の君主はいないこと。

第三に、マドラス管区 (the Madras Presidency) には防衛すべき辺境 (frontier) はないこと。

第四に、同じようにボンベイ管区 (the Bombay Presidency) は、シンド (Sind) に接する領土の一部を除けば、境界線が確定されていること……。

第五に、ベンガル管区にだけは、まだ襲撃される怖れのある辺境が残っていること。

第六に、全インドがイギリスの王国であり、三つの管区の軍隊が一つの軍隊だとすれば、秩序を維持するためにどれほどの軍隊が必要かを想定しなければならぬこと。⁽²⁵⁾

したがって、この政策に従って、三つの管区を結ぶ間の地域で、つまり、タグやダコイトが出没する地域において、東インド会社の直轄地を越えて、掃討作戦が実施されることになった。一八一七―一八一九年にマラータ王国から奪って併合し、「非正規区」として総督代理 (the Agent to the Governor General) が派遣されていたサーガールとナルバダ諸領では、まだイギリス流の「法と秩序」は導入されていない。そのため、総督代理は総督にあてて、

「至上権」の下に「広大で長期的な連合体」を作り、「タグ鎮圧システム」を作ることが必要だと主張していた。つまり、東インド会社の直轄地からタグを追放しても解決にはならないので、イギリス領の範囲を越え、現地の王族の許可も得ずに、イギリスがタグ掃討作戦を実施しなければならぬ、という主張がなされたのである。

さて、このように、統一的な統治様式の樹立をめざす総督と占領したばかりの土地で困難を経験している軍人や役人の声を反映して、本格的なタグ掃討作戦がめざされるようになったときに、後に「タグのスリーマン」と呼ばれたウィリアム・H・スリーマン (William H. Steeman) が、若き軍人としてこの「使命」を担うことになった。彼は、一八〇九年に旗手としてイギリスからインドに着任し、二人に一人は命を落としたと言われた一八一四―一六六年のイギリスとネパールの戦争に従軍した人物である。

この戦争の後、アラハバードとバルタプガルに赴任したが、すぐにアワード (王国) の事情に精通し、一八二〇年にはインド事情についての特殊な知識と優れた言語能力のために政治的な役職を与えられ、サーガールとナルバダ地域を統治する総督府の助手に任命された。……お金のために未亡人が市場で競り落とされるなど、奇妙な慣習が数多く存在する新しい占領地域で、この若い軍人は才能を花開かせ、二年後にはネルブッダ溪谷のナルシングプル地区の責任者のポストを与えられ、この地区の深刻な無秩序を防止し救済する上での偉大な経験を重ねた。²⁶⁾

スリーマンは、一八二八年には革命で揺れるフランスから亡命した貴族の娘を妻に迎え、数年後にはタグが出没するような軍事基地の中で一人息子を授かっている。彼は、辺境における植民地統治を行うための冒険と探求の精神とともに、語学能力や人間関係を構築する能力に溢れた人物だった。現地で雇った助手を連れて、妻と幼い子どもを連れて自らタグの活動する地域に宿営しながら、タグを捉え、タグを取り調べ、その過程でタグと呼ばれた

人々についての情報収集と本格的な分析を行ったのである。一八二九年には総督府に対して新しい政策を示した。スリーマンによれば、「ほとんどのインド人は、タグを制圧したほうがよいと思っただけでなかった」し、タグとは「ダコイトのようなものか、あるいは殺人と強盗のためにたまたま集まった犯罪者集団」、あるいはイギリスにもいる街道を荒らす「無法者」だと考えてきた。けれどもそれはまったく誤った捉え方であり、「彼らは特異なカルト集団であり、このように残虐な強盗殺人を組織的に行う人々対しては強力な対抗策が必要だ」と進言したのである。⁽²⁷⁾

それ以前にも、イギリスが保護国化した現地王国における治安対策に、総督府が資金と軍隊を割くべきだという主張があったが、占領地の拡大によって直轄地における行政負担も著しく増大していたため、そこまでは手が回らないという理由で、こうした要求は退けられていた。しかし、亜大陸の主要な地域が占領下におかれた一八三〇年代半ばには、ベンティンクの軍事政策で謳われたように、広域的な治安の確保が最重要の課題となり、スリーマンの提案を受けた形で、具体的に予算措置と権限賦与が決められることになった。政務省 (the Political Department) の一部に特別な警察組織として「タグ・ダコイト省 (the Thagi and Dacoity Department)」が設けられ、一八三六年には「タグ法」と通称された一八三六年XX法が制定され、「タグ掃討作戦 (the Thugge Campaign)」の組織的な基盤が創出されたのである。

第一条では、「この法律の制定される前であれ後であれ、東インド会社の領土の中であれ外であれ、タグというギヤングに所属すると証明された者は、終身刑と重労働の罰を受ける」と定められていた。けれども、条文の中では「タグ」とは何かを明確に定義しておらず、実際には法の執行過程で取り締まる側が「タグ」と見なせば、どんな種類の「犯罪者」もこの法の対象として捉えることができる可能性が含まれていた。また、条文通りに裁判を行うならば、「タグ」として処罰される条件は、ある個人が個別の事件を犯したことを立証しなくても、「タグ」と見

なされる特定の「ギャンク (gang)」の一員であることが証明されればよい、と規定されていた。要するに、政府側は、共犯者としての仲間の証言に基づいて、訴追される者がタグという犯罪者集団に属すかどうかを確認すればよいのであり、タグであることに科された終身刑という刑罰の重さと照らし合わせると、非常に安易な方法だった。しかも、ムガル時代にはイスラーム法が現地社会の刑法の基準とされ、それに基づく「命令 (yawa)」が必须要とされていたが、そうしたものは否定され、どの地区でもイギリスの法執行機関が裁判を管轄できると規定していた。⁽²⁸⁾

それでは、こうまで大騒ぎされた「タグ」とはどういう人々だったのか。タグの話に怖いもの見たさの魅力を与えたのは、彼らの不思議な慣習についての情報だった。この集団には数百の「秘密の言語と合図」があり、たとえば仲間の一人が「煙草を持ってきて (tabako lao)」という言葉を言うと、狙った「獲物」を殺す合図となり、一瞬のうちにスカーフで犠牲者たちを絞め殺したという。スリーマンは、彼らは「ラーマーサーアーナ (Ramaseema)」と呼ばれる独自の言語を使っていたとして、タグ語の辞書を作った。また、土地の人々に根付いているヒンドゥー教的な宗教儀式を行い、神を信仰する人々だった。女神カーリーやその生まれ変わりの女神に、真面目な祈りを捧げた上で女神の思し召しだとして強盗殺人を行い、事件の後はもともと清めておいた特定の場所に犠牲者を埋めるという儀式は、「タグ」に「殺人的な秘密結社」の神秘性を与えた。囚人となった「タグ」たちは取り調べに對し、口を揃えて、「タグ」は、女神に守られ、技術や名誉や冒険を伴うまともな「仕事 (business)」であり、けっして「泥棒 (thief)」ではないと主張し、強盗して得た金品が多いか少ないかはまったく問題ではないと告白していた。⁽²⁹⁾

ただし、タグが他の武装した強盗や盗賊とどこまで異なった人々だったのか、という肝心な問いには実は明確な答えがない。治安対策として別個に考えられた部分があっても、タグはダコイトと限りなく重なる人々であり、しかもピンダーリーやサンシヤーやバンジャーラーとも類似性のある「移動する人々」であった。現地の王権や農民

の社会とは対立していたというよりも共存していたのであり、そもそもタグをしていないときには、彼らは農民に戻っていたのである。けれども、特定のカーーストや部族に属す人々が組織したのではなく、出自の多様な集団だったと言われるように、カーーストや部族や宗教を基礎に階層的秩序を構成している農村社会の外縁で活動していた人々の集団だった。

スリーマンの記録によれば、タグとは通常の「犯罪者」ではなく、農耕作業の少ない「休みの時期には定かな動機もなく出会い頭に殺人をするが、普段は責任のある尊敬される立場にいる模範的な市民・夫・親であった」。しかも、犯罪のためだけに集まった集団とはいえ、長い間ともに暮らす仲間たちで、親が子に「世襲の専門的な仕事」として知識と技術を伝えた。短い間だけ自分たちの村から遠く離れたところで、見知らぬ人々に強盗殺人を行うが、事件後は儲けを分け合って、分け前に預かった人々から支援や協力を受けた。そして農繁期には、村に帰り、いつも通りの農民の暮らしに戻った。

タグをこのように「理解した」最初のイギリス人であるスリーマンが、彼らを制圧して処罰する「科学的」な掃討作戦を主張した最初の人でもあったのである。スリーマンの見出した独自の取り調べ方法は、法律の中にも採用されたが、捕えたタグの中から「証言者 (approver)」を選び出し、彼らを雇って仲間についての証言をさせ、芋蔓式につかまえるというものだった。⁽³⁰⁾皮肉にも、「証言者」は共犯者であったがゆえに信用に足る証言をするのみなされ、かつての仲間が処刑されても自らは罪を許されて生き残った。それだけでなく、タグについての諜報活動をするために東インド会社の職員として給料をもらい、宿舎を提供される者も多かった。

けれども、捕えられたタグは、彼らを処刑する立場のイギリス人が見ても、惨めな犯罪者とか裏切り者には見えない人々だった。前稿で挙げたホブズボームの概念を当てはめれば、地元の「社会的な盗賊 (social bandit)」として、人心を惹きつける力を持つ者が多かったのである。その意味では、貴族や騎士のような気品を持ち、優雅な身

のこなしができて、真摯な信仰心や「威厳と男らしさ」を備えて、信頼と尊敬に値する人々に見えたと、スリーマンだけでなく、タグ・ダコイト省で取り調べを行った数々の軍人や役人が記録している。こうした人々が、「タグとしての仕事は女神様に命じられて行った自分たちの使命である」と語り、刑務所に入れられ、処刑され、彼らの家族も捕えられたのであった。

イギリスが占領する以前の時代には、タグやその他の武装して移動する人々の存在を前提に、王権や帝国が統治を成立させていたことはすでに述べたが、イギリス権力はそうした人々の存在を許すことができなかった。したがって、「文明的」だと自称するイギリスのほうに、彼らと彼らの家族に対して残酷な極刑を課したのである。そして、「文明の使者」である外国人の政府がタグを犯罪者として絞首刑としたとき、それは「奔放な見せ物 (*tunusha*)」となって、祭りのように集まった群衆を興奮させたという。たとえば、ジョツパールプルとサーガールでは一八三〇—三二年に一四六人のタグの処刑が行われ、この数自体よりも、タグたちが処刑の前の晩に大騒ぎをし、死刑台では威勢よくロープにぶら下がったりしたため、見る者たちはタグの邪気が死後に戻ってくると怖がったという。⁽³¹⁾

このようなタグの行動はイギリス人の軍人や役人にはなかなか理解しがたいものだったが、タグとされた人々の側から見れば、自分たちの雇い主が地元の領主から東インド会社が変わって、新しい雇い主の「敵」についての情報を提供することが「仕事」になったということだったかもしれない。こうしてタグについての「科学的」で行政的な「知識」は、鎮圧の有効な手段を提供し、一八四〇年代末には「タグ殲滅宣言」が出されて、イギリスの偉業として自画自賛されたのである。

第四節 「山の民」の反乱

以上のように、イギリスの植民地権力は「危険な犯罪者」として認識した「タグ」や「ダコイト」に対して厳しい取締りを行い、近代的な法と裁判制度の下での「平和」を樹立しようとした。武装集団による「古い」型の略奪や殺人は、新しい秩序に反するものとして鎮圧されざるをえないとされたからである。しかし、イギリス側が一律に「犯罪」と意味づけても、すでにその一部を紹介したように、武装した人々の行動はさまざままで、主体や方法も区別しにくく、農民や部族民の「武装抵抗」と呼ぶべきものも起こった。

一九世紀前半には大きな農民反乱や部族反乱がいくつも記録されている。マラーラーシュトラのハールデーシュにおける一八一八―三一年のピールの反乱、チョーター・ナーグプルと呼ばれるベンガル州西部からビハール州南部の山岳地帯における一八三一―三二年のコールの反乱とサントール人による一八五五―五六年の反乱である。また、これらとともに列挙されるのが、ベンガルにおけるムスリム農民の反乱であり、テイトゥ・ミアンの率いた一八三〇―四〇年代の反乱、そして一八五九―六二年のベンガル藍一揆である。⁽³²⁾

イギリスは、軍事的にも経済的にも急速に内陸部に進出し、鉄道や運河の建設を行い、藍のプランテーションなど世界市場向けの商品作物の生産を促進した。農村では安定的な統治体制を形成するために、「永久土地査定(Permanent Settlement)」を実施して土地の実態を調査し、それに基づいて土地所有の権利を設定し、収穫高に比例した税率を確定した。新しく任命された「徴税官(Collector)」と、彼が兼務する「裁判官(Magistrate)」の下に、農村の一般的な行政が置かれることになった。その結果、ムガル皇帝より土地徴税権を与えられ、裁判権も与えられていた領主的な権力者としてのザミーンダールは、イギリス本国で歴史的に形成された「地主(Landowner)」としての立場に変えられて、政治的な権力を奪われることになった。

それまでの時代には、ムガル帝国の下にあるか、より独立性を高めた王族の下にあるかの違いはあっても、その土地に住む人々の織りなす社会関係とそれを支える慣習に基づいて、政治的な権力や経済的な配分が決められていた。村で生産される収穫物やその労働力に対する取り分は、皇帝や王族、寺や寺院、さらに村のジャジマーニー制度に基づいてそれぞれのカースト集団に与えられていた。一九世紀前半のイギリスの統治者たちは、こうした「前近代的」な体制を変えない限り、インドの発展は望めないと考え、農村に民法的な土地の所有権を持ち込むことを改革の目玉とした。その結果、土地も労働も金銭に換算される所有物に変えられた。農村には、借金のかたに担保としての土地を取り上げて新しく地主になる金貸しや商人、イギリス人や彼らの下で働くインドの役人や軍人という新しい種類の人々が登場した。

このような変化は、農村の民衆にも大きな影響を与えたが、農村社会と密接に結びついて暮らしを営んできた「移動する人々」にも、深刻な影響を与えた。産業革命時代のイギリスがインドに持ち込んだインフラストラクチャーとしての鉄道や運河の建設や、新しい農業生産のためのプランテーション建設にあたっては、それまで「内陸の辺境」として権力の外に置かれてきた乾燥地帯や広大な森を開拓しなければならず、そのための労働力もこの地域に暮らす「山の民」から調達する政策が取られたからである。当然のことながら、それに対する民衆の反発も起こった。そのような事例を、「サンタール人の反乱」を分析したラナジット・グハの有名な研究から引き出してみよう。⁽³³⁾

サンタール人が住んでいたチョーター・ナグプルは、亜大陸の東部から西に向かって内陸部に入っていくところに連なる山岳地帯である。ユーラシア大陸からの「アリア人の侵入」以来、中央アジアや西アジアから武力の優った勢力が移動してくると、古くからこの地域に居住していた人々は次第に平地から山岳地帯に追いやられることになった。⁽³⁴⁾ しかも、山岳の人々は、遊牧や焼き畑農法による耕作を行い、一カ所に集住するという形ではなく、

かなり広大な地域の山岳部に住み、移動生活を続けていた。独自の言語を持つサンタール人は、そうした中では数百万人にも上るかなり大きな集団をなし、オーストロアジア語族に属す他の集団としてのムンダ人やオラーオン人とともにこの地域に住んでいた⁽³⁵⁾。

東インド会社が持ち込んだ資本主義的な経済変動の過程で、イギリス人のプランテーション所有者が登場し、藍・綿花・茶などの商品作物を生産するために、それまでは農地ではなかったようなところの土地を開拓し始めた。さらに、「平地の人々」——「山の民」から見ればヒンドゥーの、ことに経済的に進んだカルカッタなどベンガル地方から来た人々——が、土地を買って新しい地主となり、商人・金貸しとして入り込むようになった。このような新しい経済を動かすために、東インド会社やその鉄道会社の社員が滞在し、彼らを保護するイギリス人の役人・警官・兵士、彼らに雇われた余所者のインド人が入り込んできた。こうした変化の過程で、サンタールの人々は、他の「山の民」に比べて数も多く、平地の社会に近い暮らしを営んでいただけでなく、優秀な勤労者としての資質を評価されていたために、耕作民や鉄道建設労働者として早くから動員されることになった。

反乱の一〇年後に、W・ハンターというイギリス人官僚は『ベンガル農村誌』に書いた文章の中で、反乱前の時代、すなわち東インド会社がこの地域を「直接統治」することになった六〇年間について、次のように説明している。農耕地を広げるために、一七九二年以後は一〇年ごとに土地の査定を行い、サンタール人を農業労働者として使うようになった。一八三二年には、煉瓦の柱で周囲から仕切られた囲い込み地を作り、敵対する他の部族からの嫌がらせなしに、サンタール人が処女地や密林に「植民」できる政策をとった。ベンガルの藍工場でサンタール人を労働者として働かせ、一八五四年には鉄道建設に何千ものサンタール人を動員した。つまり、イギリスの進出は、サンタール人の暮らし方を抜本的に変え、反乱直前には、鉄道敷設の大きな事業が実施された⁽³⁶⁾。

グハは、そうした変化への反発が、一八五五年の反乱となったと解釈する。当時、東インド鉄道に勤めてシユリ

コンドにいたイギリス人が、会社の同僚と植民地の政府に、次のような文面で反乱の勃発を伝えている。この日、サントール人の農民と警察の一部隊が衝突し、警部 (*awoga* タローガ) が殺害された。会社の社員は次のように伝えていた。「八マイルほど離れた場所に四千人から五千人という大勢のサントール人が集まっています。そして、みな弓矢・曲がり刀・槍などで武装し、周囲の西欧人を攻撃し、襲いかかり、殺そうと企んでいます。そして、います」。なぜ事件が起こったかという点、「サントール人の神々のひとり、人間の形をとってこの近辺に姿を現し、この神が王としてインドのこの付近一帯を治めようとしていること、そしてこの神がサントール人に下した命令は、周辺にいるすべてのヨーロッパ人と有力なインド人を捕らえて殺せというものなのです」。そして、この手紙の主は、駐屯地からの軍隊の支援を依頼した。⁽³⁷⁾

つまり、武装したサントール人が、自分たちの神の統治する国を作ると宣言し、イギリス人と彼らに協力するインド人の支配階級に対して戦いを挑んだのである。この「宣戦布告」の後、サントール人の武装勢力は、東部の三つの県から数週間にわたってイギリス人支配者を追い出し、植民地軍と鉄道・電報網に抗して、五ヶ月ものあいだこの地域の占領を続け、一時はカルカタ周辺に迫る軍勢となったという。しかし、翌年にはイギリスが軍事的に制圧し、首謀者を捕え、裁判にかけて処罰した。

指導的な人物だったシドゥーは裁判の中で、次のように語った。村の「マンジーたちとパルガナーの人たちは私のベランダに集まり、二ヶ月相談した」。「神が天から車輪の形で降臨し、『領主と警部ダローガと金貸しマハリジャンを殺せ。そうすれば、正義と父母を手にできるだろう』と語り」、天に戻った。その後、神とともに紙が落ちてきて、「私は文字が読めなかったが、チャンドとセヘリーとドローメが読んだ。そして言った。『金貸しと戦え、そのときあなたは正義を手にする、と神はあなたに伝えている』⁽³⁸⁾」、と。また、もうもう一人の指導者カヌーは、次のように証言したと記述されている。

一頭の雄牛のすぐだけの耕地分一アーナーを地税として払うよう、神はサントール人に命令した。一頭のバッファローのすぐ耕地分については二アーナーである。真理の王国が始まり、真理の正義が行われるだろう、真理を語らない者は地上に生き残ることを許されないだろう。金貸しは大きな罪を犯し、(イギリス人のご主人様としての)サーヒブとその部下たちはすべてを駄目にした。この点でサーヒブは非常に大きな罪を犯したのだ。県長官に報告する人々や県長官のために事件を調査する人々は、我々を酷い目にあわせて七〇から八〇ルピーを受け取る。この点でサーヒブが罪を犯した。これについて、神は私に命令して言った、この国はサーヒブのものではない、⁽³⁹⁾と。

そして、「正義」を実現しようとするサントール人は神に守られているので、イギリス人が「マスケット銃で戦っても、サントール人はその弾に撃たれることはない」、なぜなら「神自身が戦うからである」。けれども、戦いの結果、サントール人は大敗北を喫した。イギリス人の「軍隊が来て、我々は戦った。……後に我々の側の男たちが倒れるのを見て、我々も軍隊に二度攻撃をしかけ、一度は彼らを退却させた。そして私は神を讃えた。……後にたくさんの弾が飛んできて、シドゥーも私も傷を負った。神タークルは、(イギリス人の持つ)『マスケット銃の中から水が出てくるだろう』と言ったけれども、私の軍隊は罪を犯したがゆえに神の予言は実現せず、八〇人のサントール人が殺された⁽⁴⁰⁾」。要するに、軍事力の差ではなく、信仰の弱さゆえに負けたのだ、と説明したのである。対照的に、イギリス側は神というものに意味づけられるサントール人の戦いを理解しようとはせず、「無知で迷信的なサントール人」が、他所から来た「イスラームの狂信主義者」にだまされて、「手をつけられないほどの宗教的な気違い沙汰」を起こしたと解釈した⁽⁴¹⁾。

ハンターは、帝国官僚として、サントール人の反乱について歴史的に振り返り、ビルブム地域に住んでいたサントール人の姿を「高貴な野蛮人 (noble savage)」として記述した論文を『カルカッタ評論』に載せた。それによる

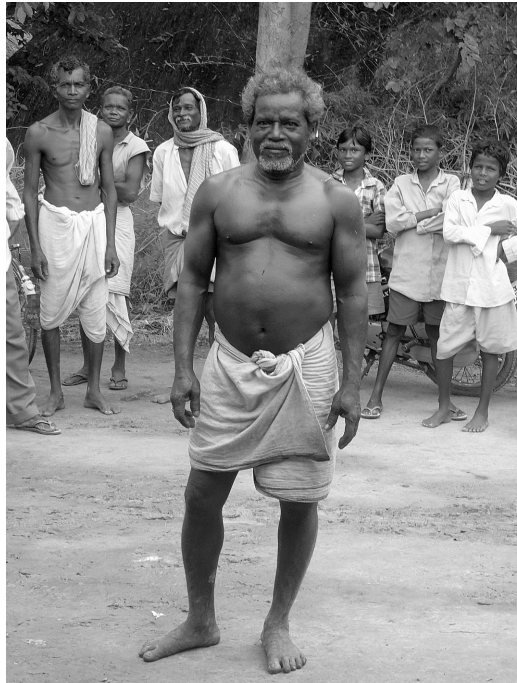


写真4 西ベンガル州サンタール人の村にて
(2006年8月, 著者撮影)

儲けに関わる話題は慎重に避け、自分の妻の作った牛乳や果物にお金を支払われるなら、心底恥ずかしがる⁽⁴²⁾。

そして、ハンターは、時代の不可避的な変化の中で酷い目にあってきたサンタール人には、イギリス人としても同情せざるをえない、という。反乱が起きた原因の一つは、「強欲で不正なヒンドゥーの大地主・金貸し・商人がサンタール人を搾取し抑圧」しているということ。もう一つは、「安上がり⁽⁴³⁾の行政」をめざしていたために、「役所も警察も裁判所も、サンタール人を保護しなかった」ということである。けれども、イギリス人は「統治する者」であるとともに、「文明の使者」である。「森の子どもたちは……文明開化に影響されやすい。そして彼らが文明化できるかどうかには、ベンガルのイギリス人の事業の将来の成長がかかっている」。賢明な行政によって「イギリス

と、彼らは古くからの暮らしを守ろうと、「ヒンドゥーの人たちからできるだけ離れて暮らそう」としてきた。だから、平地のヒンドゥー的な農村社会の経済活動には染まっておらず、原始的な固有の文化を身につけた、尊敬すべき人々である。サンタール人は、「農村のヒンドゥーのように、どん底まで品格を落としてしまうことはない」。「ヒンドゥー女性のようにおずおずと内にこもるようなことは、けっしてない」。「ヒンドゥーとは異なつて、見知らぬ者から金をせしめようなどとは考えもせず、金

人の事業」が成長を遂げれば遂げるほど、より多くのサンタール人が、プランテーション労働者やアフリカや西インド諸島での年功労働者として働くことができ、豊かに、そして自由になることができると議論した。⁽⁴⁴⁾

すでにハンターの時代には、武装した農民や「部族」の人々による反政府的な「原初的な反抗 (primitive rebellus)」は起るにくりなく、タグやダコイトのような武装した盗賊団に対する政府の軍事的優位は、揺るぎないものになっていった。後に説明する「犯罪部族法」も実現し、「森の子どもたち」を「文明化する」ために「矯正 (reformation)」を施す政策が実施され始めた。⁽⁴⁵⁾ただし、そのような変化の前に、もう一つ大規模な反政府反乱が起こった。一八五七年のインド大反乱である。サンタール人の反乱と同じように、大反乱の後には二度と反乱を起させないために、イギリスの統治政策が厳しく検討され、より強力な「法と秩序」が導入された。その結果、一七世紀以来の東インド会社によるインド経営でも、一八世紀後半以降の暫定的な軍事占領でもなく、産業革命後のイギリスによる正当な支配としての植民地国家が樹立されることになった。以下では、そのような英領インドにおける帝国史の折り返し点となった大反乱と、その過程に姿を現した王族、農民、武装勢力、盗賊の存在について探ってみよう。

第三章 植民地国家と盗賊

第一節 誰がインド大反乱を戦ったか

以上で見てきたように、一九世紀前半、東インド会社の下でイギリスは進軍し続け、数々の王国を滅ぼして占領し、強力なイギリス軍の下に主立った「敵」は払拭されて、亜大陸におけるイギリスの「至上権」がほぼ完成した

かに見えた。しかし、そのように見えた途端に事態は逆転し、一八五七年の夏、空前の規模で北インド一帯に大反乱が展開することになった。

大英帝国史の中では、一八五七―五八年の反乱は、大規模な「兵士反乱 (mutiny)」と意味づけられ、インドで兵士を指す現地語としての「シパーヒー (sipahi)」を英語化した「セポイ (sepoys)」に因んで「セポイの反乱」と呼ばれていた。そして、よく知られるエピソードは、新規に導入されたエンフィールド銃の弾薬の紙が原因となった、というものである。兵士はこの紙を歯で噛み切って使う必要があったが、紙に使われた油は牛脂と豚脂から製造されたという噂が広まり、反乱の火を付けたという。聖なるものとして牛をあがめ、それを殺して取った油脂を口にすることは、宗教的に絶対に許されないと考えるヒンドゥーの兵士にとっても、宗教的な儀式を経た豚の肉でないと口にできないと考えるムスリムの兵士にとっても、禁忌を犯す深刻な問題だったのである。実際には、銃や薬莖はインドで現地の人々の手で作られていたので、単なるデマにすぎなかったのだが、少なくともそのような噂が流布して衝撃を与える社会的な素地があったことになる。いいかえれば、イギリスの支配、軍事組織、中でも軍隊の中のイギリス人とインド人の関係に、越えがたい緊張が存在していた⁽⁴⁶⁾ことを示している。

一八五七年当時、ベンガル軍は一五万人ほどの規模で、そのうち二万三〇〇〇人がヨーロッパ人だった。しかし、インドでの大反乱の少し前から、イギリスはクリミア戦争とペルシャ戦争に着手しており、ことにクリミア戦争は予想外の被害を出す戦争となったため、亜大陸からヨーロッパ人の部隊が数多く引き抜かれていた。しかも、それらは北西のパンジャブ地方とベンガル地方に集中し、その間に横たわるガンジス川流域地域、つまりアグラからカルカッタのバラックプルの間には、ビハール地方のディナプルを除いて、ヨーロッパ人部隊がまったく配置されていなかった。ということは、イギリス側の軍隊は、この地域ではほぼインド人の部隊だったということになる。しかも、そうした「セポイ」のほとんどが、「ブラーフマン」かその他の高いカースト出身のヒンドゥー教徒

で、しかも、三分の一程度がアワドの出身者だった⁽⁴⁷⁾。アワドは、一八五六年に併合されたばかりの古い王国である。

反乱直前の時代には、一八世紀後半以来引き続いていたイギリスによる征服戦争が一段落し、優秀で野心に溢れたイギリス人の指揮官は軍隊を去って民間に就職し、逆にインド人兵士の存在感が高まっていた。同時に、給料・年金・労働条件、イギリス人との間にある格差についての「不満」が、広く抱かれるようになった。「インド」の外縁に向けての戦争——西のアフガニスタン戦争、北や東のネパールやアッサムへの戦争——にインド人兵士が繰り返し駆り出され、厳しい戦いを凌いで犠牲を払ったことについては、強い不満が抱かれていた。それだけでなく、諸王国が敗北し、辺境の土地がイギリスによって併合されてしまうと、兵士は「外地勤務についての特別手当」が給与から削られた。母国アワドの併合も、そうした給与引き下げの直接の理由となった。さらに、カーストや宗教に十分な配慮が払われない軍隊の中では、高い身分の人々が低い身分のインド人と区別なく扱われ、彼らと競合しなければならなかったことも、上層カースト出身の兵士たちの不満につながっていた⁽⁴⁸⁾という。

兵士の反乱は、ベンガル地方から始まってビハール地方を抜けて、当時は「北西辺境州」と呼ばれたガンジス川とジャムナ川の中流域地方に急速に伝播したが、実際にはラクナウ・カンプール・アグラの三つの管区に限定されていた。しかし、兵士反乱をきっかけに起こされた大規模な民衆反乱は、さまざまな動機や利益を持つ多様な主体が、「反英」と「ムガル帝国の復活」を共通の掛け声に行動したもので、より広い範囲に及んだ。一八五七年秋までイギリスが圧倒的な軍事力を投入しても反乱を抑えきれず、一部の地域では一八五九年まで続いた。兵士の反乱とともに、イギリス以前からの統治者としての皇帝や王族、かつては小さな領主のような存在だったがイギリスの「永久土地査定」によって単なる「地主」となり、さらに土地を失いつつあったザミーンダールやタールクダール、ヒンドゥーやイスラームの僧侶、都市の住民、農民や部族の人々など、さまざまな主体による反乱が、同時に

絡み合いながら展開したのである。

反乱勃発に先立つ数ヶ月ほど前から、農村地域でチャパティ（ダール豆の粉で作ったこの土地の主食である平たく丸いパンのような焼き物）が村から村へ、五枚ずつ新たに焼き増しては手渡されていったといわれている。なぜチャパティが回されたかということについては、専門的な歴史家によっても正確な意味は解明されていないのだが、この史実だけからも、兵舎からの反乱という側面だけでなく、ふつうの民衆が関わった集合的な抵抗運動の素地が何らかの形で準備されていたらしいと考えられている。⁽⁴⁹⁾

とはいえ、雇い主のイギリスに対して不満や反感を抱いていた兵士の多くは、減ぼされたアワード王国とその周辺地域の出身で、しかもブラーフマンを中心に支配的なカーストの農民だった。彼らは、食事や宗教的な儀式を含めて、ヒンドゥーの高いカーストとしての誇り、あるいは今までの支配者であったムスリムの誇りをいかに守るかを重要な問題とみなしていた。当時の大英帝国の軍人や官僚は、「イスラーム帝国の復古を求める狂信的な農民が暴徒となった」と解釈して断固とした軍事的制圧を主張した。より合理主義的な解釈を好む自由主義者は、「功利主義 (Utilitarianism)」的な観点から、経済的な困窮に根ざした反乱だと議論した。同じように、経済的な問題から反乱が引き起こされたと考えたのは、後のナシヨナリストのエリートや、その後続いたマルクス主義者であった。⁽⁵⁰⁾

前述したように、イギリスの導入した土地制度によって、ムガル時代には税を納める者としての地位が土地所有権に置き換えられ、売買できるものになった。その結果、農村を代々治めてきた人々や農地を耕す人々ではなく、その権利を売り買いすることで儲けようとする人々の手に土地の権利が移転し始めた。古くからのザミーンダールは、高い税金を支払えずに借金して担保のために土地を取られ、または自分から土地を売り渡したために、市場経済の進展とともに新しい地主が大量に誕生した。そのほとんどがもともとの農民ではなく、不在地主だった。

新しい法制度の下で土地への権利は登記される必要があり、それをめぐって村や身内の中でも争いが起こったが、そうした紛争はイギリス人の下にある裁判所が判断を下して権利の所在を決定した。これまでの領主や農民の目から見れば、「不当に」失わせられた先祖伝来の土地を取り戻すには、「敵」を倒すしかない。彼らは、イギリス人の「1」主人様 (Sahib サヒーブ)、「イギリス人のために働くインド人の役人・警察官・兵士、他の農民から土地の権利を買い取って利益を上げていた領主、借金の担保に農民の土地を奪って地代を徴収する「新参者 (new men)」の地^{ザミンダー}」主、それと重なる町のお金貸し (mahajans マハージャン) や商人 (banias バニヤー) などだった。それを証明するように、大反乱の過程では、町では役所、警察・軍隊、金貸し・商家などの新しい地主が襲われ、借金や土地の権利に結びつく書類が燃やされた。

この時期の農村社会を分析したエーリック・ストークスは、農民反乱は、行政的な浸透や市場経済の拡大が早くから展開し、それに対応する階層的な変化が本格的に進行した地域よりも、むしろそのような変動からやや取り残された地域で起こった、と考えた。⁽⁵¹⁾ 鉄道建設が本格化していない時期に、イギリスが軍事経済的に必要な交通手段として開発したのが運河であり、ガンジス川流域からパンジャブ地域にかけて多くの運河が張り巡らされ、その利益を受けた地域では、生産性を上げて豊かになる農民が現れていた。逆に、運河の恩恵を受けない「水不足地域 (thirsty areas)」では、昔ながらの厳しい状況がなかなか変わらず、しかも新しい徴税体系の下でより効率的に課税されるようになり、発展した地域との間には明確な格差が生まれることになった。そして、ストークスは、後者のような地域で、つまり、より「伝統的」な共同体を維持していた農村で、反乱が強力に展開したと考えたのである。

イギリス人の裁判官は、次のように報告している。

最初に影響を受けたのは、ゲジャール (Goojurs というスペルで書いている) という「略奪を生業とする部族 (the plundering tribe)」であり、そのすぐ次にラングル (Rangurムスリムのラージプート族) が続いた。……「おそらく (一八五七年) 五月二日に」ムザファルナガルで騒動が起きると、この県で次々に争乱が起こされた。……ゲジャールやその他の人々の集会はますます頻繁に開かれた。古代からの部族やカーストの争いが復活し、村々が掠奪され、銀行家が財産を強奪され、あるいは強奪を免れるために多額の罰金を支払われた。地^{ザミーンダール} 主や村人はこうした無秩序状態をいいことに、金貸しや商人から商い帳や債権書を奪い取った。⁽⁵²⁾

あるいは、次のような報告もある。

六月の末には、騒擾の主な中心は、ガンジス川東岸に臨む荒れた沖積地層の「溪谷 (khadin)」であった。そこでゲジャールの人々の住む村が隣接していたのは、カーリー・ナガル……およびガンゴー・パルガナーという南西の県である。このガンジス川渓谷はダコイトの出没する地域で、バンジャラーの人々がダコイトの主体だった。彼らは、遊牧生活を送るジプシーであり、したがって定住農民の反乱ではなかった。もつとも強力な反乱の中心地は、カタおよびナクルとガンゴーというパルガナーだったが、それらは伝統的にはゲジャラートと呼ばれた、ゲジャールの生まれ故郷の地に属している。ここでは、堅固な一族 (clan) の定住地が反抗に立ち上がる強力な組織的基礎を提供した。⁽⁵³⁾

ここで指摘されているゲジャールの人々は、すでに本稿の前半で見てきたように、牛を飼って移動する人々に起源を持ち、農民として定住し始めていたが、ピンダーリー、ダコイト、タグなどの主体としても紹介した。デリー以東のガンジス川・ジャムナ川に挟まれたドアブ地帯に多く住み、必ずしもカースト身分は高くないが、イギリス支配より前の時代、つまり一九世紀初めまでには、土地の権力者としての地位を獲得する者もいた。ドアブ北部の

一帯を三人のグジャールの将軍——ラームダヤル・シン、ネーン・シン、アジット・シン——が治め、財源として地税を集める権利を持つ農地 (*mulkawari*) をも保持した。しかし、こうした状況が、イギリスの進出とともに一九世紀半ばには失われ、一族の貧窮化が進んだ。イギリスの行った「土地査定」によって、たとえばダドリ県では、グジャールの人々が保有していたとされる土地の権利のうち、約四分の一が失われた。⁽⁵⁴⁾ 他方、支配する側のイギリス人は、グジャールの人々とは、無分別で粗忽な人々であり、家畜を盗むとして知られる「犯罪者」を抱えている一族だと見なす傾向があった。

ただし、先のストークスの議論のように、この地域一帯でグジャールの人々が一様に利益を失ったわけではない。運河からの水利を利用して、新しい時代の波にのってより豊かになったグジャールの村もあった。だが、「水不足地域」と呼ばれるほど、つまり本稿で考えてきた「内陸の辺境」としての乾燥地帯に住むグジャールほど、開発の利益を受けられず、にもかかわらず、土地査定によって新たに高い地税を設定されていた。そのように、暮らしの厳しい地域のグジャール人が、反乱に数多く参加したと考えられるのである。

反乱の進行に沿って見ると、グジャールの人々の行動が、より高い身分の王族の行動よりも先んじている。兵士反乱の直後、一八五七年五月一二日、シカンダラバード地域でグジャールの人々が蜂起し、街道沿いに盗みや略奪を行い、家々を焼き払い、電信用の配線を切断したという。⁽⁵⁵⁾ そして、この地域のグジャールの王族もしくは武將たちが、個々の武装勢力を率いることになった。その中には、かつての王族のアジット・シンの孫も含まれていた。五月二一日は、ブランドシャヘルのイギリス人の役所が攻撃された。ダドリ県のザミーンダールであるウマラオ・シンという人物がこれを率い、役所の金庫から現金を略奪し、刑務所に入れられたグジャール人の解放を目指したという。

王族は要塞や軍備を保持してはいたが、五〇年間に渡るイギリスの支配によってその力を弱められていた上に、彼らの多くはもともと成り上がり者にすぎなかった。そして、王権や家系の家長権は、(イギリスの統治権力の下で) 地代を受領するだけの「領地の管理 (estate-management)」に置き換えられた。しかし、かつての統治者としての影響力は「この時代には」まだ強く残存し、有力な農民カーストを率いて、それぞれの行政県が反乱に立ち上がるべきか、イギリスに協力すべきか、あるいは曖昧な立場を貫くべきか、といった方針は、王族たちの決定によって大きく左右された。⁽⁵⁶⁾

この地域のムスリムの王族の一人であるナワブ・ワリダード・カーン (Nawab Waidad Khan) は、この混乱を注視していた。当初は反乱を起こしたグジャール人の勢力にも、応援を頼むイギリスにも公式の荷担をしなかったが、まもなく自らグジャール人を集めてブランドシャヘルへの攻撃を呼びかけ、イギリスに対する軍事的な戦いを指揮することになった。けれども、ワリダードの軍力は、「ガーズイーの人々 (ムガル帝国時代の軍隊の兵士) と反乱した兵士を従えて、六丁ほどの銃を備えるだけの」小さなものだった。これだけではとてもイギリスの軍勢には立ち向かえない。しかし、グジャールの反乱軍はこの王に着いていくことになった。まず「アイマン・グジャールと彼の率いる部族」が支援を申し出て、さらに六月末には、反乱兵士のバレイー旅団が加わって、四〇〇人の騎馬隊、六〇〇人の歩兵隊となったワリダードの軍隊は、およそ一〇〇〇人のグジャールとラージプートの反乱部隊を従えることになった。イギリス側の報告によれば、「ガーズイーバードとシカンダラバードの間は、旅行者は誰も安全に通過できない」、なぜなら、「グジャールの人々や近隣の農民 (country folk) が立ち上がったからである。……彼らは、シカンダラバードの人々を略奪して殺し、家々に火を付け、奪ったものを荷車に乗せて持ち去った。⁽⁵⁷⁾ アンダーソンという官僚は、「影響力のあるアンバタとナクルのムスリム王族が、商人を略奪して勘定書や

債券証書を破り捨てたいと思っっているグジャールの農民を刺激したのである」と報告した。そして、こうした王族が、先祖の土地に自分たちの王国を再建するという内容の「命令」⁽⁵⁸⁾を発したとされている。

このように、インド大反乱の状況とサンタール人の反乱とは、異なる事件に見えながら、支配力を失った古い領主と農民反乱の結合という点で共通している。グジャール人の王を迎えて自分たちの国を建国するという宣言は、神の徴を信じて反乱に立ち上がったサンタール人の宣言と同じように、イギリス軍人には理解できないものだったが、命がけで銃を前に戦った人々には真剣で現実的な目標として信じられたのである。しかも、グジャールの人々だけが反乱に加わったわけではなかった。デリーに近いサハランプル県では、「野蛮で遅れた人々」と軽蔑されていたバタル・グジャールの人々やパンディール・ラージプートの人々が戦闘に立ち上がった。エタワール県のジャムナ川溪谷地域——つまりプーラン・デーヴィーの生きた地域の周辺——ではラージプートの王族や、交通の不便なガンジス川流域やベナレス（現在のヴァラーナシー）北東地域に住むセンガール・ラージプートやカウシク・ラージプートの部族が反抗に加わった。⁽⁵⁹⁾

ムザファルナガル県では、カタという土地でパンディール・ラージプートが有力な土地保有者であり、古くからの共同体的な暮らしを保持していた。「誇り高く、頑丈な人種であり、同じラージプートでも他のカースト集団と異なっており、女性も農作業を行った。彼らは、騒動を起こす長い歴史」を持っており、一八六〇年代にも「悪名高い家畜泥棒」と言われていた。したがって、外部の勢力を寄せ付けないほど「強い人々だというだけではない。グジャールの人々の結束力の強さと同じように、ラージプートの中でもパンディールの人々は最も強く結束していて、他のカーストが先祖伝来の権利を豊かで賢い高利貸しに易々と譲り渡したのに比べ、自分たちの土地を断固として保持している。この結束力のために、警察や徴税役人にも堂々と実力で抵抗してきたのである」⁽⁶⁰⁾。

イギリスの建設した運河の恩恵をまったく受けず、「水不足地域」のままの村で暮らし、しかも設定された税金

が重すぎるために、一八六〇年代には政府でさえそれを軽減せざるをえなかったカタ東部地域では、一八五七年にはパンデイル・ラージプートの農民が激しい反乱を起こし、デオバンドの町を襲撃した。ドゥリープという指導者の下で複数の村の人々が連帯して襲撃を行ったとされるが、イギリスの軍隊は彼らを捕えて絞首刑に処した。しかしその後も、ラージプートの村々が政府の要求する武器の引き渡しに抵抗し続けたため、県長官spanキーは業をにやし、村ごと破壊することを命じたとされる。

また、ドアブ地域では有力な農民で比較的豊かだとされたジャートの人々の中からも、強い抵抗の主体が現れた。ジャートの農民も、ダコイトを輩出するような武装して強力な人々として知られていた。経済的に成功しているように見える農民層から、なぜ死を賭した抵抗が現れたかは、武装した辺境の農民や部族、貧窮化した農民の場合よりもわかりにくい。これについて、ストークスは、この地域が一八三〇年代から四〇年代にかけて設定された、過酷に高い地税を課されていたことを要因に挙げる。ドアブ地帯の西部では、「人口が多すぎて動く余地すらない」と言われるほど、農業の生産性をいくらか向上させても満足に食べていけない状況があり、ジャート農民も辛酸を舐めていた。ムザファルナガル県東部では、一八五四年に運河が開かれ、富裕なジャートの人々は確実に恩を受けたが、彼らの中にも地域や集団によっては反乱に立ち上る動機を持つ人々が暮らしていたと考えられる⁽⁶¹⁾という。

このように社会経済的な側面から「誰が大反乱を起こしたか」を問うたストークスは、結局、次のような一文で、伝統的な共同体のあり方が重要な意味を持ったことを指摘している。「貧窮化したグジャールとランガール〔・ラージプート〕の農民の近くにいるムスリムの大地主は、すぐに反乱に立ち上がりかねなかった。とりわけ、「近隣の」有力者のジャートの仲間やラージプートが、同じ目的で立ち上がるなら、である」。彼は、現実に経済的利益を得ているかどうかよりも、同じ一族の中にも豊かになっている地域や集団と、貧しくなっている地域や集団

があり、その間の「相対的な価値剥奪観」が決定的だったという。亜大陸の階層的な身分秩序の社会においては、誇りと地位を維持できるかどうか、もつとも重視された。共同体的な連帯性を保つ伝統的な村を保持しているジャートの民のほうが、すでに共同体的なまとまりが崩れて大地主の下で土地を借りて耕作しているジャートの農民よりも、誇りのために集団的に戦う動機も資源も持っていたのである。⁽⁶²⁾

要するに、大反乱の過程で引き起こされた民衆的な抵抗においては、グジャール、ラージプート、ジャートという武装した農民カーストの集団が重要な役割を果たし、これにバンジャラーなどの「山の民」が加わって、人々の連帯が形成されたことが観察できる。つまり、イギリスがこの地域に足を踏み入れた時から、その「法と秩序」に容易には恭順しようとしなかった人々、つまり武装して行動する権利を手放そうとしなかったカーストや部族の集団が、反英武装勢力を供給し、イギリス人の軍隊と不在地主となった金貸しや商人に暴力的に報復し、その支配を倒そうとした。彼らは、古くからの土地への権利が、イギリスによって支援された「不当な占有者」によって「篡奪された」と認識していた。だからこそ、サンタール人と同じように、「不当な占有者」としての新しい地主を追い出し、本来の持ち主に土地を取り戻して「正義」を実現するために戦ったのである。

さて、本稿で取り上げたプーラン・デーヴィーの生家のある現在のウツタル・プラデーシュ州の南西地域も、一八五七年当時は、ブンデルカンド管区の下に置かれていて、大反乱に巻き込まれ、多くの人々が抵抗に立ち上がった地域であった。プーランの村のあるジャローン (Talau) は、現在では一つの県の名前として残っているが、ムガル時代の末期には小さな王国が存在していたが、イギリスの進出に押されて次第に自律性を失い、一八四〇年には若いラージャが死亡してイギリスに併合された。隣接する王国のジャンシーも同じような運命を辿り、一八三九―四二年には暫定的な形ではあってもイギリスによって統治され、五三年に国王が逝去するとすぐに直轄領として接收された。近隣のバンダやハミールプールの所領はすでに一八〇四年の時点でイギリスの行政区となってい

た。

アグラとアワドという二つの大きな国が接合されて「統合州 (The United Provinces)」とされたが、この州にはさらに小さな諸王国が軍事・行政的に「統合」されていった。前掲の地図3は、このような過程でイギリスの直轄地が虫食いのように飛び地をつなぎながら次第に拡大されていったことを表している。王国が軍事的な自律性を失い、イギリスの保護国的な立場に置かれた時点で、イギリス人の軍事・財政上の監督官が派遣されたが、さらに併合されてイギリスの直轄地となると、軍によって占領されて基地が置かれ、徴税官と裁判官を兼務するイギリス人が派遣された。そうしたイギリス人の下で働いていた地元の兵士や役人は、反乱勃発を知ると、ただちに治安や徴税の業務を放棄しただけでなく、町に押し寄せた農民とともに反乱と破壊の主体となったという。チャンバル地域やブンドェルカンド一帯には、まだ併合されていない王国や「お取り潰し」になってから間もない王国とともに、すでに英領となった行政区も混在していた。そのため、反乱兵士や民衆が、行政的な境界線を越えて移動しながら、戦略的な拠点や逃げ場を見出すことはむずかしくなかった。プーランのような現代の盗賊が、国境や州境を越えて移動して警察から身を隠したのと同じ理屈である。

タプティ・ロイ (Tapti Roy) の研究によると、五月に反乱側が権力を掌握したラクナウやデリーに遅れて、この地域で反乱が始まったのは一八五七年六月五日だった。朝三時に「ダコイトの襲撃だ」という知らせが入り、兵士たちは銃を装填して持ち場についたが、それをきっかけに第一二インド人歩兵師団 (Native Infantry Regiment) が反乱に立ち上がった。その後、第一四非正規騎馬隊や砲兵隊、インド人の役人も続いて、駐屯地の金庫が奪われ、囚人が解放された。町に出た兵士たちは、「宗教の勝利 (Deen hai Jai)」という叫び声を挙げながらオルチャ門を開け、ヨーロッパ人や彼らに協力するインド人の家を襲い、財産を奪った。とくに、書類が持ち出されて燃やされた。イギリス人の役人やその家族は、ジャンンシーの要塞に逃げ込んだが、そこまでたどり着けなかった人々は殺

された。⁽⁶³⁾

「ジャローン県の県都オーライ (Orai) では、インド人歩兵ではなく、税務署のインド人の役人 (chakrasi)、その後には警察官が反乱に立ち上がって、イギリス人の役人は追い出された」。オーライは、前稿で見たように、プーラン・デーヴィーの父親が、異母弟との土地問題について、近隣のカルピの裁判所では事が済まなかったために、裁判に出かけようとしたところである。「ブンデルカンドのすべての駐屯地よりも北に位置しているオーライには、反乱側の兵士が大挙して集まったが、ジャーンシーから来た部隊は、囚人を解放し、役所のすべての書類と建物に火を付けて破壊した。近隣のラリットプールから分遣隊も二二日には到着したが、その後すべての部隊はカンプールに向かつて出発した」。⁽⁶⁴⁾

兵士反乱とほぼ同時期に、近隣の農村地域では、「タークル (thakur)」と通称されていた、古くから村々を支配してきたラージプートの人々を中心に、ほとんど村中の農民が蜂起に立ち上がっていた。タークルは、伝統的に地元の王族に一定の地代を払って、そのかわりにいくつもの村を治めて泥でできた要塞 (garhi) の中に居住することができるとの特権——ガリバンド (garhband) ——を与えられていたが、その数を減少させようとした王族に対して、一八三三—三四年にジャーンシーとジャローンのタークルは武装して反乱を起こしていた。一八三九年には、イギリスがジャーンシーを制圧したことに對して、周辺のタークルは地租の不払いを決め、政府の税金に代わって自分の村では固有の「税金 (taxi)」を課すという反抗を起こした。一八四四年にマラータ連合王国のシンディア (Scindia) がクチュワハガルの農村地帯をイギリスに明け渡したところ、その地のタークルが反乱を起こしている。このように、イギリスから見れば、この地域は農民が「反乱を起こす過去の伝統」を持っているところであり、ラージプートのタークルは「常に反抗している」人々だと見られていたが、確かに大反乱のときにも同じ地域の同じ人々が新しい権力に対して武装闘争を繰り広げたのである。⁽⁶⁵⁾

ローイは、この土地のタークルに代々受け継がれてきた「土地を耕す権利 (*Thunivud*)」を守る戦いの慣習が、一八五七年にはイギリスに向けられたのだと指摘している。すなわち、タークルは、自らの武力の大小にかかわらず、自分の土地をめぐる問題について支配者と対立すると、兵士を募って相手方の領土に攻め入り、町や村を略奪して焼き払い、要求が受け入れられるまで撤退しない、という戦いの慣習を持っていた。そのような戦いが続いているとき、名誉を維持するためには、反抗したタークルが自ら見放したり、タークルが追い出されたりした領地は絶対に耕作されてはならない、という決まりがあった。もしも誰かが耕すなら、その農民も、しばしば彼の家族も皆殺しにあっても仕方がないとされていた。しかも、無数の同士の連帯やカーストのつながりによって、タークルは時の支配者に対してこのように強力な抵抗を示し、さらに自らの要求を通すことができた。「一八五七年には、この形の反抗が、すでに打倒された政治的な秩序を復活させるために意図的に使われたのである」⁽⁶⁶⁾。

具体的に、どのような人々がラージプートのタークルについていったのかというと、当時の政府側の文書には「村中の人々」が蜂起に加わったと記載されている。報告書をまとめるイギリスの役人や軍人から見ても、伝統的な有力者の下に下層の農民までが一緒になって戦ったと観察されたということである。これは、先に引用したストークスの指摘、つまり、反乱は、開発の上で遅れている地域で主に起こり、その主体は『近代化』の波に乗っておらず、『伝統的』な共同体を維持していた集団である」という文章とも重なるだろう。「兵士 (*lanbardar*)、警察官 (*chankidar*)、門番 (*patwari*) からラージプート、アヒール、ロデーイ、チャマール、ブラーフマンの兄弟的な連帯に至るまでの階層を越えた人々、要するに農耕民 (*kushigan*) 全体が、反乱に加わったのである」⁽⁶⁷⁾。

彼らはまさに武装した農民だった。ブンダ地区での暴動について、次のような政府の役人の記録が残されている。「曲がり刀や火縄銃はブンデルカンドでは少なかったが、鎗や大鎌、鉄を巻いた警棒 (*vahi*)、木の棒に草を刈る刃物を付けただけの手作りの斧などで武装して、人々は自分が戦士だと思い込み、自分たちの王を選び、新参者

を否定した。革命がこれほど急速に広がったことも、そして完璧に起こったこともない。ノウゴングからアラハバードに向かった第一二インド人歩兵隊の將校であったP・G・スコットは、通過する村々の農民すべてがさまざまな武器を持って武装していると報告している。地元で作られた小さな火縄銃や大きな竹槍だけの武器でも、反英的な戦いの雰囲気満たされた農村地帯では、イギリス側の軍事力よりも有力だった。⁽⁶⁸⁾

そして、彼らの略奪・破壊・殺傷という攻撃は、タークルのような古い領主たちとともに下層の農民を合わせた、地元社会の「自分たち」に対して、理不尽な搾取・弾圧を行ってきた「敵」に向けられた。インド兵とインド人の役人がイギリス人の將校や上司に立ち向かい、政府の建物を破壊し略奪したように、元の領主と農民たちは、町に出て税務署と警察を襲い、役所にある財産は「自分たちのもの」、そして「デリーの王」のものだと宣言した。差し押さえ物件の競売であれ、売買による所有権の移転であれ、新しく土地を保有することになった「銀行家、バニヤー、マルワリー」は追い出された。『ならず者 (bandushes)』は町に入ってきて、こうした人々の家を壊し、債券証書のような文書を燃やし尽くした。……不思議なことに、私たち(イギリス人)の支配によって得をした人々は、銀行家であれ商人であれ、闘争の中で自分の土地を守ることが出来なかった⁽⁶⁹⁾。引用した文中の「銀行家」は、地元の人々から言えば高利の「金貸し」であり、「バニヤー、マルワリー」は、商人であり、とくに「マルワリー」はラージャスターン出身の商人カーストを意味した。

ここまで見てくれば、伝統的な共同体を基礎とした農民反乱の土壌の上に、イギリス人の統制と差別に不満を持っていた兵士の反乱が火を付けて、社会的な反乱の炎が燃え上がったと理解しても間違いないだろう。反乱した兵士も、破壊だけをめざしたのではなく、自分たちの王国を取り戻そうとデリーに攻め入り、ムガルル皇帝を取り囲んで大将としての戦いの宣言を發させた。そのような革命のダイナミクスはブンデルカンド地域でも展開し、反乱軍や農民の軍勢が各地を占領するたびに、地元の王族に反乱側を支持する立場を取るように交渉し、強制し

た。さまざまな事情の中で、反乱側に付いた王族もいれば、イギリス側を去らなかつた王族もいた。

そうした中に、ジャンシーの若い王妃ラクシュミ・バーイー (Lakshmi Bai) もいた。自ら反乱軍を率いてイギリス軍と勇敢に戦い、グワリオールで最期を遂げた「ジャンシーの女王 (the Queen of Jhansi)」は、当時もその後も民衆的な「殉教者」として人々の心を捉え、伝説的に語り継がれてきた。すでに未亡人となったバーイー王妃は、女性らしく美しい人であったとともに、男勝りの衣装を付けて馬にまたがり、鎗をかざして敵を倒したという「神話」を残している。もつとも、彼女の名で東インド会社側に送られたさまざまな手紙が残っており、そうした文書によれば、反乱軍が城に入ってきて彼女を取り囲み、自分も殺されず、ジャンシーの町を破壊されないようにするためには、彼らの言い分を聞かざるをえないけれども、早く助けがほしいという内容のメッセージが送られている。けれども、そうした資料をどのように解釈するかは、反乱側の戦略を含めて、興味深い課題であろう。またそうした歴史解釈とは離れて、インド史の中で燦然と輝く「ジャンシーの女王」が活躍した土地が、一二〇年以上後に、ラクシュミ・バーイーと違って下層カーストの出身だとしても、「盗賊の女王」プーラン・デーヴィーが登場した土地であったことも、伝承とのつながりを感じさせる点である。

一八五七年九月にデリーとカンプールがイギリスに奪回された後は、ジャローン県のカルピが反乱側の新しい首都に選ばれ、武将ナーナー・サーヒブ (Nana Saib) らが入場して、防衛を固めようとした。一八五七年時点では一万二〇〇〇人くらいの軍事力がカルピを防衛していた。固く守られたこの拠点は翌年春まで持ちこたえたが、四月初めにはジャンシーが征服され、ラクシュミ・バーイーが殺された。五月にはカルピがイギリス軍の襲撃を受けた。「兵士はジャムナ川の水に誓って、イギリス人の軍隊を川に攻め落とすか、自分たちが死ぬかだ」と覚悟を決めていたというが、二日間の戦いで、指揮官のヒュー・ローズは強靱なナーナー・サーヒブの軍勢を敗北させて、カルピを陥落させた。反乱側の軍勢はちりぢりに逃げて、ブンデルカンド地域の兵士反乱は終わり、農村地域の反

抗も次第に孤立し平定されていった。カルピは、プーランの村から一番近い町で、彼女がえん罪で逮捕されてレイプされた警察署があったところである。

一年以上続いた激戦の末に、イギリスは勝利し、最終的にムガル帝国を滅ぼした。しかし、大反乱が瞬時に広域化し、十分な組織性を持って長期間展開したことは、イギリスに深い衝撃を与えた。帝国としての統治を再建する過程で、旧弊な東インド会社を廃止し、イギリス政府がインド政府を設立して直接的な統治に乗り出すことになった。軍隊においては、ヨーロッパ人の比率を格段に上げ、ヨーロッパ人とインド人の人数比を一对一にするともに、採用するインド人の出自を慎重に考慮して、軍隊の中の「分割統治 (divide and rule)」政策として、どの宗教やカーストも多数の集団を形成できないように構成し、それぞれの土地の人々とは血縁的あるいは宗教的なつながりを持たない兵士の軍隊を駐留させる方針を定めた。また、農村社会を平定し、徴税機構を円滑に運営するためには、それまでのように社会的な反発を買う「改革的な政策」を止め、大領主のタールクダールやザミンダールとともにヒンドゥーやムスリムの宗教的な指導者を味方に付けて、保守的な社会経済構造を維持しながら統治することが至上の命題となった。

社会の周辺や底辺については、タグ掃討作戦いらいついていた治安の強化が一層推進された。大反乱の開始にあたって、蜂起を知らせる合図として「チャパティが村々を回った」と述べたが、文字を知らない民衆の世界で情報が広範囲に伝達されるには、それを伝達するしくみと人々が必要である。イギリス人の統治者たちは、反乱時にそうした機能を果たしたのは、バンジャーラーのような街道を使って「移動する人々」や、伝統的に村の警備を担ってきた、チヨキダールと呼ばれるような人々だと考えた。したがって、二度と民衆反乱が起こらないようにするために、このような人々を「犯罪者」もしくは「犯罪者の予備軍」とみなして統制する治安体制が必要だと考えた。こうした政策は、政府が自らの土地と財産を守ってくれるならば、わざわざダコイトらを私兵として雇って安

全を確保しなくてもよくなると思える地主・商人・金貸したちには、歓迎されることになった。そうした政策の一つとしての、犯罪部族法については、後に見ていこう。

このように、より徹底した治安政策によって、大反乱後は、「原初的な反抗」としての武装した農民の反乱はより起こりにくくなったが、それでも、「内陸の辺境」地域では、ダコイトという「犯罪」の形になりながら一九世紀の末まで武装活動が続けられた。後の「中央州 (the Central Provinces)」、すなわち現在のマディヤ・プラデーシュ州の地域では、「チャンデリヤハミルプル西部のジャングル地帯で、ゲリラ戦がかなり後まで続けられた」。経済的な状況が悪化し、政府の治安政策が緩められると、ブンデラ・ラージプート (Bundela Rajputs)、つまり、ブンデルカンド地域のラージプートの一族は、ダコイトとなって活動を始めた。⁽⁷⁰⁾ ジャイプールやバハラットプルなど、イギリス人の官僚と軍人がイギリスから年金をもらう王族を監督した、大小多くの藩王国の置かれた現在のラージヤスターン州とその周辺は、やはり砂漠とジャングルを含む乾燥地帯で、武装するカーストや部族の人々がいなくなることはなかった。また、大反乱でイギリス軍に掃討された反乱勢力は、王族も武装農民も国境とジャングルを越えて「ネパールに逃げた」とされている。⁽⁷¹⁾

ここまで論じてきたことをまとめれば、一八五七年の大反乱は、「植民地化によって衝撃を受け、それを受け入れることを拒んでいる社会」における「伝統的な抵抗運動」として、最後の、そして最大の「原初的な反抗」だったと言えるだろう。後に、植民地独立による国民的な解放をめざした二〇世紀のナショナリストは、この「原初的な反抗」を「第一次インド独立戦争」と意味づけ、マルクス主義者もまたインド人民の解放闘争の出発点と考えた。けれども、武装した農民の世界と西欧的なナショナリスト・エリートの世界は、簡単に結びつけられるようなものではなかった。その間に横たわった越えがたい壁を越えさせたのが、ガンディーの時代の民衆的なナショナリズムの展開だったが、それについては後ほど詳しく見ていくことになる。

さて、インド大反乱についても、二一世紀の私たちだからこそ、いくつかの新しい視角から見ることがある。二つに分かれた軍の間の衝突とともに都市と農村の民衆による蜂起が起こされて、一年あまりの間におびただしい数の犠牲者が生まれ、多くの財産が破壊されたことは、すでに述べてきた。また、そうした行動を起こす人々が、「イギリス人を追い出せ」と叫びながら「ムガル皇帝万歳」を叫び、それを抑えようとするイギリス側の人々は「国家の治安を回復せよ」「暴徒を断固として許さない」と主張して武力を使ったことも説明した。武装した農民は古いザミーンダールや王族とともに立ち上がり、イギリス人、新しい不在地主、金貸し、商人などを攻撃し、役所や家や店を焼き払ったことも述べた。そして、帝国主義者、ナシヨナリスト、革命主義者が、それぞれの立場から、これらの事件に現れた政治的な連合と暴力の意味を解釈してきたことも、ある程度は説明したと思う。

けれども、こうした政治的な暴力を、これまでのように「帝国主義対ナシヨナリズム」とか、「ナシヨナリズム対共産主義」といった対抗関係の中で捉えるのではなく、異なるコンテクストで見たとすれば、一八五七年はどのようなように理解されるべきだろうか。たとえば、一九九〇年代から二〇〇〇年代初めにかけて、ヒンドゥー至上主義的な勢力がインド人民党を与党に押し上げ、そのような状況の中で少数派のムスリムやキリスト教徒が暴力的に迫害される事件も起こったとき、一八五七年の出来事は、貴重な歴史的経験として、暴力を批判する立場の人々から、とくに思い起こされることになった。つまり、国家の宗教的寛容と保護を約束した原則としての、インドにおける「世俗主義 (Secularism)」の原点として、ヒンドゥーもムスリムも連帯してイギリスの圧政に対して戦い、ともにその犠牲を厭わなかった「経験」および「記憶」として、である。

あるいは、別の見方もできる。一八五七年の「カンプール虐殺事件」に焦点を置いた『見せ物としての暴力』と題した著書で、ルドラングシュ・ムカジーは、二一世紀の対テロ戦争に対照するとき、イギリス側の鎮圧の暴力だけでなく、革命に立ち上がった側の暴力も批判的に捉えるべきだと主張する。一八五七年六月二七日、カンプール

のサティーチャウラー・ガートで三〇〇人以上のイギリス人が殺された。多くの女性と子どもも含まれていた。七月一日にはビビグルで生き残った女性と子どもが殺された。その二日後、ハヴェロック將軍がカンプールの襲し、ジェームズ・ネイル陸軍大佐が反乱を起こした人々を大量に殺害した。このような「虐殺」を生む「暴力の連鎖 (the sequence of violence)」をどう考えることができるだろうか、と。

また、こうした大量虐殺の問題とともに、戦闘とともに引き起こされる「ジェンダー的な暴力 (gendered violence)」についても、考察することができるだろう。「カンプールの虐殺」について、ムカジーは、反乱と弾圧の歴史記述の中で決定的に欠落している論点があるという。それは、一五日間カンプールが反乱側の手に落ちていたとき、女性たちには何が起こっていたのか、という論点である。イギリスの軍人や役人は皆、女性たちの純潔は犯されなかったと報告して、本国やインドにいる同胞から心配されるようなことは起こらなかったと主張した。また、夫が殺されて未亡人になったイギリスの女性たちは、手紙や日記の中で、残酷な目にあつたけれども、勇気をもって生き延びて、体の安全は守られたことを記している。もちろん、反乱側の武装した男たちが、キリスト教徒のイギリス人の女性を陵辱したら宗教的に汚れてしまうと考えていたから、性的な暴力をふるわなかっただろう、と想像することもできる。けれどもおそらくそうではなかった、とムカジーは論じている。

一八五七年七月一四日付けの『イングリッシュマン (The Englishman)』紙にはデリーから逃げてきた若い女性の五月一八日付けの手紙が掲載されていたが、そこにはイギリス人が多数殺害されたこの町の状況が描かれている。五月一日にメーラットで兵士反乱が起きたという急報が届き、軍人であった兄弟はすぐに出かけていった。女性たちを迎える馬車が来て、あちこち逃げ回った。市内から「逃げ出してきた紳士が、男性も女性も子どもも殺されている」と教えてくれた。こうした状況で、「多くのご婦人は裸足で血を流しながら歩かざるを得ず、また草むらに隠れて逃げなければなりませんでした。あるご婦人は、なぜかわからないけれども、突然発狂してしまいま

した。……ヨーロッパ人の兵士は復讐心を燃やしながら、酷い輩には慈悲をかけないと言っています。神様、どうぞ成功しますように⁽⁷²⁾。

ムカジーは、反乱軍によって「捕獲品 (prize)」として誘拐されたアメリカ・ホーンという女性が残した詳細な記録においても、性的な迫害についてだけはまったく書かれていないという点を指摘している。あるいは、反乱後に被害の実態を調査したイギリス人の役人たちも、女性に対する身体的な暴行についてはほとんどまったく調べなかった。そうした役人の一人であったロバートソンは、「調査官自身も、そのような侮辱的な事柄については、一瞬なりとも (被害者に) 聞きただしたり、じっと考えたりしないものだ」と記している。

女性に対する暴行やレイプについてはそれを隠そうとする心理的なメカニズムが働くことが、今日では科学的に明らかにされている。レイプの被害者自身の沈黙、被害者を守ることのできなかった父や夫や兄弟やその他の家族、政府や軍隊や武装勢力の男性たちの沈黙。そうした問題が、大反乱のときに起こったのかどうか。北インドにおける戦士や盗賊の伝統的な文化とイギリスの植民地軍の文化が衝突したとき、双方の男性集団の間で地元の女性やイギリスの女性がどのような立場に置かれたのか。現時点で明らかなのは、この問題に関心が持たれ、それについて歴史的な究明がなされてきたことは、ほとんどなかったという事実である⁽⁷³⁾。

第二節 犯罪部族法の制定

大反乱後、新しい「法と秩序」が再編されたが、植民地国家の治安体系に収まりきれない人々はなかなか消滅しなかった。ガンジス川やジャムナ川の流域地域のように、大反乱に巻き込まれた平野部の村々そのものではなくて、そうした村の周辺やそこにつながっていくジャングルや荒地や砂漠を含む乾燥地域には、何度か指摘してきたように、警察や軍隊に追われた兵士、農民出身の武装勢力、盗賊団などが逃げ込んだだけでなく、もともとそう

した土地を住処にして移動しているサントール人のようなさまざまな「山の民」が暮らしていたからである。そこで、農村社会に「定住する人々」のように国家によっては把握できない、「移動する人々」に対して、さらに統制を強める政策が取られることになった。

一八七一年には、「タグ取締法」を引き継ぐような「犯罪部族法」(The Criminal Tribes Act, No. XXVII of 1871)が制定された。この法律の第二条では、「ある部族・ギヤング・階級 (tribe, gang or class) が、保釈できない種類の犯罪を体系的に実施する、常習犯の集団である (addicted to the systematic commission of non-palatable offences) と、州政府が十分な根拠をもって判断できるときは、これを総督 (the Governor General in Council) に報告し、この部族・ギヤング・階級が犯罪部族 (a criminal tribe) であると宣言する許可を得ることができる」と定められていた。この時点では、法律の主な適用地域は、「ベンガル州、北西辺境州、パンジャーブ州、アワード管区」だったが、二年後にすべての英領インドに拡大されることになった。

法律といっても、植民地を統治するためにイギリス議会が定める行政法である。したがって、以下の条項では、各州政府が総督に報告すべき要点が指示されていた。まず、この「部族・ギヤング・階級」としての集団が「常習犯の集団」とされるのはなぜか、どのような性格の犯罪をどのような状況で犯したか、という背景的な説明が必要である。さらに、「犯罪部族」と指定された後、「放浪する (wandering) 人々」としての彼らの定住場所と生計を営む計画を準備しているかを、説明すべきだとしている。こうした条件を判断した上で、ある社会的な集団が「犯罪部族」だと法律的に「公告されること (notification)」になる。

かつての「タグ法」と比較しても、「犯罪部族法」は、いくつかの点で驚くべき性格をもっていた。第一に、犯罪者とされるのは、個人ではなくて集団である。こうした政策の基盤には、「遺伝的な素質」が、同族間の結婚によって血統が保持される「カースト」や「エスニシティ」の集団に集合的に体现されるために、それに対応して植

民地政府の人事政策を取る必要がある、という考え方が置かれていた。たとえば、大反乱後に再編強化されたインド軍の中では、血統として優秀な「戦士的なカースト (martial races)」として、イギリスに強力に抵抗したスイク王国を支えたスイク教徒の人々、マラータ王国で最後まで戦ったデカン地方の人々、ネパールから導入し「グルカ」と呼ばれた「山の民」の人々などを重用したことはよく知られている。こうした考え方が、「犯罪部族法」においては、一つのカーストや部族全体が「犯罪者集団」となり、それは世代を越えて変わることがないという認識とそれに基づく政策方針となったのである。

第二に、それを立証する手続きである。殺人や強盗といった犯罪について、ある個人が単独で、あるいは複数の個人が共謀してそれを行った事実を司法的に立証し、その結果として裁きを受けるといって刑法の常識から見れば、ありえない法律の構成になっている。なぜなら、被疑者がある「犯罪部族」という集団に所属していると見なされれば、その時点で犯罪者として扱われるからである。そうだとすれば、一つ一つの特定された犯罪について、本人がそれを犯したかどうかという事実を検証する必要はない。「部族」とか「階級」という言葉で意味されているカーストと見なされると、生まれによって所属した集団が、そのまま「犯罪部族」あるいは「犯罪カースト」とされて、刑法的に取り締まられるという、常軌を逸した法律だったのである。具体的な犯罪をまったく起こしようない幼児でも、りっぱに「犯罪部族」の一員として扱われることを法的に正当化したものであった。

第三に、この法律に基づいて、「犯罪部族」とか「犯罪カースト」と「公告」すると、定住していなかった人々の場合には「州政府の指定する居所に定住」させ、すでに定住していた人々についても「改善居留地 (reformatory settlement)」に移動させることができた。以前に行われた「タグ掃討作戦」との決定的な違いは、捕えられた人々に対する「改善 (reformation)」もしくは「矯正 (reclamation)」が追求された点にある。「犯罪部族法」は、「犯罪部族」が、放浪して定住していない暮らし方ゆえに「犯罪性」を身につけてしまうという前提に立って、彼らに定

住と適切な生業を付与すべきだとしている。

一八六七年に連合州の北西に隣接した当時の北西辺境州の警察長官は、「古代以来の仲間同士の連帯があり、膨大な数の人々が存在して、彼らによる略奪が行われている土地は広大で、その上、集団的な組織は完璧で、しかもすさまじい害悪を生み出している。したがって、インドの移動する遊牧民としての、こうした部族に対処するためには、特別な法律を作って抑圧し、彼らを強制的に変えるしかないだろう」と述べている。一八七一年法では、警察が提案した二九の部族の中から四つが選ばれて「犯罪部族」と定められ、その後も必要な限り「犯罪部族」のリストを増やしていくくみとなっていた。「犯罪部族」に属す人々は警察によって登録され、登録証を持たされ、警察の点呼を受け、移動を規制されて、要するに二四時間、そして一生の間、警察によって監視されることとされた。⁽⁷⁴⁾

具体的には、各地で「居住地 (Settlement)」の計画が立てられ、本国では貧しい人々を救済するキリスト教的な団体として知られていた「救世軍 (the Salvation Army)」は、植民地における貧しい人々を救済し矯正するという主旨を掲げて、実際には政府に協力して、「犯罪部族」として指定された人々を集団的に居住させる施設を経営した。最初に多数の人々が収容されたところは、ほとんど刑務所とかわらず、「矯正」の意義がないと評判が悪かったため、次第に、政府の所有している土地を開墾するために集団的に移住させる「居留地」を設置し、割り当てられた土地を耕作するよう指導して、捕えられた人々を「放浪する人々」から「定住する農民」に強制的に変えるという実験が施された。

「犯罪部族」に属すると見なされれば、居留地に住んでいなくても警察に定期的に出頭して監視を受ける必要があったが、さらに、居留地から外に出ることは、指示された労働以外は許されなかった。もともとの部族的な集団の結びつきを壊すために、さまざまな方策が取られた。多夫多婦制を否定され、一夫一婦制を基本とした家族単位

に分けられた。居留地の外の世界とのつながりを断ち切り、理想的な結婚をさせるために、結婚する相手について男女とも自由な選択は許されず、さらに、離婚も許されなかった。生活の詳細まで「矯正」され、生活時間が統制され、飲酒は禁止され、ヒンドゥー社会の一員としての適切な衣服の着方や髪を整え方まで指導された。キリスト教教育、ことに道徳教育が施された。さらに、まだ「改善」の余地のある一八歳以下の子どもは、悪影響を与える親から離して、別の場所に收容されて教育を施された。

一言で言えば、定住地の中も外も、イギリスの役人と警察、後に加わった「救世軍」が「監視」する、強制收容所に他ならなかった。しかも、これが何世代も続く形で運営され、現在まで続いている居留地もある。しかしながら、政府は何も効果的な投資をせず、住民が自分たちの土地とみなして農耕に投資し初め、その成果が明らかになると、周囲の社会から批判がわき起こり、すでに収監された住民の「矯正」は完了したという理由で、その居留地から追い出されることも起こった。都市化などの進展で居留地の土地としての価値があがった場合も、社会的な批判によって、居留地より荒廃した地域に移転させられ、「犯罪部族」の人々が追い立てられた。

以上のように、「犯罪部族法」をめぐる政策は、大英帝国によって実施された「社会工学 (social engineering)」的な政策の中でも、非常に特異な性格を帯びたものであった。しかし、現地の貧しい人々を強制的に移住させて「矯正」という動機に基づく政策は、けっして珍しくなかった。「犯罪部族」政策に限らず、他の分野の政策においても展開されていたからである。たとえば、貧しい農民や森に住む「部族」に対して、飢饉の予防策として集団移住を推進した事例は、また別の強制的な「矯正」政策の事例である。「部族」を強制的に移住させて、未開拓の土地を開墾すれば、無駄な土地が徴税可能な土地となり、政府にとっては一石二鳥ではある。そのために、該当する人々を「犯罪部族」として指定して移住させるといふ本末転倒の政策も実施されたという。イギリス人の経営するプランテーションや工場に、安価な労働力として働かせる人々が必要な場合には、特定の「部族」を移住させ

る政策が実施された。「犯罪部族」の居留地のそばに、その労働力を見込んで工場が建てられる例もあった。⁽¹⁵⁾

結局、「犯罪部族法」の体制も含めたさまざまな「矯正」政策は、「定住していない人々」が社会の害悪としての「犯罪者の集団」となる、あるいはそうならないとしても貧しく役に立たない階層をなす、という、「移動する人々」に対する否定的な認識に立脚していた。さらに、国家の行政の網の目にはどうしても引つかかって来ない、自律的な生活圏を維持する人々の、したがってより自由に動く人々の、「原初的な反抗」の可能性を封じようとする国家的な要請が体现された政策だったのである。

イギリス人は、自国の社会と比較したとき、当時のインド社会を「市民社会 (civil society)」とは見なしていなかった。しかし、「犯罪部族」を取り扱うときには、ビクトリア朝のイギリスの市民社会的な価値観だけではなく、周囲のヒンドゥー社会の規範に照らして、きちんと「文明的」な行動様式をさせるように、強制的に「矯正」した。「犯罪部族」の女性は、当たり前前のヒンドゥー女性のように家事を担い、子どもを生んで育てるもの静かな女性、つまり「家庭的な女性 (domesticated women)」に変わらなければならないという強制が行われたのである。

こうして、「犯罪部族」とされた「移動する人々」は、西欧の帝国とアジアの植民地間の「文明」と「野蛮」の境界線のみならず、現地社会の主流とそこから疎外されたマイノリティ集団の間に横たわる「文明」と「野蛮」の境界線の、二重の境界線の外側に置かれて、「文明化」されるための各種の「矯正」政策ゆえに、近代国家による新たな「周縁化 (マージナル化)」を施されたのである。

現実には、一九世紀後半、イギリス流の「法と秩序」を貫徹するための国家は、安定的な支配を実現するために、植民地社会の主流を構成する人々の保守的な利益と理念に妥協する傾向を強めていった。にもかかわらず、周縁的な人々に対しては、次のような「文明の使者」としての強制的な政策を堅持したのである。つまり、「移動する人々」の貧しい集団に生まれて育てば、暴力的な犯罪の文化に染まり、これは系譜として伝えられ、「犯罪部族」

や「犯罪カースト」となる。しかし帝国の権力は、これを断ち切る力をもっているから、「放浪する人々」を定住させ、若いうちに親とは違う文化に教育し直して、「犯罪」を犯す集団を消し去っていくという筋書きである。科学主義的な「犯罪学 (criminology)」あるいは「社会学」的な合理性が主張されながら、「インドは部族やカーストによって成り立つ固定的な社会だ」というオリエンタリスティックな見方が強固にそれを支えていたのである。

結局、イギリスは、本国の自由主義的な「法と秩序」の原理とは矛盾するような政策をインド亜大陸で実現することになった。けれども、これが自由主義や市民社会の論理とまったく無縁の差別かどうかは、また後で考えてみたい点である。翻ってみれば、ヨーロッパでは、ジプシーと呼ばれた人々が、キリスト教的な反動の強まった中世のみならず、市民社会やナショナリズムが国家の原理を構成した近現代においても、厳しい差別を受け続けてきた。ナチの絶滅計画の対象とされたユダヤ系の人々の存在も忘れられない。あるいは、イギリス系の移民が自由主義的な自治を獲得した二〇世紀のオーストラリアにおいて、アボリジニーの人々が被った差別もある。同じように大英帝国の自治領となった南アフリカでは、「有色人種」の人々に対するアパルトヘイト体制が築かれた。また、自由主義のチャンピオンであるアメリカ合衆国では、アフリカ系の移民に対する奴隷的な人種差別が長い間続けられた。このように、自由主義的な市民社会は、生まれに基づく異質な集団をマイノリティとして差別してきた豊富な歴史を持っている。比較してみれば、インドにおける「犯罪部族」の問題は、現地社会の性格にその理由を帰すよりも、イギリスの自由主義的な帝国支配の性格に、原因を辿ったほうがよいのかもしれない。

イギリスでも、絶対主義的な王権の時代に、森の所有権を保障する法が制定され、「山の民」による動物の狩りや草木・実の収集が「違法行為」として厳しく取り締まられるようになったことは、E・P・トムソンの研究で有名である。土地の耕作に関わる農民の権利や持ち分、森や空き地や川など農地以外の村の空間に対する農民の権利や持ち分も、慣習的に認められてきたものが、近代的な所有権によって排除されるようになり、それが多くの農民

反乱の背景となったことも、さまざまな研究が明らかにしている。同じように、近代国家による「移動する人々」への統制が、一九世紀のインドにおいては植民地国家の下で実施されたが、とくに、「犯罪部族法」の試行はその典型だったと考えられるのではないだろうか。⁽⁷⁶⁾

第三節 「イギリスの平和」

以上、一九世紀初めから後半にかけて、外国勢力を迎えて激しい変動を被った社会において、どのような性格の人々が武装して行動を起こし、それが「犯罪」として取り締まられ、「犯罪者」が処罰されてきたのかを見てきた。結局、イギリス権力が「法」を作り、軍事作戦の後に「犯罪者」として裁いた人々は、いったいどのような人々だったのだろうか。

タグを研究したヴァン・ヴェルケンズは、次のように述べている。インド亜大陸の歴史の中で「権力が掌握されたり失われたりしたときに、社会のシステムのように現れた盗賊とは、誰だったのか。簡単には答えられない。なぜなら、そうした人々が誰だったかは定義されていないし、定義できそうもないものだからである」。また、一五世紀から一九世紀までの亜大陸における兵士の雇用市場を分析したコルフは、こう指摘する。「農民大衆は武装していた。つまり、農民は動物に攻撃されても自分たちを守る力を持っていたし、同じように、軍事的な攻撃や徴税官に対しても抵抗することができた」。さらに、そうした状況を、ムガール研究の権威であるイルファン・ハビブの文章を引いて説明している。すなわち、一六五〇年頃のアグラ地域のラージプート族は、「人口が多く、働き者で勇敢な種族だとされていた。どの村にも小さな要塞があって、ハキーム (*hakim*: 徴税役人) に対しても戦わずしては地税を支払わなかった。鋤を持って働く農民は火縄銃を首からさげて、火薬袋を腰につり下げていた」。同様に、「耕作地でも武装している臣下たちと皇帝の関係は不安的なものだった」とヴァン・ヴェルケンズは指摘し、

次のようなコルフの文章を引いている。

結論的に言えば、北インドにおいては、農村地域の反抗的なザミーンダールや有害な武装集団を引き連れた山岳部の王族たちは、中央の政権を常にやつかみ、それと競合する存在だった。国家にとつてさらに重要な問題だったのは、普通の農民にどのように対処するかということだった。いいかえれば、泥の要塞、ヒンドウスタン平原のどこにでもあるジャングルや溪谷、何よりも使い慣れた武器によって自衛している何千万人もの、ほとんど統治できそうもない農村の民衆をいかに統制し、いかに地代を徴収するかという問題であつた。⁽⁷⁷⁾

「したがつて、農民たちのほうが、中央政権の政策に従わずに自衛しようとしたり、新しい同盟関係を結んだり、反乱を起こしたり、単純に生き延びるために盗賊になつたり、何をするか決めることができたように見える。これは、すべての人々に言えることだったが、とくに多数派をなす農民はそうだった」と、ヴァン・ヴェルケンスは指摘する。

しばしば、彼らは武器の使用に慣れていてだけでなく、パートタイムの反乱農民になつたり、季節的な兵士ともなつた。一六三六年八月に旅行したオランダ人の記述によれば、その年のグジャラートでは、モンズーンが始まつた途端に街道の強盗団はいなくなったという。なぜなら、雨が降つた後は、農民は畑に戻つて仕事をしなければならなかつたからである。⁽⁷⁹⁾

ここまでに触れてきた、ピンダーリー、サンシヤー、バンジャラー、タグ、ダコイト、反乱に立ち上がったサントール人や北インドの農民の行動は、すぐには理解しがたい現象のように見えるが、この地域の長い歴史的な経

駭を知れば、不思議な現象とはいえなかったことがわかってくるだろう。農民が武装して村を守り、ジャングルや荒地地に武装した人々が潜み、必要ならば武器を持って余所者を襲って金品を獲得し、遊牧民が軍団として略奪し、あるいは支配の拠点を築くということは、一九世紀に始まったことではなかったからである。

繰り返し述べてきたように、工業化したイギリスによって近代的な戦争と経済開発の波が持ち込まれ、それまでにはなかった社会経済的な変動もたらされたのが一九世紀だった。水路の増加、農耕地の拡大、森や荒地地の減少、私有地の囲い込みなど、農民や「山の民」が所与のものとみなしていた地域から追い出され、自由な活動が制限され、経済的な取り分が奪われていった時代である。したがって、武器を持って暮らしていた人々が、先祖伝来の土地を守り、農耕からの「正当な取り分」を守ろうとし、そのために破壊力の強い新しい武器で武装した白人の下の軍隊にも武装抵抗を試み、街道の上では盗賊になって暮らしの糧を得ようとしたことは、むしろ「当たり前」だったかもしれない。

しかし、こうした状況を、当時のイギリス人の官僚や軍人は、許してはならない「無秩序 (disorder)」だと受け止め、こうした事態に対処するための立法を行い、軍事力の行使によって断固として「法と秩序」を実現する必要があると考えた。「タグのスリーマン」の報告書を手に取れば、彼が辺境の国家に仕える、機敏な軍人であったことがはっきりと読み取れる。危険な未知の土地に、国家への忠誠心と冒険を楽しむ好奇心を胸に、死を恐れることなく侵入したスリーマンは、盗賊団に接近し、彼らの言葉を学んで解読し、彼らとの話から情報を集めて分析し、誰よりも「タグ」への理解を深めながら、政府としての掃討作戦を提案し、しかも軍事力と警察力によって実現したのである。彼の備えていた官僚としての合理主義的な精神、軍人としての技術力、冷静で臨機応変な判断力は、新しい政治経済を生み出す過程での混乱にもかかわらず、イギリスがいかに優れた帝国の統治者を生み出していたかを示すものだった。

鎮圧し支配するためには、支配する相手を理解しなければならない。イギリスの統治権力は、ある特定の武装集団に、現地語から採用した音として「タグ」という名前を付け、彼らの存在を認識し、彼らの情報を収集した。いかえれば、「異なる人々」や「珍しい現象」は、イギリス人という「主体 (subject)」に「発見」された後、十分な「客観的な情報」と「物的証拠」に裏付けられた科学的な認識に照らして分析され、それと同時に、政策的な変化を加えられるべき「対象 (object)」に置き換えられたのであった。このような捜査と取締の過程こそが、帝国主義的な認識と政策の関係性が構築された現場であったと言えるだろう。

帝国の「イギリス人のご主人様」がここでの「主体」、つまり「主人公」であり、神秘的で危険な「タグ」を含む「現地人 (natives)」は「対象」であり、帝国に支配される住民である。強盗や武装抵抗といった、支配者のイギリス人にとっては「困った問題を引き起こす」人々について、現地語と支配者の使う英語の間を取り持つバイリンガルな能力を持つ者が仲立ちをして、あるいはスリーマンのように支配者自身がそうした能力を発揮して、彼らの言葉を写し取り、英語で綴り、最初に「英語の名前」を付けたときに、帝国の統治する者と統治される者との非対称的な関係として、言語的な形が与えられるのである。いかえれば、そのような言語を操る者が、「犯罪者」が誰かを判断し、「犯罪者」への対処を決定し、「犯罪者」を抹殺する「正当な権力」を持つ者であった。

だからこそ、誰よりも早く「タグ」を「発見」し、誰よりも強く制圧の必要性を主張した現場の指揮官であったスリーマンが、この掃討作戦に軍隊と予算を振り向ける努力を行い、ついに東インド会社とインド総督を動かし、イギリスの議会に法案を通させて、ようやく本格的な掃討作戦を実施したのである。この過程こそが、イギリスの求める植民地的な「法と秩序」の実現だったのであり、それは現地における国家的な情報収集体制の構築をもたらした。スリーマンの貢献によって植民地政府が作り上げたものは、フーコーが『監獄の誕生』で描き出したフランスの一九世紀とはかなり風景が異なるようでありながら、同じ時代に同じような発想で、植民地インドで近代国家

が構築した「監獄の誕生」だったのである。⁽⁸⁰⁾

重要なのは、そのような植民地国家の「監獄」を作りあげていく上で、イギリス側の発想や方法も、現地の人々や状況にそって変化したことであろう。たとえば、すでに述べたように、スリーマンが考案し、「タグ」を捕獲する過程で導入された「証言者 (approver)」の制度は、イギリス人の軍人と「タグ」と呼ばれた人々との相互関係——植民地権力と現地の人々との間の「支配—被支配」の交流関係——の中で見出されてきたものである。「証言者」は、自らも「タグ」として強盗殺人を行ったからこそ、その証言の意味が認められ、免責されるだけでなく、役所から住居をもらい給料を与えられて雇用される者とされる。しかも、個々の犯罪について個人の関与が立証されなくても、「タグ」の「集団 (group)」に加わっていたことが「証明」されれば、その「犯罪者」を有罪に持ち込んで処刑することができる。こうした手続きは、イギリス刑法にあったものの、すでに古びてしまった制度を掘り起こしたものだだったが、「ダコイト」の取締り、「犯罪部族」の統制、さらには部族や農民の反乱の鎮圧にも使われ、植民地社会の「法と秩序」を維持するための便利な「法」として重宝された⁽⁸¹⁾。

スリーマンは、「植民地的な人類学」の実践のように「タグ」の「文化」を学び、彼らの思考と行動様式を分析する中から、占領統治の方法を掴み取っていった。それは、先述したヴァン・ヴェルケンズやコルフの議論からも読み取れるように、北インドのこの地域では伝統的に受け継がれてきた支配の方式で、統治権力を握る者が、武装する農民、武装する「山の民」、強盗団や盗賊団、中央アジアから入ってきた武将たちを味方に付けて治めるために使った方法である。スリーマンは、こうした「土着の知恵」を、本国の政府や議会も受容できるような「法」や政策に変えて、植民地で展開する軍隊や警察組織、官僚組織、裁判組織が利用できる制度として実現した。もう少し強く言えば、イギリス流の「法と秩序」も、現実の必要に応じて「インド化 (Indianization)」されることによって、ようやく意味のあるものとなったのである。

一八世紀の終わりから一九世紀のはじめ、イギリス東インド会社に採用された役人は、会社として黒字を出すような「安上がりの政府」として、合理的な法体制と行政機構の導入をめざそうとした。自国で王族や貴族が古い重商主義的な独占にしがみついても、産業革命後の自由主義に影響された多くの若手職員が動かしており、一八三〇年代にはジェームズ・ミルの『インド統治論』が会社員の学ぶべき教科書として採用された。民法に基づく農村の土地所有の体系、それを基盤にした「永久土地措定 (Permanent Settlement)」による徴税体系、イギリス人を中心とする財産と人命の安全を確保して犯罪者を取り締まる刑法体系、それらを実現する官僚組織と警察・軍隊組織、そして「法」を守るための裁判制度。これらは、植民地国家の「合法と違法」の境界線を明らかに示す権力の、インドの村人たちにもまざまざと「見える (visible)」装置となっていた。

けれども、そのような近代国家の「法と秩序」を異質な占領地に導入するためには、最初から意図的な「インド化」が不可欠だった。

総督ヘースティングスは、行政のために現地の「法」に関する知識が重要だと考え、効果的な司法と徴税の制度を備えていたムガル帝国の統治方式を学習するため、サンスクリット語・ペルシャ語・アラビア語を若手官僚に学ばせた。最初の英訳が、アクバル皇帝の統治についてペルシャ語で書かれた『統治様式について』という書物だったとい⁽⁸⁾う。こうした知識は、帝国の東洋学を作り出す基礎となったのである。

こうして、新しい国家は、本国のもたらすイギリス法と自ら掘り起こしたインドの法という異質な法源を持つ裁判制度を作ることになった。イギリス法は、法の集積と議会の主権に権威の源泉を持ったが、インドの法は、官僚が選択的にまとめた現地社会に関する知識であり、イギリスの下でインド法として編成されるとい⁽⁹⁾う過程を辿った。そして、二つの法源は、裁判制度の中で具体的に混合させられた。民事法廷としてのディワニ裁判所と刑事法廷のファウダリ裁判

所が設置され、前者ではヒンドゥー法、ムスリム法にはムスリム法が適用され、後者の法廷ではムガル帝国に従ってムスリム法が適用された。デイワニ法廷では、イギリス人徴税官がデイワンと呼ばれるインド人の法的な助言者を伴ったが、ヒンドゥー法については僧侶として選ばれたパンディット、ムスリム法については同じように宗教的な地位を持つマウラヴィがそれを勤めた。⁽⁸³⁾

ジャングルの「闇の奥 (The Heart of the Darkness)」に足を踏み入れると、最初は闇の暗さを恐れるが、次第に目が闇に慣れてきて、辺りが見回せるようになる。近代的な武器とコンパスを持つ訓練された探検家なら、猛獣の通った痕跡を辿り、警戒しながら歩を進め、ついには牙を剥き出して襲ってくる猛獣を倒し、さらには罨に掛けて捕獲することもできるようになるだろう。けれどもそのときには、自らも猛獣と同じようにジャングルの闇に紛れて潜み、暗闇で目をこらし、樹木の臭いを嗅ぎ、微細な音に耳を立て、ジャングルの掟に沿って行動している。それと同じように、占領した統治者としてのイギリス人は、インドの「闇の奥」に突き進めば進むほど、現地の人々の「文化」を学び、現地の人々が慣れ親しんでいる思想や行動様式を支配の方策に取り入れていかざるをえなかった。「二度とタグの被害を出さないために」、「二度と大反乱を招かないために」、統治者は、事件を引き起こした人々を理解し、分析し、捕えなければならぬ。そのために、いつのまにか彼らと同じように考え、行動するようになる。農村地域と森や乾燥地帯の間を行き来しながら、生存と名誉のために武力を用いた人々を、ジャングルの掟を学んだイギリスの役人や軍人は、次第に共感を示し、必要な限りで理解できるようになった。けれどもそのような「交流」は、それと同時に武装した農民たちを「法廷」に引き出し、「監獄」に閉じこめ、処刑するためのステップとなったのである。これが、「イギリスの平和」への道のりであり、「平定」であった。

イギリスがインド大反乱を鎮圧し、東インド会社を廃止して、ヴィクトリア女王の下のインド帝国としての支配

を築いた一九世紀後半には、植民地国家と「法と秩序」の体系は、さらに安定的な支配をめざす方向に再編された。改変されたインド統治法の下に、行政・軍事組織を強化するとともに、民法・刑法領域での整備を進めた。それは、法領域をイギリス法とインド法の二つに分化させる体制の完成でもあった。

簡単に言えば、イギリス法は、「領土的 (territorial)」な法として英領インド全土で一貫して適用され、土地関係・刑法・契約法・立証法など「公的 (public)」な世界を律するものとして確立された。他方、人の属性に応じて異なるような「人的 (personal)」かつ「私的 (private)」な現象について——つまり、家族関係・家族財産・宗教に関わるような事象——は、ヒンドゥー法やムスリム法など、イギリスが認定した宗教的な法に委ねられた。これらは、personal lawと呼ばれ、民法の家族法にあたる領域は、主にこれに含まれた⁽⁸⁴⁾。

植民地国家は危険で「原初的な抵抗」を制圧するために、ジャングルや荒れ地や砂漠やヒマラヤ山脈や中央アジアに抜けていく平原地帯の「闇」の世界を空間的に切り崩し、縮小させていくと同時に、「犯罪部族法」に顕著に表れたように、「原初的な反抗」を起こしかねない人々としての「山の民」を平地に引きずり出して定住させ、非武装化して監視下に置いて、「闇の奥」からの武装抵抗の「自然な爆発」を回避しようとした。そうした強制的な政策は、「文明の使命」を負った「白人の責務」として、絶えず正当化されるとともに、統治する側の安全を保障し、経済的な利潤を生み出したのである。その結果、主権を保持する国家の下に暴力が独占的に集中され、一定の住民を国民として登録し、明確な国境線によって国土が保持されているような一九世紀型のヨーロッパの国民国家とはやや異なりながらも、それに類似した形での近代国家が植民地経営のために構築されたのであった。それこそが、「植民地国家 (colonial state)」だったのである。

こうして安定的な支配を行う国家ができあがり、恐るべき「タグ」が実際には駆逐されてしまうと、彼らは恐怖しなければならぬ。「敵」ではなく、ロンドンの動物園に連れてこられた猛獣のように、アジアの奥地で「発見」された珍種の間人としておもしろがられるようになった。一九世紀後半のロンドンでは、「タグ」についての書き物や演劇が流行して、帝国の中心にいる人々のエキゾチックな関心を引き付けた。このエピソードは、武装勢力が「平定」され、「イギリスの平和 (Pax Britannica)」がインドの地でも実現されたこととまさに表裏を成している。「東洋人 (Orientals)」についての情報や知識は、「闇の奥」を侵略し平定する軍人や官僚の必要不可欠な「東洋学 (Oriental Studies)」であるだけでなく、大衆的な帝国の市場の中で消費されうるものに変ったのであった。

時代遅れの東インド会社が自由主義のスローガンを振りかざして帝国を拡大した一九世紀前半のイギリス権力と、帝都カルカッタにヴィクトリア記念博物館を建設し、その中心に女王の彫像を据えた一九世紀末のイギリス権力との間には、一世に近い時間の隔たりだけでなく、植民地における近代国家の建設というプロジェクトの完成前と後という、全く対照的な状況があった。それはまた、「法」を植民地進出の攻撃的な武器として使った時代と、「法」を国家の安定的な制度として使った時代との違いでもあった。つまり、植民地国家の建設によって、「合法と違法」の境界線は、「光の世界」と「闇の世界」を隔てるように、さらにくっきりと引かれることになったのである。⁽⁸⁵⁾

第四節 ガンデー主義と農民一揆

こうした「法と秩序」の支配を実現した植民地国家の枠内で、そして後にはそれに対抗する形で、一九世紀後半から二〇世紀前半にかけてインドのナショナリズムは展開することになった。今日から振り返ると、地元の人々による自治や独立を意味するナショナリズムの運動であれば、政治的な連帯のイデオロギーとしてその社会のあらゆる

る人々を含み込む性格のものであったように思われるかもしれない。確かに、ナシヨナリストの使った概念には、地元の人々を包括的に含み込むことが可能な意味合いが孕まれてはいた。けれども、運動や組織の実態としては、少なくとも二〇世紀初めまでは限定的な範囲の人々のものであり、マルクス主義者が厳しく批判したように、豊かな大都市の「ブルジョア階級」、そして上層カースト出身の人々が中心の権利要求の動きに止まっていたのである。

さて、農民の大規模な武装抵抗を呼び起こした一八五七年の大反乱から二〇年後の一八七七年、ヴィクトリア女王はインド帝国の皇帝として即位し、新しい国家的な秩序の樹立を宣言し、その後、まさに植民地国家の秩序を完成させて、イギリスの支配は安定的な時期を迎えたかに見えた。そうした状況に対応して、イギリス式の学校が数多く建てられ、英語や西欧的な知識を学んで大学を卒業し、法律家・官僚・教師・ジャーナリストなどの専門職に就く若い現地人エリートが飛躍的に増加した。植民地港市であるカルカッタ・ボンベイ・マドラスを中心に、大英帝国を支える「教育を受けた階級の人々 (the educated classes)」あるいは「インド人ミドルクラス (the Indian Middle Class)」と呼ばれたエリートたちは、英字新聞や書物を発行し、それを消費して政治経済社会を論じる新しい「植民地社会 (colonial society)」の「世論 (public opinion)」を作り上げることになった。

彼らは、行政・司法・商業・教育など植民地体制を機能させる役割をイギリス人とともに担ったのだが、逆にそうであるからこそ、イギリス人に理不尽に差別される経験をして、具体的な不満や挫折を抱くようになっていった。そして、問題意識を共有する人々が集まって事態を変えていくための議論を行い、公的な発言をめざすようになった。そうした動きに思想的な影響を与えたのが、当時のヨーロッパの市民運動としてのナシヨナリズムだったと言えるだろう。後に世界分割を加速するような帝国主義的なジンゴイズムよりも、イギリス国内でもインドを統治するエリートの間でもまだ自由主義的な思想が優位していた時期である一八八五年、イギリス人も働きかけて、こうした人々が初のインド国民会議 (the Indian National Congress) を開催した。この「会議」が毎年開かれる恒常的な

「会議体」となり、次第にナシヨナリズムをめぐる議論の「場」であるだけでなく、ナシヨナリストの団体と見なされるようになっていったのである。⁽⁸⁶⁾

一九九〇年代後半になると、イギリスにおいても強硬な帝国主義の世論が強まり、世紀転換期には南アフリカでは厳しいボーア戦争が戦われたが、英領インドでは、統治の合理化と強化を主張するカーゾン総督がベンガル管区を三つに分割するという政策を実施し、それに反対する大規模なナシヨナリズム運動を呼び起こすことになった。

一九〇五年から数年間、カルカッタを中心に「スワデーシ (Swadeshi 国産品愛好)」を合言葉に、イギリス製の綿製品を焼いて自国で生産されたものを着用しようという大衆的な運動が展開され、それまでの会議派のエリート主義的な性格を大きく変化させる機会となった。会議派の指導者クリシュナ・ゴーカーレーは穏健派とされながらも進歩的な方向への社会改革を呼びかけ、過激派とも呼ばれたティラクはより土着的な文化に根ざしたナシヨナリズムを呼びかけた。インド大反乱は兵士のみならず支配階級と農民を含む国民的な「第一次インド独立戦争 (The First Indian Independence War)」だったという、ナシヨナリスティックな議論が提起され、大きな反響を呼んだのもこの頃である。

この時期以後、西欧教育を受けた都会のエリートが、鋤や鋏を持って泥にまみれて働き、家畜を飼育し獣を倒し、近代以前の考え方や暮らし方をしているかに見える、字も読めない農民とともに、平等に「インド国民」を構成するという思想と運動を受け入れていく土壌が、次第に準備されていくことになった。イギリスから自立を求めた主体は、イギリス人と肩を並べるだけの能力を持つインド人エリートだけでなく、その支配に服従してきた農民であり、後者の協力なくして帝国の権力に対して抵抗できないという発想と、それに基づいたナシヨナリストの戦い方が求められるようになっていったのである。そうした方向へと状況を押し進めたのは、大英帝国が英領インドを巻き込んだ第一次世界大戦であった。二〇〇万人以上の兵士や工兵がインド亜大陸の農村地域から中東やヨーロッパ

ツパの戦線に送られただけでなく、戦後は除隊した彼らが帰国して地元に戻り、それまでにはなかった政治的な意識を広める主体となった。また、戦争は後背地であるインドにも経済的な打撃を与え、商品価格の引き下げや地代・地税の減免を要求する農民運動を引き起こした。

大戦中の一九一五年、ガンディーはインドに二二年ぶりに帰国した。しかし、すぐには政治活動を開始せず、「真のインド」を自分の目で見て確かめるためにしばらくは行脚のような旅を続けた。彼は、農民こそが「インド国民」の主体であり、「農村のインド (Village India)」が本来の母国の姿だと考え、しかも自分は彼らについて何も知らないと痛感していたからである。一九一七年には農民代表の依頼を受けてビハール州チャンパーンに向かい、藍農園で過酷な搾取を受けていた人々を救済するために調査と抗議の運動を展開した。一九一八年にはグジャラート州ケーダで不当に高い地租に抗議する農民を率いて、非暴力的な税の不払い運動を指導した。こうして南アフリカの移民社会で見出した「市民不服従 (Civil Disobedience)」を柱とする「サッティヤグラハ (Satyagraha)」の運動を、本国でも行うことになった。非暴力的な農民や労働者の運動を可能にするガンディー主義的な思想が影響力を発揮し、それを採用したインド国民会議派が農村社会へのつながりを模索する時代が始まっていたのである。

また、大戦後の戦後処理は、オスマン帝国の滅亡とともにカーリーフ制の廃止を意味したため、インド亜大陸においても、イスラームの人々は戦勝国の中心となったイギリスに対して抗議運動を展開した。カーリーフ制の擁護をめぐらした「ヒラーファト運動 (Khilafat)」である。会議派はもともとヒンドゥーとイスラームの違いを超えた世俗主義的な組織として組織されていたから、ヒンドゥーとイスラームとの連帯を呼びかけた。一九一九年には戦後の治安維持法として新たに制定されたローラット法に抗議して、市民不服従運動が会議派によって全国的に組織された。しかし、反ローラット法サッティヤグラハの途中で、パンジャブ州アマリットサルで市民集会在が軍隊の銃

撃を受けて一五〇〇名以上の死者を出すという、ジャリアンワラバークの虐殺事件が起こり、さらにこうした弾圧に抗議する民衆運動が展開されることになった。

このような混乱期に会議派を率いることになったガンディーは、より民衆的な組織への改革を強く主張し、それを実現した。その結果、スーツの西欧紳士の集まりだった会議派は、手紡ぎ糸を素材にした手織りの綿織物を纏まとつた政治指導者とその支持者の組織に「衣替え」することになった。新しい党の規約では、党費が大幅に引き下げられて民衆が参加できる組織に変わり、そのかわりに、党員であれば毎日自分の手で綿糸を紡がなければならぬという条件が定められた。それまで組織の中心を占めていた都会のエリートにとっては、行動様式のここまでの根本的な変革は、ネルーが「革命的」と呼んだ民衆の激しい動きなくしてはありえないものだった。裏返して見れば、大都会のエリートが育んだ西欧的なナショナリズムの思想と運動が、現実に農村地域に強い影響を与えることになった時期を迎えていたのである。

以下では、本稿で取り上げてきた北インドの地域——現在はウツタル・プラデーシュ州と呼ばれ、大反乱後の時代にはアワド王国とアグラ王国を合わせたという意味で統合州 (the United Provinces of Awadh and Agra) と呼ばれたガンジス川流域地域——について、シャヒード・アミン (Shahid Amin) の行った歴史研究に依拠して、ナショナリズムの時代には農民の社会はどうなっていたのか、その周辺に暮らす武装し移動する人々はどのように変化していたのか、を観察してみたいと思う。⁽⁸⁷⁾

アミンが取り上げたのは、アワド地域の東に位置して、北はネパール国境と接した、ゴラクプル県における農民運動である。そのすぐ隣の州境を越えるとビハール州チャンパーラン県の藍栽培地域に入り、そこは、すでに述べたように、ガンディーが帰国後初めてサツティヤグラハを指導したところである。けれども、ゴラクプールは別の意味で広く知られることになった。後に説明するように、非暴力的な市民不服従運動が全国的に展開さ

れている中で、ゴラクプル県のチャウリー・チャウラー (Chauri Chaura) という町で、一九二二年二月にスワラージを叫ぶ農民たちが警察署を襲い、警官を閉じこめて火を放ち、彼らを焼き殺し、逃げた警察官をも殺傷した事件が起こって、会議派の率いた全国的な市民不服従運動を停止するきっかけとなったからである。そのため、「チャウリー・チャウラー」は、現在まで、インド史の中では「非暴力 (ahimsa)」を実現できなかった「恥ずべき事件」の代名詞として語り継がれてきた。

けれども、暴力的な行動を起こした人々は誰だったのか。どのような暴力を使ったのか。それを止めようとしたのは誰だったのか。それは何を意味しているのだろうか。

大戦後の経済危機に対応する能力も意志も持ちあわせていない大地主ザミンスターに対して、人々が動揺し不満を表明する行動を取り始めたのは明らかだった。インド大反乱後は一貫して大地主を保護する政策を取ってきた植民地政府ではあったが、農民の大規模な蜂起といった最悪の事態を避けるには、いかに大地主が反対しようとも、農民の境遇を改善する政策を取らざるを得ないと考えるようになっていた。こうした統治の合理性を望むのは、官僚だけではなく、インド社会の中の穏健な西欧派の声でもあった。一九一九年インド統治法で設置された新しい議会に対する参加をめぐって会議派と袂を分かった、主に年長の法律家が集まった穏健派の「自由党 (The Liberals)」は、政府と協力して、大地主の横暴を取り締め、小作農を保護する措置を立法化すべきだと主張していた。しかしこうした対策だけでは、農民の抗議行動を止めることができなかった。⁽⁸⁸⁾ 会議派は、ゴラクプルやその周辺地域に新しく支部を作り、土地の指導者を引き付けて農民の組織化を始めた。一九二二年二月には、地元の会議派に呼ばれてガンディーもゴラクプルに立ち寄っている。

ガンディーはチャウリー・チャウラーの駅で止まった鉄道の貨車の中で一晚を過ごしたが、その彼を一目見たために何万もの人々が集まった。第一章で、警察に投降するプラン・デーヴィーの姿を見に何千人もの人々が集ま

つたと前述したが、同じように「ダルシャンを頂く (*Tarshan lena*)」ために、いいかえれば「神的な人の姿を拝む」ために怒濤のように群衆が押し寄せたのである。このころには「マハートマ・ガンディー (*Mahatma Gandhi*)」という「名前 (*nam*)」は誰でも知るものとなり、「ガンディーの王国 (*Gandhiji ki Raj*)」がもうすぐ到来する、「ガンディーの王国」になれば税金もなくなり、地代も引き下げられて、みんな幸福に暮らせる、と語られるようになっていた。「マハートマ・ガンディー万歳 (*Mahatma Gandhi ki Jai*)」は、『ラーマヤナ』に登場する古代王国のラーマ王子と許嫁のシータ姫の名前を重ねた「シータ・ラーマ万歳 (*Sita Rama ki Jai*)」とともに、行進し集会に集まる人々の掛け声として繰り返し唱えられた⁽⁸⁹⁾。

政治指導者としてのガンディーは、土地の会議派と民衆に対して、運動目標として六つの方針を示した。それは以下のようなもので、ヒンディー語の中でもこの土地特有の言葉に訳されて伝えられた。

- 一 ヒンドゥーとムスリムの統一、つまりエクタ (*ekta*)。
- 二 人々が行ってはいけないこと。すなわち、警棒クワチーを使うこと。市場や住居を襲うこと。社会的なボイコット (*bandhobi bandh*) を強制すること。
- 三 マハートマが真の弟子たちに望むこと。すなわち、賭け事・麻薬 (*ganja*) の喫煙・飲酒・売春を止めること。
- 四 法律家は仕事を辞めること。公立学校をボイコットすること。公職は放棄すること。
- 五 みな綿糸の手紡ぎを行い、織物職人はこの手紡ぎ糸を使うこと。
- 六 もうスワラージはそこまで来ていること。平和・神の御心・自己犠牲・自己浄化を手にした多くの民衆の内側からの強さがあれば、スワラージは実現するということ⁽⁹⁰⁾。

さまざまな方針が混ざっているが、一般の農民に直接的に関係するのは二と三で、この方針についての「宣誓書」が作られ、多くの農民が署名を行った。とくに、「肉や魚を食べず酒や煙草を飲まないこと」、すなわち菜食主義と禁酒・禁煙主義が重要視されたという。

アワド王国の存在していたこの地方は、ムガル時代のイスラームの影響も強く、ラクナウはもちろん、ファイザーバードにはバーブル大帝のモスクも建立されていて、都市の織物工・職人・商人なども含めて多くのムスリムが居住していた。同時に、古代からのヒンドゥー教の聖地が多いところで、ラーマ生誕の場所と言われるアヨードイヤもあった。『マハーバーラタ』や『ラーマヤナ』に因む遺跡・説話・慣習も多く、宗教的には保守的な風土であった。一八九〇年代頃から「雌牛保護運動 (Cow Protection Movements)」が展開されて、そのための団体も組織され、一九〇〇―一〇年代には共通語としてのヒンディー語普及運動も展開した。第一次世界大戦中から戦後にかけては、「ヒンドゥー・マハー・サバー (the Hindu Maha Sabha ヒンドゥー大協会)」を率いた政治家マラーヴィヤも、この地域では高く尊敬され、ガンディーの指導する会議派に連携して「スワラージ協会」が作られて、菜食主義・禁酒主義などの生活改善運動を展開していた。⁽⁹¹⁾

こうした禁忌^{タブー}をめぐる社会的背景を若干説明しておこう。いうまでもなくヒンドゥー社会とは、菜食主義・禁酒主義を掟として守る僧侶階級のブラーフマンが階層的な頂点に立ち、厳しい婚姻関係の制約によって維持されてきた。純潔な血統を保ち、「ヴァルナ (varna 色)」を共有する血縁集団の秩序が、カースト制度によって支えられてきたのである。「カースト (caste)」は、もともとポルトガル語の「カスタ (casta 階級)」が語源となっておりと言われるが、常識的なイメージに反して、この秩序はけっして固定的なものではなく、むしろ歴史的に変転を繰り返してきたものだと考えられている。なぜなら、現実の社会の中では常に社会経済的な力の変動があり、より多くの土地を獲得して栄えるカースト集団も出てくれば、逆に零落していく集団も生まれるからである。圧政や搾取に

逃げ出す集団もあれば、雇用や土地を求めて移住してくる集団もある。個々人のレベルでも禁忌を犯してカーストを失うことがあるだけでなく、血縁集団がまとまってカースト的な階層を上がったり下がったりすることができるシステムであり、この柔軟性ゆえに、カースト制度そのものが長い歴史を生き延びてきたと言われる。

そのように考えた場合、富や権力という世俗的な成功に相応しいカースト的な身分を獲得したいと望む一族は、従来のカースト的な秩序を壊すのではなく、むしろそれを尊重して、ブラーフマンを頂点にした厳しい規範を集団として取り入れ、それを勤勉に実践することによって、カーストの序列を上げろうとしてきた。いいかえれば、上層カーストから「汚れ」と見なされる行為を止め、身を清めようとする自己改革の運動を集団的に行おうとしたのである。つまり、肉食をしないで菜食主義を守り、下層の人々や「山の民」が行うような飲酒や喫煙を止め、断食をし、沐浴をするといった日常生活の規範や、家内の女性たちに処女性や貞淑性を厳格に保守させるために一人で外を歩かせず、地主や商人の家に入って働かせない、なるべく家の中で暮らさせるというジェンダー的な規範が、真面目に遵守されたのである。カースト的な集団の、こうした社会的な上昇への動機と行動を、社会学者は「サンスクリタイゼーション (Sanskritization)」と呼んできた。⁽⁹²⁾

ナシヨナリズムへの参加を求める民衆の動きが起こってきた時期は、同時に農村における土地支配の構造やそれを保護してきた植民地国家の体制が揺るがされた時期である。それまでは黙って大地主に恭順していた農民が、自分たちの怒りや望みを声にし、要求を掲げて行動し始めたからこそ、体制が動揺したかに見えたのである。その原動力は、それぞれの地域や集団の中からの、具体的な解放の思想と運動にあった。たとえば、奴隷的な労働を課されても従わない、法外な地代を要求されても支払わない、自分たちの妻や娘が地主にレイプされないように家から出すことを拒むなどの行動である。⁽⁹³⁾ そうした小さな地域社会での動きが、「スワラージ」を目標とするガンディー主義的なナシヨナリズムという「大きな政治」の流れに結びつき、より大きな連帯の運動へとつながっていったの

である。

アミーンは当時のさまざまな事件や逸話を集めている。『ギヤーン・プラカーシユ』という大地主層の支持する新聞、それに対抗する『スワデーシ』という会議派系の新聞、あるいはやや離れた大都市のアラハバードで出される『アージ』などに掲載された地元の記事である。農民の多くが字を読めなかったが、少しでも学のある人々が声を出して新聞を読み聞かせ、集団的に記事の内容を共有するようなコミュニケーションの輪が作られていた。その中から食事・飲酒・喫煙にまつわる話をいくつかあげてみよう。

たとえば、「バステイにあるマンスルガンジ警察区ランプール村のパンディット(僧侶)は、多くの人々に繰り返し魚を食べてはいけないと言われたのに、誰の言うことも聞かず、『魚を食べてマハートマ様が何をできるか見てやろうじゃないか』と言っていた。けれども、座って食べた途端に、魚にはたくさんの虫が這い回っていた」。

あるいは、「バート二駅に近いラールチャクのそばのタモリー一族の中の(嚙煙草を生産して売る稼業をしている)男たちがヤギを殺して食べてしまった。それを止めようとした人々もいたが、彼らは気にもしなかった。しかし後に、食べた人々が嘔吐し始め、ひどく気に病み始めた。ついにマハートマ様の名前を唱えてもう二度と肉を食べませんと誓うと、みな症状がよくなった」。

「二月二日にゴッドバル村にやって来た修業僧が、麻葉のパイプをふかし始めた。人々はこの僧を説得したけれども、彼は逆にマハートマ様をののしり始めた。朝になると、僧の全身は糞まみれになっていた」⁽⁹⁴⁾。

このように菜食主義や禁酒・禁煙の誓いを破った人々が罰を受けるといふ話とともに、「マハートマ様に祈願して、きちんとこういう約束を守ったら、信じられないほどの願いがかなった」という「ご利益」の系譜の話も多い。たとえば、「アザムガルのナイブラ村で、ダルク・アヒールという人に長い間見つからなかった牛がいたが、マハートマ様にお祈りしたら、飼い主のところに戻ってきた。ダルク・アヒールはスワラージ基金に一ルピーの寄

附を行った」。「水が湧き出てきたミルザプールの市場で、信者たち (Shaks) は二三ルピー八アナー二パイサを寄進した。チェディ・ラール氏はこのお金をゴークラプール・スワラージ基金に送るように手配した⁽⁹⁵⁾」。そのほか、枯れていた井戸に水が出てきたとか、井戸の水が清められたとか、倒れた木が夜の間にもう一度自力で立ち上がったとか、枯れたはずのマンゴーの木が蘇ったなどの、たくさんの「奇跡」と「ガンディー様」「マハートマ様」が結びつけられて、さらに一層、人々の信仰心と清らかな暮らし方が奨励されたのである。

現在でも、国境をまたいだネパール側ではヒンドゥー教徒の間でも肉食がめずらしくないが、この地域でも当時は多くの人々が肉食を普通に行っていたとされている。したがって、いかに人々の間から自発的に生まれてきた解放への自己改革運動であったとしても、それをめざした新しい組織をつくり、市場や村で肉・魚・酒・煙草などの生産と販売によって生計を立ててきた人々に対して非買運動を行うということになれば、特定の人々の現実の利益や生活の基盤を脅す恐れがあったであろう。つまり、「インド対イギリス」という、ナシヨナリズムの想定する政治的な対立が引き起こされる前に、牛肉を捌くムスリムと聖なる牛を守ろうとするヒンドゥーの間の宗教的な緊張や、菜食主義の上層カーストと肉食を嫌わない下層カーストの間の緊張や、大反乱後に移住してきた、肉食を行うパンジャーブやアフガニスタン出身の大地主と旧来からの地元の農民との間の緊張などが、生み出されかねなかったからである。

けれども、先に述べたようにヒラーファト運動とナシヨナリズム運動の連帯方針は、このような小さな農村社会でも見られて、「ガンディー様万歳」と叫ぶ民衆の中にはヒンドゥーもムスリムも参加していた。また、皮革を扱って製品を販売する下層カーストのチャマールの人々やムスリムの人々は、チャウリー・チャウラーでも主な市場とは少しはずれたところで臭いの強いこうした品を販売し、日頃は差別を受けてきた人々だったが、このときのスワデーシ運動には他の村人とともに参加していた。酒を醸造する人々のカーストや煙草を作る人々のカーストをい

じめるような暴力沙汰が起こったわけではなかった。むしろ、ザミーンダールとしての大地主や僧侶であるブラーフマンが批判を受ける側に置かれていた。

たとえば、ガンディーの教えを守ろうとする民衆の主張を無視したザミーンダールへの批判は、次のような逸話にも現れている。「サモガル地区デオリア郡の有名なザミーンダールが、神様バグワティーに願をかけて犠牲のヤギを捧げた。多くの人が肉を神様からのお裾分け (brihad) としてもらった。少し時間が経つと、このザミーンダールの息子の両手が胸にくっついてしまい、その妻は気がふれてしまった。ザミーンダールが犠牲にしたヤギの価格と同じ金額を国民学校基金に募金すると誓ったときに、ようやく、息子も嫁も具合が良くなった」⁽⁹⁶⁾。

次の話もまた悪いブラーフマンが懲らしめられた話である。「ルドラプル地区(カマシ郵便局)のブラーフマンには草を盗む習慣があった。人々は、マハートマ・ガンディーはそうした悪事を禁じていると信じさせようと努力した。それに答えてその男は、『夜に草を盗んだ後、私が誰かに捕まえられ、病気になる、牛糞を食べ始めたら、ガンディー様とやらを信じることにしよう』と言った。神様のなさることは本当に不思議で、これらすべてのことが起こったのである。……男が、自分の症状が良くなったらガンディーを信じようと約束したら、本当に症状がよくなった。その結果、この村や周囲の村で盗みを働く者はいなくなつた」⁽⁹⁷⁾。草泥棒は、家畜の飼育と関係しているが、このブラーフマンはガンディー主義的な運動に反対していた人物だったという。

一九二一年から次第に高まっていた農民運動は、二二年初めにはピークに達し、民衆による市場を閉鎖する動きは激しさを増していた。こうした事態に対処するために、チャウリー・チャウラーの警察署は外部から警官隊の増派を要請して、市場でピケを張って行進する農民たちに空砲を発射したが、そのような威嚇によっても集会を解散させることはできなかった。農民たちは「ガンディー様のおかげで鉄砲弾は水に落ちる」と言つて、警察を嘲笑していたという。緊張の中で、警官の発砲で三名の犠牲者が出て、民衆の指導者が暴行を受けた。それを契機に、民

衆が大挙して警察署に押しかけ、警官を閉じこめて火を付けて焼き殺し、逃げ出した警官にも暴行を加えて殺害する悲劇を引き起こした。獄中にいたガンディーはこの事件の報を受けて、ただちに全国的なサツティヤグラハの停止を決断し、彼の息子を派遣してゴラクプールでの運動の停止を伝えた。⁽⁹⁸⁾

カリスマ的な指導者としてのガンディーに対する支持や「スワラージ」という言葉を掲げる活動は、新興宗教の運動のように人々の興奮と狂乱を掻き立てた——役人やザミンダールの側はそのように捉えたが、第一章で「社会盜賊」について考えたように、人々の熱意と熱心な行動は、本来は暮らしの中で与えられるべき社会経済的な正義の回復をめざす、「モラル・エコノミー」への民衆的な要求と考えることができるだろう。しかし、そうした動きが地元で自律的に展開すればするほど、そして全国的な運動に各地の運動を連携させる会議派の組織力が弱ければ弱いほど、ガンディー主義的なナショナリズムからは乖離した独自の運動が展開させられる余地が拡大した。つまり、ナショナリスト・エリート構想する「ナショナリストの政治 (nationalist politics)」とは食い違った「サルタンの政治 (subaltern politics)」、つまり「下層民衆の政治」が、独自のダイナミクスで展開することになった。だからこそ、「ガンディー様万歳」と叫びながら、民衆が暴力を振るう事件が起こったのである。

北インドの片田舎の事件ではあったが、全国的な注目を浴び、「事件」を引き起こした「犯人」を追って、警察は掃討作戦を行った。村全体が警官に囲まれたので逃げられなくなったジャドゥ・チャマールは、「タナが燃やされてから五日目に balan-pool に警察の襲撃があった。ザミンダールの家の外に皆が集められ、警察署長が誰がボランテアなのかを聞いた。村の警察官 (ゴレイト *goleit*) が何か話して、私たち三人が逮捕された……ダローガは私たちを殴りつけ、私たちがボランテアを知っていると聞いた。私は知らないと言った。みんながボランテアだった」と法廷で証言している。ボランテアとは、スワラージ運動を志願した者たちである。ジャドゥを逮捕したときに、自署したボランテアとしての「宣誓書」が見つかり、それ以後、このような宣誓書を書いた

人々が逮捕されることになった。ゴラクプールの会議派支部では三〇〇枚ほどのこうした宣誓書が見つかった。⁽⁹⁹⁾

このようにして二二五名の人々が逮捕されたが、彼らを有罪とするための証拠はほとんど集まらなかった。会議派支部が集めた宣誓書に「ボランティア」としての署名をしていますが、警察署を焼き討ちして警官を殺した犯人とは限らないどころか、直接的な証拠にはならない。こうして、暴動の犯人を審理し裁くために、一八三〇年代に「タグのスリーマン」が導入したタグ掃討作戦のための法律と方法が援用されることになった。前述のように、「証言者」のシステムで、逮捕された者が他の共犯者を逮捕し訴追することを可能にする証拠を提供するならば、その人は処罰を免れることができるという制度である。「チャウリー・チャウラー事件」については、ミール・シカリーという一人の農民が中心的な「証言者」となった。⁽¹⁰⁰⁾

それでは、警察署がなぜ攻撃されたか。まず、警察こそは、在地の社会にとって近代国家の支配を体现する存在だった。インド大反乱後、植民地国家の堅牢な治安体制が構築され、この地域では鉄道の駅の側に警察署が本格的に設置された。一八八九年には大規模なダコイト掃討作戦が実施されて成功を収めたが、それを境に警察組織が改革されて、制服も変更された。それまでどの警官も、藍で染めた制服を着ていたが、これだとダコイトも真似をすることができると。そこで、これ以後は、警官の制服は、ドイツ製の化学染料で染められたカーキ色の制服になった。けれども、村の警官は、依然として藍色の制服に赤い布を巻いたバグリー(ターバン)を被る格好をしていた。チョキダールと呼ばれた警察官にはブラーフマンを含めて比較的高いカーストの者が採用されたが、下端のゴレイトはほとんどがアウトカーストの出身者だった。暴動の過程では、警察官も、暴動の最中に制服を脱いで暴徒に加わって命拾いしたという話や、黒い腰巻きをしていた農民が間違えられて襲われたという話が出てくるが、どちらとも地元の人々だったから見分けがつかなかったのである。⁽¹⁰¹⁾

たとえば、アミーンは、警官が牛を放したことで罰を受けた事件についての記事を拾っている。「ドーキ（アザムガル）出身のティラルダリー・ライイが書いているのは、二月一八日にガズイアプル地区の会合で決められたのは、誰も家畜を放してはいけないということだった。チョキダールのカディールは自分の牛を放さないと誓ったが、その後その誓いを破った。人々は彼にこの約束の厳格さを思い出させようとしたが、カディールは『ともかく家畜を放牧するよ。村のパンチャヤットやガンディー様に何ができるっていうのさ』と反論したが、一時間後、彼の足が腫れ痛み出した。今でもその腫れは引いていない」⁽¹⁰²⁾。

それでは、警官を攻撃したのは誰だったのか。農民がカーストと宗教の違いを越えて連帯した運動であったことは、証言者によって名前を挙げられて捕まった人々の名前からも明らかである。たとえば、パーシー、アヒール、チャマールなど、低いカーストに属す人々のヒンドゥー名や、ミールなどのムスリム名の農民が登場している。証言者のシカーリーに指差された人々の中には、「何で自分の名前を挙げたかわからない」という容疑者もいれば、これまでいろいろあったからその仕返しだろうと言う者もいた。シカーリーは、一八五七年の大反乱後に、在地のマハーラージャからパンジャブの新しい地主に多くの土地が移転した時期に、その波に乗って移住してきたパンジャブ人だったから、やはりこの重大な時に村人を裏切ったにちがいない、という意見もあった。二二五名が訴追され、一九二三年初めに一七二名に死刑という判決が下ったが、その後ゴラクプールの高等裁判所に裁判が持ち込まれた。「協力者」の証言が本当に死刑を求刑するほど確実かどうか⁽¹⁰³⁾が再審され、結局一九名のみが首謀者として死刑とされ、あとの一〇名は終身刑、その他はより短い刑期とされた。

アミーンが詳細に収集した歴史的な証拠の「断片」をつなぎ合わせてわかるのは、支配する側の体制が危機に瀕していたのと反比例して、村人のほうは力の優位を意識していたということである。バグワン・アヒール (Bhagwan Ahir) とらう農民は、スワラージを掲げた運動の中でも一目置かれた指導的人物だったが、大戦中メソ

ポタミア戦線で兵士として闘って帰国し、退役軍人として年金を受け取るという特別な地位を獲得していた。おそらくは、だからこそ民衆の指導者となり、警官にも暴行を受けたのだろう。また、この地域からアッサムやビルマなどに出稼ぎに行つて送金する農民は多かつたが、ラングーンで移民として数年間働き、帰郷していたムスリムの農民は、地元で格闘家として道場を開いて人気を集め、多くの若者がその道場に通うようになっていたという。^(四)もともと牛飼いかーストとして誇りのあるヤーダヴ族を中心に、この地域の農民には男性的な腕っ節の強さを尊敬する風土があつたのである。

とはいえ、ガンディー主義とも結びついて展開された菜食主義や禁酒・禁煙主義は、「内なる辺境」に生き延びてきた無頼な戦士の文化や牛を追う遊牧民的な暮らし方に対して、それらを「矯正」するような性格のものでつたことは事実である。「移動する人々」、あるいは村落の周縁に暮らす「山の民」にとっては、家畜を放牧しながら育ててその肉や皮を売り、川で魚を捕つて売り、酒や煙草を作つて売り、それらを飲食し、女性も自由に移動して働いていた、彼らの暮らしそのものが問題とされるようになったことは想像に難くない。

一九二二―二四年は民衆運動に対処するために警察が手一杯で、盗賊などの取締りには手が回らなかつたとアミンは記載しているが、それだけではなかつたかもしれない。暴動の後、事件に関与し巻き込まれた人々は家に帰らずに、親戚のいる遠くの村や村の外に身を隠した。警察は一斉捜査によってほとんどの村人を捜索して捕獲したが、犯人とされた農民の家族が本人を説得し投降させたと語っているように、ジャングルに逃げた者たちは多かつたと思われる。バグワン・アヒールは、三月一〇日にネパール国境に近い北部のジャングルで捕まつた。

こうした状況の中で、コマール・アヒール、あるいはコマール・ヤーダヴと呼ばれる人物が、非常に強いダコイトとして評判になっていた。一九九〇年代末にアミンが行つた面接調査のときに、シータという農民は、過去を振り返つて、「彼こそが警察署に火を放つ勇氣を持った奴だつた」と語つた。当時の『スワデーシ』紙は、「すばら

しい格闘家でダコイトの「コマール・アヒール」を地元の誰もが知っていると報道している。実際には「チャウリ・チャウラー事件」が起こったときにはこの土地におらず、後に捕えられ、脱獄してまた捕まえられ、一九二四年に絞首刑になったとされている。しかし、ダコイトの「格闘家で無法者の肉体的な強さ」は、長い年月を経て、ナシヨナリストのボランティアたちの横に並べられる英雄の位置をコマール・アヒールに与えていたのである。⁽¹⁸⁾

さて、この時期の民衆的な抵抗に思想的な骨格を与えたガンディーは、盗賊のような人々をどのように捉えているのだろうか。ガンディーは『ヒンドゥ・スワラージ』で、「イギリス人がインドで治安を維持し安定を与えた」のではないかとこの質問に対して、「私は治安が維持されていると思わない」と答え、「ではタグ、ピンダーリー、ビール、などが（人々を）苦しめて」いたのではないかという問いに対して、次のように答えている。

タグ、ピンダーリー、ビールなどの強盗行為による苦しみはたいしたことはありませんでした。もし、その苦しみが重大なものであったら、国民はとつくのむかしに滅んでいたことでしょう。それに、今日の治安というのは名ばかりです。……私たちはその治安によって男らしさを失い、女々しくなり、臆病になってしまったのです。ビール、ピンダーリーの本性をイギリス人が変えたと思ってはなりません。そのような苦しみがあっても私たちはそれに耐えられます。しかしほかの人がその苦しみから私たちを救ってくれたら、まったく劣等感を覚えます。私たちが非力であるよりビールの矢に当たって死ぬ方がずっとよいと思われまふ。かつてのインドは勇氣に満ちた国でした。マコーリーはインド人は男でないとしましたが、それはひどい無知を示すものです。インド人はけつして女々しくありませんでした。山地の人たちや、トラ、ヒョウがいる国の住人でも臆病であれば滅んでしまいます。あなたは畑に行つたことがありますか？ 私はあなたに自信を持つていうのですが、畑で私たちの農民は怖がることなく今日でも寝ているのです。そこでイギリス人やあなたが寝るのを恐れて尻込みしてしまうでしょう。力は恐れないことにあるのです。身体に肉の固まり

が付いたからといって力が出るものではありません。これはあなたが少し考えたら分かるでしょう。

それに、自治を望んでいるあなたに私は注意したいのですが、ビール、ピンダーリーとタグは私たちの同胞ですよ。我がものとするのはあなたや私がすることです。自分の兄弟を怖がっているうちは、あなたはけつして目的地に着けませんよ。⁽¹⁰⁶⁾

別の箇所では、武装した泥棒にどのように対処するかについて、こう書いている。

武装した泥棒があなたの品物を持って行った。あなたは忘れていない。あなたは怒っている。あなたはその悪党を、自分のためではなく世間の人々のために、罰したいと思っている。あなたは人を集めた。悪党の家に攻撃をかけた。悪党は知った。逃走してしまっている。悪党はほかの盗賊たちを集めた。ひどく腹を立てている。あなたの家を白昼、略奪するといつてよこした。あなたは強いから逃れない。あなたは備えている。この間、盗賊たちはあなたの近所の人たちを悩ませる。人々はあなたに苦情を訴える。あなたはいう。「私はあなたのためにこうしているんだ。私は品物を盗まれたが、たいしたことではなかった」。人々はいう。「以前、盗賊たちは我々を略奪していなかった。あなたが賊と戦うようになってから、盗賊たちは略奪を始めたのだ」。あなたは窮地に立たされてしまった。貧しい人たちにあなたは同情している。近所の人たちがいうことは正しい。さあ、なにをしなければならぬか？ 盗賊たちを見逃そうか？ 見逃したらあなたの対面はつづれてしまう。対面は誰にとつても大切なものだ。あなたは貧しい人たちにいう。「心配しないで。さあ、私の財産はあなたたちのもの。あなたたちに武器を渡そう。武器の使い方を教えよう。悪党を殺さない。見逃してはならない」。このように戦闘は激しくなった。盗賊たちは増えた。人々は自分の手で困った状態にしまった。泥棒に敵意を持った結果、安眠を売って不眠を買ってしまった。平和だったのに不穏となってしまった。以前は死が訪れたとき、死を迎えていたものなのに、いまではいつ殺されてもいような日々となった。勇敢であるあなたが臆病となってしまった。あなたが辛抱強く考えたら、私が誇張して言っているのではないと分かるでしょう。こ

れが一つの手段。

さあ、もう一つの手段を検討しましょう。あなたは、泥棒を愚か者であるとし、いつか機会があれば説得しようとした。泥棒だって人間であるとあなたは考えた。なんの理由で盗みをしたのか、あなたにどうして分かるだろうか？あなたにとってよい道は、時がくれば、盗みの種子を取り除くことだ。このように考えているうちに、あのお兄様がまた盗みにやって来た。この人は病人なのだと思った。あなたは扉や窓を開けたままにしておいた。寝る場所を変えた。品物はすぐを持って行けるようになっておいた。泥棒はやって来た。びっくりしてしまった。これはまた、なんと奇妙な様子を見たからだ。品物は持つて行ったが、心は落ち着かない。村で調べた。あなたの慈悲深さを知るようになった。後悔して、あなたに許しを請うた。品物を返しにやって来た。泥棒稼業を止めた。あなたに仕えるようになった。あなたはちゃんとした職につけてやった。これがもう一つの手段。⁽¹⁰⁾

彼は、このように自らの非暴力の哲学を論じている。「異なる手段から異なる結果となることが分かるでしょう。すべての泥棒がこのように振るまうとか、すべての人にあなたのような慈悲心がある、とこのことから証明したいとは思いません。しかし、よい結果をもたらすために、よい手段が必要であるとだけは示したいと思います」。そして、「いつもではありませんが、ほとんどの場合、武器の力より慈悲の力がもつと強力です。武器には害がありますが、慈悲にはけっしてありません」と。⁽¹⁰⁸⁾ 実際には、ガンディーに投降したダコイトがいたように、彼の思想と運動の基礎には、このような人間論があった。

以上、ガンディーの時代に起こった、北インドの一地方における農民の暴力的な一揆について見てきた。これは「盗賊のインド史」という本稿のテーマと、どのように関係するだろうか。

この時期、植民地体制の下の「法と秩序」が力を失い、民衆は「違法と合法の間」の揺らぎを経験し、日常のさまざまな言説や行動によって、支配の「正統性 (legitimacy)」を集団的に問い直し始めていた。昨日までは「合

法」であった地主や商人のやり方や彼らを守る役所や警察の取締りは、今日では「不正」だと受け取られるようになり、それを正すためには「ガンディー様の名前」や「スワラージ」の言葉を唱えて集団的な抗議行動を取らなければならぬと、多くの人々が考えるようになった。プーラン・デーヴィーがそうであったように、国家の中核にある権力は遠く漠然としていたから、対抗すべき「目の前の敵」は、村の近くの町に住む地主、金貸し、商人、そして役人や警察官だった。けれども同時に、こうした「目の前の敵」を押さえ込むような新しい力は、組織した自分たちの力と、ナシヨナリストの全国的な組織との連携、さらにその連携を明示する「ガンディー様の名前」や「スワラージ」という言葉から引き出されていた。

けれども、エリートの開闢する「ナシヨナリストの政治」と「サバルタンの政治」の間には、大きな文化的差異が存在していた。ネルーは、一九三六年に書いた『自叙伝』の中で、その差異を以下のような文章で表現している。「チャウリー・チャウラーは嘆かわしい出来事、非暴力運動の精神に全く反したものであったかもしれないし、また事実そうであった。しかし、僻遠の村落と辺鄙な土地の農民の暴徒が、たとえしばらくの間でも、私たちの自由のための民族闘争を止めることになっていたのであるか」。さらに、「わずか数名の人たち——友人と見せかけた私たちの敵であるかもしれない——が、彼らの軽率な振舞いによって私たちの運動を転倒させたり、終わらせたりする力を持っていた」のだからか、と。⁽¹⁰⁹⁾

農民は、自分の所有する器具・材料・家畜を使って農耕や牧畜を営み、利益や害をもたらす動物を捕獲するために武器を使い、ジャングルに隣接した農村の家で安全に暮らすために武装している。したがって、ガンディーの非暴力の教えは、武装して暮らしていない都会の住民に対すのとはまったく異なる意味合いを持っていた。たとえば、ゴラクプールの農民たちは「モラル・エコノミー」に照らして正当な暮らしを取り戻す手段として、自己浄化と禁欲を課すガンディー主義を実践したと言えるだろう。アミンの挙げた情報からも、非暴力主義は、肉食を

止めること以上に重要な課題ではなかったと想像できる。

しかし、ボンベイやカルカッタなどの都市を活動の場とするナシヨナリズム運動の主だった指導者にとっては、農民の「原初的な反抗」こそ非暴力主義によって止められるべき対象であり、「僻遠の村落と辺鄙な土地の農民の暴徒」の行動として否定されるべきものだった。したがって、一八五七年の大反乱とは異なつて、兵士の反乱、農民や「山の民」の武装抵抗、盗賊や強盗をしてきたダコイトの支援などは、多くのナシヨナリストにとっては抑えるべきものであれ、政府と対決する上で頼みにすべきものではないと見なされた。ガンディーの『ヒンドゥー・スワラージ』からの引用文が示すように、少なくとも、会議派中枢におけるガンディーの示す方針に従えば、そうであつた。

以上のように、二〇世紀になると、ゴラクプールのようなネパールとの国境沿いの辺境地域においても、「法と秩序」をめぐる状況はすでに国家にとつて圧倒的に有利なものとなつており、抵抗に立ち上がったほとんどの農民は治安を乱した「犯罪者」として直ちに逮捕された。しかも、農民が期待を寄せた「ナシヨナリストの政治」においても、「内なる辺境」を舞台に自由に駆け回る武装した農民や「山の民」は、「国民」という共同体にそのままでは入れてもらえない存在だった。ガンディーが書いているように、彼らは「愚か者」だから泥棒をしてきたのだが、「泥棒だって人間であるのだから」、「慈悲深い」ガンディー主義的な運動を知れば、「泥棒稼業を止め」、新しい国に「仕えるようにな」るだろう。けれどもそのかわりに、ナシヨナリストは彼らを、泥棒をしなくても食べていけるような「ちゃんとした職につけてや」ることができようだろう。だから、ガンディー主義的な指導者は、彼らに対して「機会があれば説得しよう」としなければならぬ。こうした人々は、「後悔して……許しを請うて」改心しなければならぬのであつた。

このようなガンディーの論理が、「犯罪部族」に対して植民地国家が施した「定住化」と「文明化」への「矯正」

政策と類似していることは、そこまで驚くべきことではないだろう。それは、武装した「移動する民」を非武装化した「定住する民」に変えるという近代国家の政策が、「法と秩序」の完成をめざす植民地国家の統治者から、將來の国民国家を担うナシヨナリストの手へと譲り渡されていく道筋を示している。こうして、古くから「内なる辺境」を足場に武装して戦いながら稼ぎを見出して暮らしてきた人々が、平和的な農民や労働者となり、他の国民を脅かさない存在に変わらなければならないという規範は、彼らが独立後の民主主義的な国家を迎え入れられるための条件となったのである。

むすびにかえて——参加民主主義への道

「法とはもともと合法と違法とを区切る境界線である」という一文から本稿を書き始めた。そして、ここまで、一九世紀から二〇世紀、すなわちインド亜大陸に集権的な近代国家が形成された時代における盜賊と、盜賊のように「犯罪者」として処罰された人々について書いてきた。第一章ではブーラン・デーヴィーの人生を取り上げて現代の盜賊を考え、第二章ではムガル帝国末期からイギリスの植民地国家が形成された時代の盜賊と農民の武装蜂起について検討した。そこで最後に、もういちど現代に話を戻し、盜賊、貧しい農民、「山の民」などを含む、近代国家の「周縁化された人々」には、市場経済と民主主義の時代にどのような生き方が可能なのか、それは何を意味するかを検討して、本稿のむすびにかえようと思う。

すでに指摘したように、近代国家における合法的な世界は、国家権力の中心のある中核的な都市と定住的な農民を基盤とする農村社会に置かれてきた。したがって、一九世紀のイギリスがインド亜大陸において植民地国家を形成する際にもっとも重視した作業は、農村社会の実情を正確に把握することであった。そのために、現地の諸王国

との戦争に勝利して占領地を獲得すると、「永久土地査定」と呼ばれる検地の事業を行った。土地の広さや形を検分し、誰がどのように保有し、誰が農耕を行い、どれくらいもの収穫高があり、それはどれくらいもの金銭的価値になるかを調査し認定したものである。それにもとづいて、納税者を特定し、収穫高やその他の条件から税率を設定した。

こうして国家財政の基礎である徴税体系と治安体系が確立され、一〇年ごとに土地査定が行われ、国勢調査 (Census センサス) が実施された。統治する対象の「人口 (population)」がどの程度の規模なのか、民族・宗教・カーストなど集団的な固有の「範疇 (category)」はどのように構成されているのかが、必要な情報だと考えられたからである。当時の官僚は、自らの観察に基づいて、『官報 (Gazette)』に報告を定期的にとまとめた。「現地人」の社会は多様であり、農村にはどんな人々がいて、どんな言語や文化を持ち、どんな慣習を行っているのかなど、まさに文化人類学的な情報が、詳細な行政記録として残されている。こうした観察とともに、領主のようであったタールクダールやザミンダールといった有力者を、民法的に土地所有権を持つ主体としての「地主」とし、彼らに納税の責任を負わせた。農村全体が土地を保有しているようなところでは、農民を小規模な土地所有を行う主体と見立てて、村全体に課税するライヤットワリー制をとった。

このように、一九世紀の植民地国家の基盤は、農民の社会を効率的に支配し、土地からの余剰を合理的かつ十分に徴収することにあると考えられていたのである。その意味で、絶対主義王制時代のヨーロッパの国家に類似して、東インド会社の下で形成された統治体の中核は、農業社会を官僚制的に支配する体制——「農業的官僚制 (agrarian bureaucracy)」——にほかならなかった。しかし、同時に、功利主義的な課税政策を実験的に適用し、インフラストラクチャーへの投資を行い、プランテーションなどへの海外からの投資を促進するという、資本主義的な国家の性格も備えていた。前者の機能を果たすためには、国家が定住農民を行政的に掌握していることが必要で

あり、後者の機能を果たすためには、国家が資本を準備し、新しい労働力を創出するという企業家の役割を果たさなければならぬ。その要請に応えた諸政策が、本稿で取り上げたような、植民地社会の周縁に生きる人々にも及ぼされたのであった。

ここまでの議論に登場した「盜賊」と呼ばれる人々は、植民地国家が想定した「地主」や「農民」とも違い、イギリス人の経営する会社やプランテーションに就職する「労働者」とも違う、むしろ、そうした近代的な「範疇」に合致しない人々であり、そればかりか、そのような「範疇」に入れられるのを拒んで抵抗したり、逃げ出したりする人々であった。そのような人々として紹介してきたのが、失業した兵士、武装した農民、僧侶や修道僧、芸や商いや農作業を季節的に担う「山の民」などであった。インドの農村は、カースト制の下に多様な職能集団を抱え込んだ自給自足的な社会だったと言われてきたが、そうだからこそ、定住的な農民の社会と他の社会を結んで、モノや金や情報や労働力を供給するような「移動する人々」が重要な役割を果たしていた。貧しい農民は、農繁期には自分の村から移動して仕事のある村へ農業労働者として移動し、農閑期には、盜賊も含めて、他の仕事で稼いだ。

対照的に、植民地国家が必要とした新種の「移動する人々」も増加した。それは、イギリス人の下で行政や商業の文書仕事をこなす英語を学んだ「現地人」、イギリス人の指揮官に忠誠を示して海外でも戦争に従事する軍人、それからイギリスの企業やプランテーションが必要とした労働者となるために出稼ぎをする人々であった。その裏側で、古いタイプの「移動する人々」は不要になっただけでなく、イギリス人とその資本の安全を脅かす「犯罪者」として追い払われることになったのである。

そもそも農民を定住化させるのは大変なことであり、強い罰則を伴って年貢や賦役を負わせる複雑な支配関係とともに、そうした主従関係を規範的なものとして農民に受け入れさせるような、古くから守られてきたはずの慣習

や宗教が必要だった。逆に言えば、どのような土地においても、「移動する人々」の伝統は「定住した人々」の社会より前から活発に存在していたのである。たとえば、日本の中世について、網野善彦は、次のように書いている。

日本の古代社会においては、漁民、山民など、なおほとんど自然のままの状態におかれた山野河海をその生活の主な舞台とする人々の集団が、かなりの数、活動していた。これらの人々の一部は、天皇に直属する職能民になっているが、大部分は平民身分で、山野河海の産物を調や贄^{にえ}などとして、天皇、朝廷に貢献している。農業民―稲作民と異なり、これらの人々は移動性に富み、稲作民の共同体を中心に組織された国家の規制からも相対的に自由であったということが出来る。とくに海にかこまれた日本列島には海民が広く分布しており、広大な、だれのものでもない海で活動するこれらの人々が、日本列島の内外における農業民の共同体の媒介者である商人や廻船人の母胎となり、後年の都市の規制に重要な役割を果たしたことも見逃してはならない。

中世に入っても、その前期には平民の共同体からさまざまな理由で離脱した浪人も少なからずおり、この人々を荘園・公領に招き居^すえて田畠を満作させることがその現地の管理者の目標だったほどであった。一方、海民の中から分化しはじめた廻船人をはじめ、塩商人、魚商人などの職能民が、独自の第二次的な共同体を結んで活動するようになり、古代において品部、雑戸などとして天皇、朝廷に直属していた各種の職能民―手工業者、芸能民も、平民身分の同種の人々を含めて、自立した職能的な共同体を形成するようになる。また古代では罪がケガレと考えられていたが、そうした罪のみならず、癩の病を含む種の皮膚病、血・死などを穢とする習俗が平民に次第に浸透するとともに、穢を理由にその共同体から排除、疎外される人々も現れるが、この人々も穢をきよめ去る仕事を機能とする共同体をつくり出した。しかもそこには自らの宗教的な動機から平民の共同体を離脱した人々、乞食僧の加わる場合もあった。こうした職能民のうち、鉄商人を兼ねた鋳物師^{ちゅうぶし}は原料鉄、鋳物製品、鍛冶の製品を持ち、少なくとも西日本の全域を廻船によつ

て遍歴しており、他の職能民も広狭の差はあれ、その集住する根拠地を中心に、遍歴して交易・出職に従事した。それは芸能民も同様であり、穢をきよめる職能集団―非人も、なお宗教的な意味をもおびた乞食のための遍歴を行った。⁽¹¹⁰⁾

本稿で取り上げた盗賊や盗賊を生み出す母胎としての武装した農民の社会や山を移り渡る人々は、いずれも牛や山羊を飼い、牧畜を営むカーストや部族に属していた。ムガル帝国の時代にも大英帝国の時代にも、ガンジス川・ジャムナ河流域の平野に広がる農村地域は時の権力によって安定的に統治されたが、そうした農村の隣には家畜を放牧できる荒地があり、その奥にはジャングルのような「内陸の辺境」が控えていた。「山の民」は、そうしたところから村に降りてきて、動物や果実を売りさばいたのである。さらに、中央アジアや西アジアから、遊牧民の騎馬隊が平地の農業地域に攻め込んで支配を築き、そうした人と物の流れが、インド亜大陸をより広い世界と結びつけてきたのである。

こうした近現代インドの光景と類似した現象として、ヨーロッパの中世についての阿部謹也の文章を引いてみよう。

牧人は人類の歴史とともに古い職業であって、エバの産んだ二人の子どものうち「アベルは羊飼、カインは農民となった」。そしてカインがアベルを殺害したのもひとつの象徴的な事件であり、以後牧畜を生業とする遊牧民族と定住した農耕民族との争いは絶えることがなかった。ヨーロッパだけに限定してもマジヤールの馬飼、ルーマニアの羊飼、地中海の羊・山羊飼、プロヴァンス地方の牛飼いや羊飼、アルプス地方の牛飼、ラップランドのトナカイ牧人、南ドイツの移動牧人などが定住農耕文化とその延長線上にある近代産業の圧力のもとに衰退を余儀なくされつつある。農民の世界と牧人の世界は本来たがいに相容れない対極的な生活様式をもっており、しばしば両者はたがいに悪口

を言い合い、両者の争いも稀ではなかった。「羊飼いと刑吏は従兄弟同士」とか、「大根と蕪、粉ひきと泥棒、羊飼いと刑吏、どれも似た者同士」「羊飼いが九九人いれば一〇〇人の詐欺師と同じ」などといわれた。

農民にとつては、牧野や峡谷でひとり暮らす牧人には何か不気味な精霊や悪霊がとりついているかに見える、彼らは自分たちの世界とは異質な魔術的能力が授けられているように思われたのである。⁽¹¹⁾

けれども、中世の農村では牧畜と農業が密接に絡み合って共生していたところが、ヨーロッパの特殊な歴史的発展をもたらしたと、阿部氏は指摘する。そして、そうした社会の中でとくに差別された「移動する人々」として、一三世紀頃、インド亜大陸からヨーロッパに渡つたと言われるジプシーの人々がいた。一八四四年にA・F・ポットが『ヨーロッパのジプシー』を著して、ジプシーの言葉がサンスクリット語と密接な関係があることを立証し、その後ジプシーの民話にもインドに起源があると思われるものが多いことも立証されたという。

数世紀にもわたる放浪の生活を彼らは独特の職業で支えてきた。文明化した地域で狩猟を営むことは不可能だったから、彼らは針鼠、鼠、鳥など、定住者が食用にせず、嫌っている動物を食料とし、蛇、猿、熊、山羊などに芸を仕込むでは見世物興行を糧としてきた。また鑄掛屋の技術にすぐれたジプシーはそれを職業とし、そこからカルセラッシュという名称が生れた。……遠くペルシアの詩人フィルドゥーシが『王の書』のなかで伝えているように、最もジプシーにふわさしい職業はいうまでもなく音楽と舞踊であった。……ジプシーの医術は野草についての豊かな知識にもとづいており、とくに馬などの動物についての知識は驚嘆すべきものといわれる。⁽¹²⁾

ジプシーの人々は、中世から現代に至るまで国家や主流の社会から排除や弾圧を受けてきたが、絶対主義王制の時代には、本稿で指摘した「犯罪カースト」に対するものと類似した定住化政策が試みられたという。

一八世紀には……ジプシーを強制労働につかせ、無償労働を強要する動きも出はじめていた。それは啓蒙思想の影響
 下で、ジプシーを人間として認めるべきだという考え方がわずかながら生れたことを示しているが、それは同時にジプ
 シーを国家社会の役に立つ存在にすることによって、ジプシーを「救済」しようとする発想に支えられてもいた。こ
 うした発想は当然ジプシーの定住化を前提としている。長い年月にわたるジプシーの追放・弾圧にもかかわらず、ジプシ
 ーを絶滅することに成功しなかった経験も与っていたと見られる。

一七六一、一七六七、一七八三年にオーストリアでは、マリア・テレジアとヨーゼフ二世がジプシー定住化の法令を
 出し、プロイセンでもフリードリッヒ二世がノルトハウゼンの近くのフリードリッヒスローラにジプシー村をつくらう
 とした。いわばジプシーを他から隔離して定住させようとしたのである(一七七五)。ジプシーはここで職工として働
 かされた。¹³⁾

植民地国家による「内なる辺境」を根拠地とする武装集団の掃討、武装する農民の非武装化、「移動する人々」
 の定住化といった政策は、国境線や人口の確定が最後まで完成しなかったように、着手されたものの完全には達成
 されないまま、独立国家へと継承されることになった。そして、ナシヨナリストがすべての住民を「国民」として
 迎え入れたように、独立国家の下では、暴力的な犯罪に手を染めない限り、これらの人々の末裔も民主主義を支え
 る自由で平等な国民の一人となった。カースト差別に苦しめられてきた「アウトカースト」や「部族」の人々は、
 新憲法の制定により、「指定カースト (the Scheduled Castes : SC)」や「指定部族 (the Scheduled Tribes : ST)」とし
 て憲法的に優遇政策を受けることになった。植民地時代に「犯罪カースト」や「犯罪部族」として「公告された
 人々 (Notified People)」、「いかえれば「名前を付けられた人々 (Branded People)」は、独立後は「公告を解除され
 た人々 (Denotified People)」として、一部分は「指定カースト」や「指定部族」としての保護を受け、国民として
 解放されたことになった。¹⁴⁾

けれども、すべての差別がすぐに解消したわけではなく、実際にそうした優遇政策で取り込まれる人々は限られていて、しかもこうした政策が変化をもたらすには長い時間がかかった。植民地国家の周縁にいた人々の多くは、独立後もまた周縁の位置からなかなか抜け出せなかったのである。けれども、何も変わらなかったわけではない。たとえば北インドの農村では、国家による強制的な土地改革が達成されなかったとしても、ナシヨナリズムの時代に培われた農民の組織化と運動を背景に、次のような国家・社会関係の変化がもたらされていた。

戦争末期から独立までは「ザミンダーリー制の廃止」が大声で唱和された。そうした措置と並んで、独立後の政府は農村地域における政府機関の立場を強め、大地主に圧力を掛けるためのさまざまな手だてを講じた。新しい勢力は「暴漢 (Goonda)」対策を取ったが、これは明らかに大地主の私兵に対する対策を意味していた。さらに、政府は公的な秩序の維持を図る機構を整えるために、農村地域の警察の組織改革を意図し、ザミンダールの配下の者からチヨキダーリ(村の警察官)を募るのではなく、州政府に直接に責任を負う農村の警察隊を作ろうとした。さらに、郡裁判所法を修正して、裁判所が「不当な経営や嫌がらせや抑圧」に手を染めたことが証明された大地主に対しては、裁判所のほうから、あるいは小作農の訴えによって、その所有地を没収できる権限を与えた。小作農とザミンダールの一党が何度も衝突したという絶え間ない報告書をもとに、州政府はパヤグルの大規模なバーライチ・タールクダールに対してこのような措置をとり、そうした方針を実施する姿勢を十分に証明した。一九四七年半ばに通されたパンチャヤット・ラージ (Panchayat Raj, 村議会自治) 法は、村の選挙に成人の普通選挙を導入し、選挙された議会に村のリソースをコントロールする権限を委譲すること⁽¹⁶⁾で、地方における権力バランスを大きく変更した。

独立直後にも、民主主義の枠組みの中で農民からの圧力が有効に機能すれば、国家の周縁に近い農村社会でも、地主が用いる暴力的な支配を抑える政治が可能であったことを、右の文章は示している。

しかし、開発と統合を掲げた独立後の変動は、一直線にプラスの結果のみを生んだわけではない。民主主義の枠組みの中に新しい主体が加わり、社会経済的な不平等を是正するための政策を求めようとするたびに、それまで支配力を持っていた上層集団からの反発を招き、選挙の政治だけではなく、暴力的な弾圧も招いてきた。そうしたものの最近の現象が、一九九〇年代に登場した、インド人民党を中心としたヒンドゥー至上主義的な勢力の台頭であったと言える。「ポストコロニアルな (postcolonial)」、つまり「植民地後」のナショナリズムとそれに基づく社会主義的な国家が、冷戦体制の終焉とともにインドでも放棄されたが、そうした激動の中で、「国民」としての共同体も分裂の危機を抱えることになった。旧ユーゴスラヴィアのような国家の分裂と激しい内戦には展開しなかったが、多宗教社会を支えるインド型世俗主義が危機にさらされ、インド国民会議派は中央でも州でも権力の座から引きずりおろされることになった。

この時代の動きを作り出したのは「三つのM」、つまり「市場経済 (MarketのM)」「お寺 (MandirのM)」「後進諸階級 (Other Backward Classes: OBC)」として下層カーストに対する優遇政策を導入することを勧告した「マंडル委員会 (Mandal Commission) のM」だと言われてきた。本稿で考えてきた問題に照らしていえば、これらの「M」はいずれも現代インドの中の「移動する人々」とその活動を体現するものだと言ってもよいかもしれない。グローバルゼーションと結びついた市場経済を動かす人々はもちろんだが、全国を結びつけるヒンドゥーの宗教勢力とともに、彼らが対抗しているイスラームやキリスト教の勢力、あるいは世俗主義的な左翼や自由主義の勢力も、伝統的だとされるインドの在地的な社会からは逸脱した動きをもたらす勢力である。また、下層カーストの上昇を支援する政治的な力は、階層間の移動という「民主化」を求める「移動する人々」の動きを表している。激しい動きの中で、国家や社会の垣根を取り払うような「自由化」だけでなく、新しい排除のしくみを作り出すとうとする反動的な右翼政治も展開したのだが、しかし同時に、より多くの人々が民主主義の舞台に上ろうとするた



写真5 サンタル人や他の下層カーストの人々の NGO 自助グループ
(西ベンガル州, 2006年8月, 筆者撮影)

めの逆差別の政治もまた実現されてきたのであった。このようなダイナミズムを前提にしたとき、なぜ盗賊として刑に服していたプーラン・デーヴィーが、ウツタル・プラデーシュ州の OBC の代表的なカーストであるヤーダヴの人々を柱に組織している社会党 (Sanajwadi Party : SP) が政権を取っている際に釈放され、次の総選挙でこの党の候補者として立候補したのが理解できるだろう。しかも、プーランが立候補したのは、ヴァラーナシー (旧名ベナレス) 選挙区で、ヒンドゥーの聖地として人民党とその支持団体がきわめて活発な場所であった。また、指定カースト (SC) を基盤とする大衆社会党 (Bahujan Samaj Party : BSP) もまたこの州での勢力を拡大し、選挙の競争性を増していた。大衆に人気のあるプーランは、「牛飼いかースト」と自認するヤーダヴの人々を中心とした OBC の枠を越えて、貧しい農民から広く票を獲得するための「広告塔」として使われたのである。

ビジネスマンや宗教的な原理主義者が台頭してきた時代に、盗賊が合法的な政治家になる。これは、一方では選挙という制度を使って自らの指導者を選ぶという民主主義的な制度に、より多くの、文字も書けない、カースト身分の低い、貧しい人々も参加するようになったということだけでなく、暴力的な手段で国家に対抗して処罰されて

きた周縁の人々が、非暴力的な手段で国家の新しい担い手に変わっていくことも意味していた。しかも、女性としてのプーランは、極端に男性優位のインド社会の中で、ジェンダー的な秩序における周縁から中心への移動も果したのである。

けれども、盗賊が政治家になるという現象は、インドの民主主義において、未だに「闇の世界」の暴力が政治と強固に結びついているという現実をも示している。ヒンドゥー右翼が反ムスリム暴動を実施して政治的なドラマを演じて選挙で勝利し、暴動を指揮した人物もまた議員となり閣僚になるという事態は、「暴力の政治」の一端である。しかし、政党と暴力組織の結びつきは、解放闘争をめざす左翼的な武装勢力にも、辺境の盗賊団にも、大都市のマフィア組織にも存在している。刑務所から立候補して当選の暁に釈放される議員は多いし、政敵の暗殺や商売敵の誘拐などを行った「犯罪者が政治家になる」こともめずらしくない。こうした現象は、「政治の犯罪化 (criminalization of politics)」と呼ばれている。プーランは、このような政治過程の中で「闇の世界」から脱出したように見えたが、結局は、凶弾に倒されたのである。

さて、二一世紀の今も、チャンバル渓谷では活発に盗賊が活動している。

筆者がちょうどプーラン・デーヴィーの村を訪ねた後、二〇〇一年三月の『インディア・トゥデイ』誌は、「犯罪 (Crime)」のコラムでチャンバル渓谷の状況を報道した。「恐怖がまたやってきた (Terror Rides Again)」と題された記事である。その内容は、プーランがダコイトとして騒動を起こした時代の後、最近までかなり抑制されていた「盗賊団 (dacoits)」が、新しい形で活動を展開しているというものである。たとえば、二〇〇〇年には、ヒンドゥー僧 (panda) が集団的に誘拐されて身代金を奪われる事件が発生した。

ウツタル・プラデーシュ州のマトゥーラー市の中心的な僧院から二一名のヒンドゥー僧が、昨年、隣のマディヤ・プラ

デーシユ州で開催される大きな祭式 (*mahayagna*) に招かれた。しかも、前金として五万ルピー (およそ一〇万円) を送られ、多くの者には断る理由がなかった。たとえ「盗賊のはびこる (*thacai-infested*)」ビンド県を中心で開かれる式典であっても、チャンバル溪谷でもっとも恐れられる盗賊の一人、ニルバイ・シン・グジャールからの誘いであっても、送られた金のほうが大事だったし、そもそも盗賊でも僧侶のような宗教的な人間には危害を与えないだろう、と考えられたからである。……しかし溪谷に付くと、お金こそが宗教だったと僧たちが気づかされたのである。大祭式は、異にかけるための餌だった。解放してもらうためには、僧一人につき、五〇万ルピー (およそ一〇〇万円) を身代金として支払わなければならなかった。その金は、マトゥーラに住む家族と接触した仲介者のネットワークを通じて支払われたのである。⁽¹⁶⁾

あるいは、もう一つ、観光でおびき寄せられた人々の事件も紹介されている。

マディヤ・プラデーシユ州のグーナ県から五人の観光客が、土地のガイドからビンド県の古代工芸品の埋蔵物の話を聞かされて、考古学上の大変な発見があった場所へ行くと思い込まされ、連れて行かれた。しかし、この遺跡探しの一行がビンドに着くと、ただちにラージャン・グジャールの一味のギャングに引き渡された。そして、捕虜一人あたり五〇万ルピーを支払ってようやく解放されたのである。⁽¹⁷⁾

こうした事件は、土地のニュースには頻繁に登場する。盗賊やギャングや密輸団や人さらいの報道がない日のほうが少ないだろう。この『インディア・トゥデー』の記事には、チャンバル溪谷は「悪い土地 (the Badlands)」だとし、この地域の「一八県が「盗賊のはびこる地域」だとされている。警察の記録ないし非公式的な推計によると、二〇〇〇年の一年間に、この一帯で、およそ三二一の誘拐事件と一〇八〇名の行方不明者が数えられた。二〇



写真6 プーランの母親と甥と姪
(ウツタル・プラデーシュ州, 2001年3月, 筆者撮影)

○名以上の盗賊が活動し、一〇万ルピーに上る賞金がかけられた指名手配の盗賊リストもあったという。⁽¹¹⁸⁾
すでにチャンバル渓谷の位置を説明したように、幹線道路に出てバスに乗れば周辺の都市にすぐたどり着けるし、鉄道を使えばデリーののような大都市にも半日もかからずに到着する。したがって、生まれてから死ぬまで「辺境」としてのチャンバル渓谷を出たことがない、といった生活様式を持つ盗賊ではなくて、むしろ都市と農村と

「内なる辺境」の間、豊かさと貧しさの間、あるいは現代的空間とそうならない古びた空間の間を、日常的に行き来している男たちが盗賊なのである。一九九〇年代の「二〇年間のお休みの後」、盗賊団は「強奪と誘拐の融合したもの、そして都市のマフィアと農村の盗賊 (Bandit) の結びついたものに生まれ変わって二一世紀に登場した」⁽¹¹⁹⁾のであった。このように、グローバリゼーションに晒されて急速に変貌しているインド社会の「辺境」で、チャンバル渓谷は、暴力の空間としての「悪い土地」であることを、まだやめることができない。

さて、冷戦後にグローバル経済と結びついて急速な経済成長を遂げてきたインドで、より現代化された武器と情報を手にしたダコイトは、昔ながらの「荒地地」やジャングルに活動の余地を見出し、紛争地域のカシミールには、パキスタンやアフガニスタンの武装した人々に後押しされて、イスラーム武装勢力が拠点を維持している。アメリカの主導したアフガニスタン戦

争に支持を示し、いち早く国際的な対テロ戦略と国内での治安の強化を図ったのはインド政府だった。そして、ヒマラヤからヒンドークシ山脈を抜けてアフガニスタンの高原へと広がる「世界の屋根」で、戦闘機が上空から爆撃し、最先端の武器を備えた軍隊が占領し、衛星写真で隠された基地が破壊され、逃げる兵士が捕捉されるのを見ていると、現代国家の周縁は限りなく縮小し、「辺境」はもはやゼロに近づいたようにも思われる。もちろん、市民を殺傷する爆破テロの残酷さを許容することはできない。しかし同時に、国際テロ組織とか反政府武装勢力と呼ばれる集団に属す人々の中に、近代国家に対して「原初的な反抗」を起こし、厳しく弾圧されてきた遊牧民、「山の民」、武装する農民の末裔を見ることは不可能ではない。

グローバルな市民社会という言葉が必ずしも夢物語ではなくなった二一世紀においても、一九世紀の英領インド時代と同じように、国家の提供する「法と秩序」によって守られる市民社会に暮らす人々と、そうした前提が成り立たない地域において「法と秩序」に反抗して生きる人々との間には、国家と「暴徒」の関係しか成り立たないのだろうか。いいければ、軍事的な鎮圧作戦のほかに方法がないのだろうか。この問いを考える上でも、「盗賊の女王」から国会議員に変身したプーランの人生は、民主主義的な参加と代表によって、銃以外の方法で民衆が自己主張することのできる時代の到来を、その限界とともに、示唆しているのではないだろうか。

最後に、前ページに掲げた、二〇〇一年時点でのプーランの家族写真を見ていただきたい。彼女の村にある泥とレンガの家を背景に、厳しい暮らしを生き抜いてきた彼女の母親とともに、学校帰りはまだ制服姿の甥と姪がたずんでいる。プーランの家でも、彼女たちの世代の努力ゆえに、次の世代の子どもたちは、より安全で静かな環境の下で、プーランには不可能だった限界を超えて、教育によって人生を切り開く能力を身に付けようとしていることがわかる。このように、貧しく虐待されてきた人々が、武装して富を略奪し、軍隊と戦わなくても、非暴力的に生活を守り、権利や利益を主張していくことのできる時代が、盗賊地帯においても、すでに始まりつつある。それ

は、長い間「闇の世界」へと追い出されていた人々が、国民経済と民主主義の正式な主体として登場し、その力を発揮して、国家の法を自らの手に獲得していく過程でもある。

- (1) Firishta, *History of the Rise of the Mahomedan Power in India* [Gulshani Ibrahim], translated by J. Briggs 4 vols. (Delhi, reprint 1981, first published in 1829), quoted by Gommans, Jos, *Mughal Warfare: Indian Frontiers and High Roads to Empire, 1500-1700* (London and New York: Routledge, 2002), p.7; Kofif, Dirk H.A., *Naukar, Rajput and Sepoy: The Ethnohistory of the Military Labour Market in Hindustan, 1450-1850* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990).
- (2) やまやまの「境界線」という「線 (line)」で勢力圏を切り取って防衛するということとは、土地の高低、凹凸、川・沼・湖などの違いを超えて普遍的な基準で精密な測量を行う技術と機械を必要としている。また、さまざまな土地の気候とその変動、困難な地形、病気、猛獣や危険な生物、その地に暮らす人々の抵抗や反発などを克服して、機械を使って測量し、その結果を記録して持ち帰って地図にするには、科学的な知識と技術、多くの資金、安全を守るための武装が必要であり、そうしたものを集めた探検隊が組織される必要がある。そして、このような地図の製作が可能となったのは、産業革命後、それも一九世紀半ば以降のことである。
- (3) Gommans, *ibid.*, pp. 15-16.
- (4) Latimore, Owen, *Studies in Frontier History: Collected Papers 1828-1958* (Paris and The Hague, 1962), quoted by Gommans, *ibid.*
- (5) *Ibid.*, pp.18-19.
- (6) *Ibid.*, pp.16-17.
- (7) *Ibid.*, p.100.
- (8) *Ibid.*, p.102.
- (9) Bayly, C.A., *Indian Society and the Making of the British Empire* (The New Cambridge History of India II.1, Cambridge: Cambridge University Press, 1988), p. 52.
- (10) 竹中千春「カシミール——边境から国境へ」『アジア研究』第四七巻 第四号 (二〇〇一年) p. 23-38.
- (11) Alavi, Seema, "The Company Army and Rural Society: The Invalid T'hanah 1780-1830", *Modern Asian Studies* 27.1 (1993), pp.147-148.
- (12) Van der Veer, Peter, *Imperial Encounters: Religion and Modernity in India and Britain* (Princeton: Princeton University Press, 2001), p. 151.
- (13) *Ibid.*
- (14) Freitag, Sandra B., "Crime in the Social Order of Colonial North India", *Modern Asian Studies* 25.2 (May, 1991), pp.232-233.
- (15) Van der Veer, *ibid.*, pp. 87-88.

- (16) See, Hutton, James, *Thugs and Dacoits of India* (Delhi: Mittal Publishers, 1981), reprint of *Popular Account of the Thugs and Dacoit: The Hereditary Gamblers and Gang-Robbers of India* (London: William, H. Allen & Co., 1857).
- (17) Van Woerkens, Martine, *The Strangled Traveler: Colonial Imaginings and the Thugs of India*, translated by Catherine Tianyi (Chicago and London: the University of Chicago Press, 1995), pp.32-34.
- (18) Gommans, *ibid.*, p.104.
- (19) Bayly, *op.cit.*, pp.144-145.
- (20) Van Woerkens, *ibid.*
- (21) Singha, Radhika, "Providential Circumstances: The Thuggee Campaign of the 1830s and Legal Innovations", *Modern Asian Studies* 27.1 (1993), p.85.
- (22) 竹中千春「シエンター化する政治——近代インドにおける国家・法・女性」『政治学年報二〇〇三「性」と政治』(岩波書店、二〇〇三年) 四五-七一頁。
- (23) Lee-Warner, Sir William, *The Native States of India* (first edition, 1910, reprinted, New Delhi: Tusi Publishing House, 1979), p.100, quoted by Singha, *ibid.*, p.88.
- (24) Letter from G. Swinton to Major Stewart, Indore, 23 October 1829, in Sleeman, *William H. Ramseeema, or a Vocabulary of the Peculiar language Used by the Thugs with an Introduction and an Appendix Descriptive of the System Pursued by That Fraternity and of the Measures Which Have Been Adopted by the Supreme Government for Its Suppression* (Calcutta: Military Orphan Press, 1836), Appendix X, pp.380-381, quoted by Van Woerkens, *op.cit.*, p. 45.
- (25) Phillips (1977, Vol.II, letter 459), "Bentinck's minute on the defense of India, June 29, 1832", pp.846-47, in Van Woerkens, *op.cit.*, p.14.
- (26) Sleeman, Colonel James L., *Thugs, or A Million Murders*, (first edition, 1933, reprinted, Delhi: Pilgrims Books, 1998), pp. 102-103, ㉞の巻末に「タンスリーマン」の語を収めた。
- (27) *Henry Sleeman, K.C.B. 1788-1856 of the Bengal Army and the Indian Political Service* (London: J.M. Dent and Sons, 1961), pp.106-107. 本国では「イギリスの刑法から見れば「正当な司法手続」のなされた「脱走」と言える取り調べ・立証・処罰の規定に對しては、専門家からの批判があった。
- (28) Singha, *op.cit.*, p.84.
- (29) Van Woerkens, *op.cit.*
- (30) Singha, *op.cit.*, pp.137-138.
- (31) Singha, *ibid.*, pp.128-129, Sleeman, William.H., *Report on Buddul alias Bagreee Dacoits and Other Band Robbers by Hereditary Profession and*

- on the Measures adopted by the Government of India for Their Suppression (Calcutta: J. C. Sherriff, Bengal Military Orphan Press, 1849).
- (32) 佐藤正哲・中里成章・水島司編『世界の歴史14 ムガル帝国から英領インドへ』(中央公論新社、二〇〇九年)、四三五一―四四〇頁。
- (33) Guba Ranajit, "The Prose of Counter-insurgency: Selected Subaltern Studies (New York: Oxford University Press, 1988), pp. 45-88. 翻訳はラナジット・グハ「反乱鎮圧の文章」ラナジット・グハ他「サバルタンの歴史―インド史の脱構築―」(竹中千春訳、岩波書店、一九九八年)、第二章。なお、Guba, Ranajit, *Elementary Aspects of Peasant Insurgency in Colonial India* (Delhi: Oxford University Press, 1983)、および、Datta, K.K., *Anti-British Plots and Movements Before 1857* (Meerut: Meenakshi Prakashan, 1970) 参照。
- (34) 産業革命時代にイギリスの戦争と帝国の進出を経験したインド亜大陸では、きわめて短期間に「人間と自然環境の関係が驚くほど変化した」とペイリーは指摘する。「一七八〇年以後の一世紀の間に、激しい森林破壊 (deforestation) が進行し」、「一八六〇年ごろには平野部や南の山岳地域で樹木が失われていた」。気候や社会のあり方も変えてしまった、こうした森の変化は、いずれも人間的な要因によって引き起こされている。まず、長く続いた戦争の過程で、地元王国や東インド会社が軍事的な優位を求めて森林を伐採した。たとえば、北西地域のスイク王国では、一八二〇年代に中央アジアからの侵入したイスラーム武装勢力が森林に隠れて拠点を拡大しないように、ペシャワール渓谷の森が伐採され、消滅させられた。また、本文でも説明したように、新しい地主たちは、イギリスの新しい土地制度と徴税体系の下で加重された税金を支払い、農業の生産性を向上させて利潤を上げるために、森や沼や荒地を開拓する努力を行った。一八世紀に入って平野部の人口が急速に増加し始めたことも、そうした動きを加速した。イギリス人によるプランテーション、工場、鉄道・道路・運河、新しい都市の建設のために、森林地帯は浸食され、投資のための私有地に変えられた。それを脅かす武装した「山の民」は、サントール人のように国家によって「平定 (pacification)」され、強制的に労働者に変えられたのである。Bayly, C.A., *Indian Society and the Making of the British Empire*, pp. 138-142.
- (35) D・D・コーサンビー『インド古代史』(山崎利男訳、岩波書店、一九六六年)。
- (36) グハ、上掲、六一頁。See, *The Calcutta Review*, Vol. XXVI (January-June 1856) (London: Serampore, 1856)。
- (37) 同上、三四頁。
- (38) 同上、裁判記録、一八五五年一月八日「後にタークルとなったサントール人シドゥウの取調べ」、同上、九四頁。
- (39) 同上、裁判記録、一八五五年一月四日「神タークルのお告げ」、同上、九三頁。
- (40) 同上、九三―九四頁、および裁判記録、一八五五年二月二〇日、「サントール人カヌーの取り調べ」、九四―九五頁。
- (41) 同上、六六頁。Hunter, Sir William Wilson, *Annals of Rural Bengal* (Seventh Edition, London: Smith, Elder, And Co., 1897)。
- (42) 同上。
- (43) 同上、六二頁。
- (44) Hunter, *ibid.*

- (45) 文明と非文明について、竹中千春「アジアの市民社会論」竹中千春・高橋伸夫・山本信人編『講座現代アジア研究 第二巻 市民社会』（慶應義塾大学出版会、二〇〇八年）、第一章。
- (46) Nayat. Prannod K. ed. *The Penguin 1857 Reader* (New Delhi: Penguin Books, 2007), p.8; Nayat. Prannod K. *The Great Uprising: India, 1857* (New Delhi: Penguin Books, 2007). 日本の研究としては、長崎暢子『インド大反乱』（中央公論社、一九七五年）。
- (47) Metcalf, Thomas R. *The Aftermath of Revolt: India, 1867-1870* (Delhi: Manohar, 1990), p.47.
- (48) Ibid.; Stokes, Eric. *The Peasant and the Raj: Studies in Agrarian Society and Peasant Rebellion in Colonial India* (Cambridge: Cambridge University Press, 1978), p.130.
- (49) この辺の農村地域では、コレラや天然痘など、抗生物質の治療技術の存在しなかった時代にはほとんど死病に近い伝染病が流行すると、村はずれに閉じられたものを置いて、隣の村に警戒を伝えるとともに、病を治す女神に祈ったとされているが、そうした歴史的な慣習と結びついて、何か悪いことが起るとどうも兆を伝える作業だったと解釈される。
- (50) Metcalf, op.cit., "Chapter II: The Mutiny and its Causes," pp. 46-91.
- (51) Stokes, *op.cit.*, p.131.
- (52) *Narrative of Events regarding the Mutiny in India of 1857-58 and the Restoration of Authority* (Calcutta, 1881), paras 7-8, pp.467-468, quoted by Stokes, *ibid.*, pp. 163-164.
- (53) Stokes, *ibid.*, p.165. 引用は H.D. Robertson (Magistrate) の言葉。
- (54) Ibid., pp.144 and 170.
- (55) Ibid., p. 144.
- (56) Ibid., p.131.
- (57) Ibid., pp. 147-148.
- (58) Ibid., p. 167.
- (59) Ibid., pp. 144-145.
- (60) Ibid., p.172.
- (61) Ibid.
- (62) Ibid., p.136.
- (63) Roy, Tapati, "Visions of the Rebels: A Study of 1857 in Bundelkhand", *Modern Asian Studies* 27, 1 (1993), p.207.
- (64) Ibid., p.208.
- (65) Ibid., p.219.

- (66) *Ibid.*, p.220.
- (67) *Ibid.*, p.226.
- (68) *Ibid.*, p.223.
- (69) *Ibid.*, p.222.
- (70) Stokes, *op. cit.*, p.135.
- (71) Metcalf, *op. cit.*, p.54.
- (72) Nayyar, *op. cit.*, pp. 76-77.
- (73) こうした大量虐殺やジェンダーといった視点を含めて、新鮮な視点から一八五七年を分析した書として、Mukherjee, Rudrangshu, *Spectre of Violence: The 1857 Kanpur Massacres* (New Delhi: Penguin Books, 1998) 参照。今日では、「女性に対する暴力 (violence against women)」という概念や「戦時における女性に対する暴力 (violence against women at war)」という概念が、人権侵害に関わる議論の中では一般的に使われる。一九九〇年代のボスニア紛争やルワンダ内戦を契機にこうしたジェンダー的暴力が注目されるようになり、一九九五年秋に北京で開催された世界女性会議では初めて「女性に対する暴力」についての決議が行われ、二〇〇〇年にはそうした問題に焦点を置いて国連安全保障理事会一三四五決議が可決された。こうした展開の中で、第二次世界大戦を含めて、二〇世紀の主要な戦争において女性が性的な暴力を被ったことが明らかにされ、改めて責任追及されてきた。プーランが盗賊になった過程を辿った前稿でも示したように、北インドのこの地域では二〇世紀の後半においても、女性に対する抑圧や暴力が「当たり前」とされる文化が根強く生きていた。胎児や乳児の頃から女兒は厳しい差別を受け、その生存すら脅かされるのが珍しくないが、持参金や幼時婚の慣習も残り、そうした差別的裏返しとしての女性に対する暴力も家庭内暴力 (DV)、レイプ、持参金殺人など極めて厳しい形で行われている。一九八〇—九〇年代、イスラームやヒンドゥーの宗教的に過激な運動が強まった時代には、集団のアイデンティティを示すものとして、女性を統制する規範が「正統な伝統」とか「正統な教義」として暴力的に——つまり抵抗する者は暴力的な迫害を受ける形で——強制された。そうした動きが、ヒンドゥー至上主義を掲げるインド人民党の政治的な支持基盤の拡大を後押ししたことは、指摘しておきたい。「女の平和——犠牲者から変革の主体へ」『講座 戦争と現代 第五卷 平和秩序形成の課題』(大月書店、二〇〇四年)、三一七—三六二頁。
- (74) Bayly, *op.cit.*, pp. 123-124; Freitag, *op.cit.*, 241-254. 「犯罪部族」や「犯罪カースト」を含めて、伝統社会を捉える近代的な植民地支配の下で「カースト」——が構築されたという議論について、以下を参照。藤井毅『歴史の中のカースト——近代インドの〈自画像〉』(岩波書店、二〇〇三年)。Dirks, Nicholas B., *Castes of Mind: Colonialism and the Making of Modern India* (Princeton: Princeton University Press, 2001); Cohn, Bernard S., *Colonialism and its Forms of Knowledge: the British in India* (Princeton: Princeton University Press, 1996); Quigley, Declan, *The Interpretation of Caste* (New Delhi: Oxford University Press, 1999).
- (75) Radhakrishna, Meena, "Colonial Construction of a 'Criminal' Tribe: Yerukulas of Madras Presidency," *Economic and Political Weekly* (July

5. 2000), pp.2553-2563.
- (76) 「山の民 (hill tribes)」あるいは「森の民 (forest people)」にこいて、最近では歴史的な研究も数多く出られるようになってきた。そうした人々への関心を呼び起こしたものとすべし、Thompson, Edward P. *Whigs and Hunters: The Origin of the Black Act* (London: Penguin Books, 1985). インド史の中であつた問題に注目した研究者とすべし、Sarkar, Sumit, *Writing Social History* (Delhi: Oxford University Press, 1997). 植民地時代には支配したイギリス人の側が、こつした人々についての書物を残してつた。Elwin, Verrier. *The Tribal World of Verrier Elwin: An Autobiography* (New Delhi: Oxford University Press, 1988). Hutton, J.H. *Caste in India: Its Nature, Function, and Origins* (Glasgow: Oxford University Press, 1951). 考り文学的なものとして、Corbett, Jim. *My India* (New Delhi: Oxford University Press, 1989). Kipling, Rudyard. *Stories of India*, edited by Sudhakar Marathe (New Delhi: Penguin Books India, 2003).
- (77) Kofft, Dirk H. A. *Naukar, Rajput and Sepoy: The Ethnohistory of the Military Labour Market in Hindustan 1450-1850* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990), p.9.
- (78) Van Woerkens, ibid., p.19.
- (79) Kofft, ibid., p.16.
- (80) そもそも一八世紀終わりから一九世紀前半の時期は、本国とその周囲でも平和と秩序が安定した時期ではなかった。アメリカの植民地は、独立戦争の末にイギリス国王の支配から離脱し、フランス革命が起こつてイギリス王室は他のヨーロッパの国王や皇帝とともに長い反革命戦争を戦い、国内では産業革命によって大都市に貧しい労働者階級と失業者が溢れるようになった。重商主義的な国王と貴族の支配の下で資本家階級が台頭し、不満を持つ都市の民衆が「危険な階級 (dangerous classes)」として暴動も起こした。つまり、イギリス自身が工業化と市民政治の時代の新しい「平和」と「法と秩序」の形を生み出すまでの、激しい混乱を抱えていた。そのような本国から来た人々が、帝国の他の場所も回りながら、イギリスにとっては前例のない大規模な異民族の統治として、インド経営を試みたのである。なお、「危険な階級」については、ルイ・シユヴァリエ『労働階級と危険な階級——一九世紀前半のバリ』(喜安朗・相良匡俊・木下賢一訳、みすず書房、一九九三年)参照。
- (81) Freitag, op.cit., p.236.
- (82) Cohn, Bernard. *Colonialism and its Forms of Knowledge: The British in India* (Princeton: Princeton, 1966), pp.60-61.
- (83) 竹中千春「シエンター化する政治」。
- (84) 同上。
- (85) スリーマンと同じような方法が、少し後に形を変えて、アフガニスタン国境の北西辺境州で武装した「部族」に対する政策として展開されたことを指摘しておきたい。R・サンタマンというイギリス軍人が、バシュトゥーン人を中心とする遊牧民としての武装勢力が割拠する現地で、イギリスの覇権を作り出すために、彼らに金と武器を渡してイギリスの味方とし、情報収集と第一次的な防衛機能を果たさせる、つまり

- 用心棒に雇うという方法を採用したのである。「サンタマン方式」と呼ばれた「部族」の平定作戦である。この「サンタマン方式」とスリーマンの「タグ掃討作戦」を並べてみると、遠い外国の勢力が「辺境」地帯に足を踏み込んだときに、同じような作戦がとられたという点が重要だろう。イギリスは、現地の無秩序に見える武装社会を非難しながらも、武装集団すべてを鎮圧することは不可能なので、帝国の安全を確保するために一部の武装集団を「協力者」として抱き込み、一種の「分断統治 (divide and rule)」によって支配を築いたのである。帝国主義的な進出の典型的な先例である。二一世紀のアフガニスタンで対テロ戦争を行った米軍の立場を考える際、一九世紀のイギリス軍の経験は、興味深い比較の対象となるだろう。竹中千春「カシミール」二八頁。
- (86) 竹中千春「カンデー——民衆の神、国民の父」『国際学研究』第一九号(明治学院大学論叢、二〇〇〇年三月)、一一七頁。
- (87) Amin, Shahid, "Gandhi as Mahatma", *The Selected Subaltern Studies*, 440. Amin, Shahid, *Event, Metaphor, Memory: Chauri Chaura 1922-1992* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1995).
- (88) Pandey, Gyanendra, "Peasant Revolt and Indian Nationalism", *The Selected Subaltern Studies*, pp.232-240.
- (89) 「シータ・ラーム」という呼びかけについては、ibid., p.259.
- (90) Amin, ibid., pp. 309-310.
- (91) Amin, "Gandhi as Mahatma", pp. 294-297.
- (92) 「サンスタリタイゼーション(サンスタリット化)」は、社会人類学者M・N・シュリニヴァス(Mysora N. Srinivas)の唱えた仮説で、下層に位置するカーストもブラーフマン的な価値を実現すること、社会的な上昇を遂げるというメカニズムを指摘する。この「サンスタリット(Sanskrit)」は聖典の言葉で、ブラーフマンの伝えつきた価値そのものを示す。Srinivas, M.N., *The Remembered Village* (Berkeley: University of California, 1976); Srinivas, M.N., *The Dominant Caste and Other Essays* (New Delhi: Oxford University Press, 1987).
- (93) 地代や地税の不満という問題は、経済的な貧困が農民の抵抗につながるという仮説から、実証的な分析の主な対象となってきた。こうした経済的な問題はもちろん「モラル・エコノミー」の中心的なテーマだが、ブーラン・デーヴィーの人生でも見たように、地主や役人によって過酷な労働や無賃労働を理不尽に課されること、あるいはこうした権力者や彼らと手をつないだ男たちが自分の妻・姉妹・子どもなどに暴行を加えることなどに対して、村人は強い道義的反発を示してきた。地主の家で家内労働をさせられた自分の娘が陵辱させられて妊娠してしまふといった出来事は、「事件」にもならず、国家の取り締まるべき「犯罪」にもならなかった。こうした不当な慣習に対して、「スワラージ」の声とともに農民が抗議を始めたところになる。
- (94) Amin, "Gandhi as Mahatma", p.323.
- (95) Ibid., p.328.
- (96) Ibid., p. 328.
- (97) Ibid., p. 318.

- (98) Amin, *Event*, p.17. 「鉄砲弾は水に落ちる」という考え方については、前述のサントール人の反乱のときの「カヌーの取り調べ」の箇所で、「マスケット銃の中から水が出てくるだろう」という証言と比較できる。獄中にあつたガンディーは、非暴力主義を貫くためにこの事件を契機に市民不服従運動を停止する決定をし、その指令を発したが、会議派の指導者たちは大変に失望した。ネルー「自叙伝」『ガンディー ネルー』(世界の名著七七、責任編集、蜷山芳郎、中央公論社、一九七九年)、四三七―四三八頁。
- (99) Amin, *Ibid.*, pp.72-73.
- (100) *Ibid.*, p.85.
- (101) *Ibid.*, pp.75-76.
- (102) Amin, "Gandhi as Mahatma", p. 322.
- (103) Amin, *Event*, pp.107-109.
- (104) *Ibid.*, p. 15 and pp.80-81.
- (105) *Ibid.*, pp.126-127.
- (106) ガンディー『真の独立への道』(田中敏雄訳、岩波書店、二〇〇一年)、五一―五三頁。「ビール(Bir)」は、かつて「部族」と呼ばれた中央および西インドに暮らす「山の民」の人々。
- (107) 同上、一〇二―一〇三頁。
- (108) 同上、一〇三―一〇四頁。
- (109) ネルー、前掲、四三八―四三九頁。
- (110) 網野善彦「日本中世の自由について」『中世再考―列島の地域と社会』(講談社、二〇〇〇年)、五〇―五一頁。
- (111) 阿部謹也『中世を旅する人々―ヨーロッパ庶民生活点描』(講談社、二〇〇八年)、一五八―一五九頁。
- (112) 同上、二〇八―二〇九頁。
- (113) 同上、二〇四頁。
- (114) *Report of the Criminal Tribes Enquiry Committee: United Provinces* (Allahabad: Superintendent, Printed & Stationary, U.P., India, 1948); D Souza, *Diip, Branded by Law: Looking at India's Denotified Tribes* (New Delhi: Penguin Books, 2001), 54. 「パシ」は差別を受けた自己の経験を綴った自伝的作品と「V」 Galkwad, Laxman, *The Branded* (Translated from the Marathi original, 1988, Bombay: Orient Longman, 1998).
- (115) Reeves, Peter, *Landlords and Governments in Uttar Pradesh: A Study of their Relations until Zamindari Abolition* (Bombay: Oxford University Press, 1991), p. 275.
- (116) *India Today*, March 2001, p.65.

(117) Ibid.

(118) Ibid., pp.66-68.

(119) Ibid., p.66.